有価証券報告書

事業年度　　自　令和７年４月１日
（第21期）　　至　令和８年３月31日

東日本高速道路株式会社

有 価 証 券 報 告 書

１　本書は金融商品取引法第24条第１項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

２　本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

目　　次

頁

第21期 有価証券報告書
【表紙】 …… 1
第一部 【企業情報】 …… 2
第１ 【企業の概況】 …… 2
１ 【主要な経営指標等の推移】 …… 2
２ 【沿革】 …… 4
３ 【事業の内容】 …… 7
４ 【関係会社の状況】 …… 11
第２ 【事業の状況】 …… 14
１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 …… 14
２ 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 …… 15
３ 【事業等のリスク】 …… 20
４ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 26
５ 【重要な契約等】 …… 35
６ 【研究開発活動】 …… 40
第３ 【設備の状況】 …… 41
１ 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】 …… 41
２ 【道路資産】 …… 45
第４ 【提出会社の状況】 …… 48
１ 【株式等の状況】 …… 48
２ 【自己株式の取得等の状況】 …… 50
３ 【配当政策】 …… 50
４ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 …… 51
５ 【従業員の状況等】 …… 62
第５ 【経理の状況】 …… 66
１ 【連結財務諸表等】 …… 67
２ 【財務諸表等】 ……118
第６ 【提出会社の株式事務の概要】 ……143
第７ 【提出会社の参考情報】 ……144
１ 【提出会社の親会社等の情報】 ……144
２ 【その他の参考情報】 ……144
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 ……145
第１ 【保証会社情報】 ……145
第２ 【保証会社以外の会社の情報】 ……145
１ 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】 ……145
２ 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】 ……150
３ 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】 ……151
第３ 【指数等の情報】 ……153

監査報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和８年６月26日
【事業年度】	第21期(自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日)
【会社名】	東日本高速道路株式会社
【英訳名】	East Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　吉　岡　幹　夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目３番２号
【電話番号】	03-3506-0111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務・経理本部経理財務部長　　村　岡　敏
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目３番２号
【電話番号】	03-3506-0111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務・経理本部経理財務部長　　村　岡　敏
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		令和４年３月	令和５年３月	令和６年３月	令和７年３月	令和８年３月
営業収益	(百万円)	1,030,388	1,108,624	1,111,528	1,171,883	1,284,583
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△1,223	△1,738	9,058	6,877	5,923
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	△1,480	7,384	8,742	5,829	6,631
包括利益	(百万円)	1,390	4,670	16,614	19,506	14,959
純資産額	(百万円)	235,464	240,135	256,749	276,256	291,215
総資産額	(百万円)	1,536,237	1,745,022	1,962,169	2,157,733	2,458,458
１株当たり純資産額	(円)	2,242.52	2,287.00	2,445.23	2,631.00	2,773.48
１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	(円)	△14.09	70.33	83.26	55.51	63.15
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	15.3	13.7	13.0	12.8	11.8
自己資本利益率	(%)	△0.6	3.1	3.5	2.1	2.3
株価収益率	(倍)	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△100,776	△56,487	△204,584	△276,530	△153,468
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△38,992	△36,494	△46,499	△47,923	△61,009
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	168,321	132,440	207,442	247,367	293,548
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	182,628	222,049	178,429	101,336	180,410
従業員数〔外、平均臨時雇用人員〕	(人)	15,395〔1,872〕	15,482〔1,829〕	15,737〔1,937〕	15,876〔1,780〕	15,939〔1,892〕

(注) １．第18期、第19期、第20期及び第21期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第17期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

３．従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[ ]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		令和４年３月	令和５年３月	令和６年３月	令和７年３月	令和８年３月
営業収益	(百万円)	1,011,999	1,086,184	1,086,549	1,145,773	1,258,517
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△6,469	△7,847	1,113	1,769	1,273
当期純利益 又は当期純損失(△)	(百万円)	△4,172	3,533	2,407	3,067	3,833
資本金	(百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
発行済株式総数	(千株)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
純資産額	(百万円)	191,830	195,398	197,817	200,855	204,680
総資産額	(百万円)	1,488,929	1,698,174	1,906,970	2,098,728	2,396,926
１株当たり純資産額	(円)	1,826.95	1,860.93	1,883.97	1,912.91	1,949.33
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	(円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
１株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)	(円)	△39.73	33.65	22.93	29.21	36.51
潜在株式調整後１株当たり 当期純利益金額	(円)	－	－	－	－	－
自己資本比率	(%)	12.8	11.5	10.3	9.5	8.5
自己資本利益率	(%)	△2.1	1.8	1.2	1.5	1.8
株価収益率	(倍)	－	－	－	－	－
配当性向	(%)	－	－	－	－	－
従業員数	(人)	2,457	2,516	2,573	2,600	2,643
株主総利回り (比較指標：－)	(%) (%)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
最高株価	(円)	－	－	－	－	
最低株価	(円)	－	－	－	－	

(注) １．第18期、第19期、第20期及び第21期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第17期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．株価収益率、株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

３．従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)第14条第３項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団(以下「道路公団」といいます。)の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月１日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	東日本高速道路株式会社設立
平成17年12月	ネクセリア東日本㈱(現㈱ネクスコ東日本エリアトラクト)(連結子会社)設立
平成18年３月	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」といいます。)第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第13条第１項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」及び「一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))に関する協定」を締結
平成18年４月	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、当社及びネクセリア東日本㈱(現㈱ネクスコ東日本エリアトラクト)がサービスエリア・パーキングエリア(以下「SA・PA」といいます。)に関する事業等を譲受け
平成18年６月	㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道(現㈱ネクスコ・サポート北海道)(連結子会社)、㈱ネクスコ・エンジニアリング東北(連結子会社)、㈱ネクスコ・エンジニアリング関東(平成19年10月、㈱東関東への吸収合併により消滅)、㈱ネクスコ・エンジニアリング新潟(平成20年３月、㈱クエスト新潟への吸収合併により消滅)、㈱ネクスコ・トール東北(連結子会社)及び㈱ネクスコ・トール関東(連結子会社)設立
平成18年７月	新潟管理局を新潟支社に名称変更
平成19年３月	技術部を設置 新日本ハイウェイ・パトロール㈱、札幌道路エンジニア㈱、㈱アクトノース及び陸羽道路メンテナンス㈱を株式取得により連結子会社化し、それぞれ㈱ネクスコ東日本パトロール(現㈱ネクスコ・パトロール東北)、㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道、㈱ネクスコ・メンテナンス北海道及び㈱ネクスコ・メンテナンス東北に商号変更
平成19年４月	㈱ネクスコ・トール北関東(連結子会社)設立
平成19年７月	東日本ハイウェイ・パトロール㈱(現㈱ネクスコ・パトロール関東)を株式取得により連結子会社化
平成19年９月	㈱東関東を株式取得により連結子会社化
平成19年10月	㈱東関東が㈱ネクスコ・エンジニアリング関東を吸収合併し、㈱ネクスコ東日本エンジニアリングに商号変更
平成19年12月	㈱メンテナンス関東を株式取得により連結子会社化し、㈱ネクスコ・メンテナンス関東に商号変更
平成20年１月	一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))の料金徴収期間が満了
平成20年２月	関越ロードメンテナンス㈱(現㈱ネクスコ・メンテナンス新潟)を株式取得により連結子会社化
平成20年３月	㈱ネクスコ東日本トラスティ(連結子会社)設立 ㈱クエスト新潟を株式取得により連結子会社化、同社が㈱ネクスコ・エンジニアリング新潟を吸収合併し、㈱ネクスコ・エンジニアリング新潟に商号変更
平成20年４月	㈱ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)及び㈱ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)設立
平成22年４月	㈱ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)が㈱盛岡セントラルホテルを株式取得により連結子会社化
平成22年６月	㈱ネクスコ東日本ロジテム(連結子会社)設立

年月	事項
平成23年４月	本部制導入に伴い経営企画本部、総務本部、経理財務本部、技術本部、管理事業本部、建設事業本部及び事業開発本部を設置
	海外事業部、環境部、新事業開発部、財務部、技術マーケティング推進室、グループ統括室、CSR・TD推進室等を設置
平成24年２月	㈱ネクスコ・サポート新潟(連結子会社)設立
平成24年８月	業務監査部を業務監査室に改編
平成25年１月	総務本部と経理財務本部を統合して総務・経理本部を、技術本部と建設事業本部を統合して建設・技術本部を、それぞれ設置
	海外事業部と情報システム部を経営企画本部へ移設
	グループ統括室、CSR・TD推進室及び技術マーケティング推進室を廃止したほか、経理部と財務部を統合して経理財務部を、技術部と環境部を統合して技術・環境部を、広報・IR部を改編して広報・CSR部を、それぞれ設置
平成25年３月	ネクセリア東日本㈱(現㈱ネクスコ東日本エリアトラクト)(連結子会社)が㈱ホームワークスを株式取得により連結子会社化
平成26年６月	ネクセリア東日本㈱(現㈱ネクスコ東日本エリアトラクト)(連結子会社)が㈱ネクセリア・シティフード(現㈱ネクスコ東日本シティフード)及び㈱スノーフーズを株式取得等により連結子会社化
平成26年10月	事業創造企画室を設置
平成27年３月	㈱ネクスコ東日本イノベーション＆コミュニケーションズ(連結子会社)設立
平成27年４月	㈱ネクセリア・シティフード(現㈱ネクスコ東日本シティフード)(連結子会社)が㈱一平を株式取得により連結子会社化
平成27年10月	㈱ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)が㈱盛岡セントラルホテルを吸収合併
平成28年８月	㈱ネクスコ・メンテナンス関東(連結子会社)が㈱関東エリアクリーン(連結子会社)を設立
平成29年４月	㈱ネクセリア・シティフード(現㈱ネクスコ東日本シティフード)(連結子会社)が㈱ホームワークス(連結子会社)及び㈱一平(連結子会社)を吸収合併
	事業開発本部をサービスエリア事業本部に名称変更
	エリア事業部をサービスエリア事業部に、新事業開発部を新事業推進部に、それぞれ名称変更
平成29年10月	㈱ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)が㈱ネクスコ東日本ロジテム(連結子会社)を株式交換により完全子会社化
平成30年６月	㈱ネクスコ東日本ロジテム(連結子会社)が㈱スノーフーズ(連結子会社)の全株式を売却
令和元年６月	建設・技術本部を廃止し、技術本部及び建設事業本部を設置
	海外事業部を技術本部へ移設
令和元年７月	料金システム開発室を設置
令和元年10月	E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED(連結子会社)設立
令和２年４月	技術本部に総合技術センターを設置
令和２年10月	事業創造企画室を廃止し、技術本部に事業創造部を設置
	管理事業本部にITS推進部を設置
令和３年３月	ISO 14001(環境マネジメントシステム)の認証を本社として取得
令和４年６月	サービスエリア事業本部をサービスエリア・新事業本部に名称変更
令和５年６月	料金システム開発室を廃止
令和６年６月	ネクセリア東日本㈱が㈱ネクスコ東日本エリアトラクトに、㈱ネクセリア・シティフードが㈱ネクスコ東日本シティフードに商号変更
	㈱ネクスコ東日本エリアトラクト(連結子会社)が株式交換によりネクスコ東日本リテイル(連結子会社)と㈱ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)を完全子会社化

年月	事項
令和８年６月	技術本部を技術・DX本部に名称変更 情報システム部を廃止し、技術・DX本部にDX推進部を設置 海外事業部を経営企画本部へ移設

3 【事業の内容】

当社及び関係会社(子会社24社及び関連会社７社(令和８年３月31日現在))は、高速道路事業、受託事業、道路休憩所事業、その他の４部門に関係する事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりです。

なお、次の４部門は、「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、東日本地域の１都１道15県(注)１において、平成18年３月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」(その後の変更を含み、以下「協定」といいます。)、道路整備特別措置法(昭和31年法律第７号)(以下「特措法」といいます。)第３条の規定による許可及び同法第４条の規定に基づき、高速道路(注)２の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第９条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

料金収受業務	(連結子会社) ㈱ネクスコ・トール東北、㈱ネクスコ・トール関東、㈱ネクスコ・トール北関東、㈱ネクスコ・サポート北海道、㈱ネクスコ・サポート新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路㈱
保全点検業務	(連結子会社) ㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道、㈱ネクスコ・エンジニアリング東北、㈱ネクスコ東日本エンジニアリング、㈱ネクスコ・エンジニアリング新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路㈱
維持修繕業務	(連結子会社) ㈱ネクスコ・メンテナンス北海道、㈱ネクスコ・メンテナンス東北、㈱ネクスコ・メンテナンス関東、㈱ネクスコ・メンテナンス新潟、㈱関東エリアクリーン (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路㈱
交通管理業務	(連結子会社) ㈱ネクスコ・パトロール東北、㈱ネクスコ・パトロール関東、㈱ネクスコ・サポート北海道、㈱ネクスコ・サポート新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路㈱
その他業務(注)３	(連結子会社) ㈱ネクスコ東日本トラスティ (持分法適用関連会社) ㈱NEXCOシステムソリューションズ、高速道路トールテクノロジー㈱、㈱高速道路総合技術研究所

(注) １．北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県及び長野県(東京都、神奈川県、富山県及び長野県は一部区域)

２．高速道路会社法第２条第２項に規定する高速道路をいいます。

３．用地調査管理、財産整理及び道路敷地管理等、有料道路の通行料金及び交通量等の電子計算、料金収受機械の保守・点検・整備・保全等並びに高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発の業務を行っております。

(2) 受託事業

受託事業においては、高速道路会社法第５条第４項の規定に従い、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等で、経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等を当社が行っております。

(3) 道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設及び管理等を行っております。

当社グループの管理するSA・PA330箇所のうち、商業施設を所有している191箇所については㈱ネクスコ東日本エリアトラクト(連結子会社)が、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)の海ほたるPAについては東京湾横断道路㈱(持分法適用関連会社)が、それぞれ商業施設の管理運営を行っております。また、SA・PAの直営店舗運営業務については㈱ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)が、商業施設の管理点検業務及びコンシェルジェ業務については㈱ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)が、商業施設における配送・共同仕入れ等の業務については㈱ネクスコ東日本ロジテム(連結子会社)が、飲食店舗運営業務については㈱ネクスコ東日本シティフード(連結子会社)が行っております。

(4) その他

その他においては、カード事業、WEB事業、駐車場事業、占用施設活用事業、トラックターミナル事業及び海外事業等を実施しております。

このうち、カード事業については、ETC機能、クレジット機能及び電子マネー決済機能を搭載した「E-NEXCO pass」の発行を当社が行っております。また、WEB事業については、料金検索システム及びSA・PA情報の提供等を当社及び㈱ネクスコ東日本イノベーション＆コミュニケーションズ(連結子会社)が行っております。駐車場事業については、日比谷自動車駐車場の管理運営を、占用施設活用事業については、高速道路の高架下の占用施設を活用した事業を、当社並びにその一部業務を委託した㈱ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)及び㈱ネクスコ東日本トラスティ(連結子会社)が行っております。トラックターミナル事業については、東北高速道路ターミナル㈱(持分法適用関連会社)が仙台南(宮城県名取市)及び郡山(福島県郡山市)の２箇所におけるトラックターミナルの管理運営を行っております。海外事業については、インド現地法人であるE-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED(連結子会社)を通じて、インドにおける技術支援業務の一環として路面性状測定業務を実施しております。また、日本高速道路インターナショナル㈱(持分法適用関連会社)では、海外における道路事業に関する調査等の業務を行っております。

その他、㈱ネクスコ東日本イノベーション＆コミュニケーションズ(連結子会社)がスマートメンテナンスハイウェイ(以下「SMH」といいます。)(注)関連技術や情報基盤高度化技術の調査研究・開発及びそれらの成果について内部活用の展開支援・外販等の業務を行っております。また、㈱NEXCO保険サービス(持分法適用関連会社)が損害保険及び生命保険の代理店業務を行っております。

(注) 長期的な道路インフラの安全・安心の確保に向け、ICT(Information and Communication Technology)の導入や機械化等を行い、これらが技術者と融合した総合的なメンテナンス体制を構築し、維持管理・更新の効率化や高度化を図るものです。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりです。

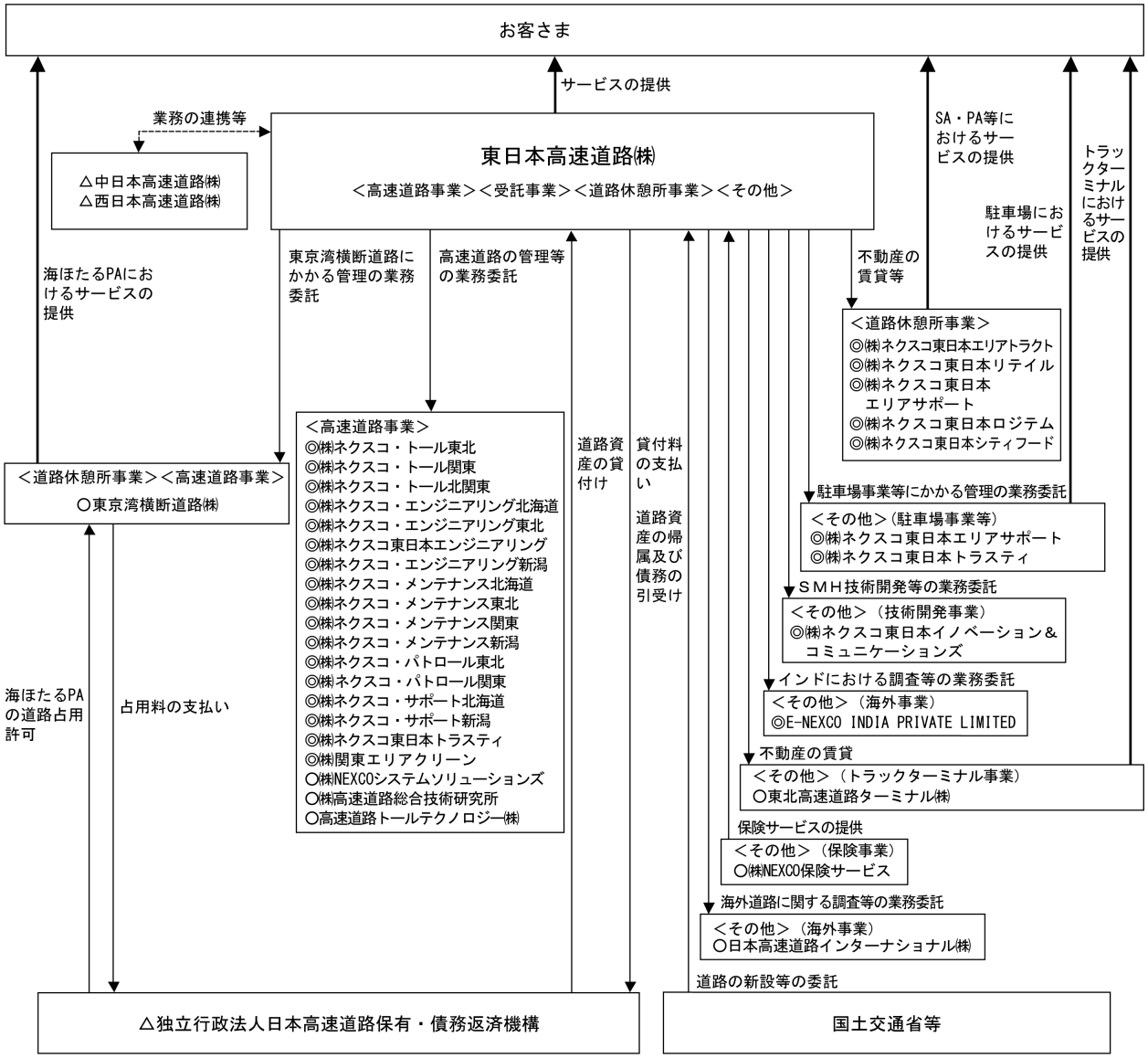

（注）１．◎は連結子会社、○は持分法適用関連会社、△は関連当事者を示しております。

２．機構は、機構法第15条第１項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第２項ないし第４項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第１項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

東日本高速道路株式会社　路線図

令和８年３月31日現在

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

(令和８年３月31日現在)

名称	住所	資本金(百万円)	主要な事業の内容(注)１	議決権の所有割合(%)(注)２	関係内容
㈱ネクスコ・トール東北	仙台市青葉区	90	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の料金収受業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　なし 役員の兼任等　なし
㈱ネクスコ・トール関東	東京都墨田区	90	高速道路事業	100.0	一般国道14号及び16号(京葉道路)等の料金収受業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　なし 役員の兼任等　なし
㈱ネクスコ・トール北関東	さいたま市大宮区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の料金収受業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　なし 役員の兼任等　なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道	札幌市白石区	60	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　なし 役員の兼任等　なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング東北	仙台市青葉区	90	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　なし 役員の兼任等　なし
㈱ネクスコ東日本エンジニアリング	東京都荒川区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　なし 役員の兼任等　なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング新潟	新潟市中央区	40	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　なし 役員の兼任等　なし
㈱ネクスコ・メンテナンス北海道	札幌市白石区	43	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　なし 役員の兼任等　なし
㈱ネクスコ・メンテナンス東北	仙台市青葉区	99	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　なし 役員の兼任等　なし
㈱ネクスコ・メンテナンス関東	東京都千代田区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　なし 役員の兼任等　なし
㈱ネクスコ・メンテナンス新潟	新潟県長岡市	72	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　なし 役員の兼任等　なし
㈱ネクスコ・パトロール東北	仙台市青葉区	60	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の交通管理業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　なし 役員の兼任等　なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%)(注) 2	関係内容
㈱ネクスコ・パトロール関東	さいたま市 中央区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の交通管理業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　　なし 役員の兼任等　　なし
㈱ネクスコ・サポート北海道	札幌市中央区	40	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の料金収受業務及び交通管理業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　　なし 役員の兼任等　　なし
㈱ネクスコ・サポート新潟	新潟市中央区	40	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の料金収受業務及び交通管理業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　　なし 役員の兼任等　　なし
㈱ネクスコ東日本トラスティ	東京都港区	45	高速道路事業 その他 (駐車場事業 等)	100.0	用地調査管理業務、財産整理業務及び道路敷地管理業務等を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　　なし 役員の兼任等　　なし
㈱関東エリアクリーン	東京都 千代田区	30	高速道路事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助　　なし 設備の賃貸借　なし 役員の兼任等　なし
㈱ネクスコ東日本エリア トラクト	東京都港区	1,500	道路休憩所 事業	100.0	SA・PA内商業施設等の一部を賃貸しております。 資金援助　　なし 役員の兼任等　あり
㈱ネクスコ東日本リテイル	東京都港区	90	道路休憩所 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助　　なし 設備の賃貸借　なし 役員の兼任等　なし
㈱ネクスコ東日本エリア サポート	東京都港区	90	道路休憩所 事業 その他 (駐車場事業 等)	100.0 (100.0)	駐車場事業等管理業務等を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　　なし 役員の兼任等　なし
㈱ネクスコ東日本ロジテム	千葉県 習志野市	90	道路休憩所 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助　　なし 設備の賃貸借　なし 役員の兼任等　なし
㈱ネクスコ東日本シティフード	東京都港区	60	道路休憩所 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助　　なし 設備の賃貸借　なし 役員の兼任等　なし
㈱ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ	東京都港区	85	その他 (技術開発事 業)	100.0	研究開発及び情報処理・提供サービス等業務を委託しております。 資金援助　　なし 設備の賃貸借　なし 役員の兼任等　なし
E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED (注) 3	インド国 ハリヤナ州	309 百万ルピー	その他 (海外事業)	100.0 (3.8)	インドにおける高速道路の調査業務等を委託しております。 資金援助(債務保証)　あり 設備の賃貸借　　なし 役員の兼任等　　なし

(注) 1．主要な事業の内容欄には、セグメントに記載された名称を記載しております。

2．議決権の所有割合の(　)内は、間接所有割合で内数です。

3．E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITEDの資本金は、現地通貨単位により記載しています。

(2) 持分法適用の関連会社

(令和８年３月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容 (注) 1	議決権の所有割合 (%) (注) 2，3	関係内容
東京湾横断道路㈱ (注) 4	東京都品川区	90,000	高速道路事業 道路休憩所事業	33.3 (0.0)	東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和61年法律第45号)の規定による同社との管理協定に基づき、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)の維持修繕、料金収受等の管理を委託しております。また、事務所建物の一部を賃貸しております。 資金援助　なし 役員の兼任等　なし
㈱NEXCOシステムソリューションズ	東京都新宿区	50	高速道路事業	33.3	経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　なし 役員の兼任等　なし
㈱高速道路総合技術研究所	東京都町田市	45	高速道路事業	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発業務を委託しております。また、滋賀県湖南市の緑化試験・生産施設を賃貸しております。 資金援助　あり 役員の兼任等　なし
高速道路トールテクノロジー㈱	東京都港区	75	高速道路事業	30.3 [8.9]	料金収受機械等保守整備業務、料金収入の計数管理業務及び料金システム関係業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助　なし 役員の兼任等　なし
㈱NEXCO保険サービス	東京都 千代田区	15	その他 (保険事業)	33.3	損害保険及び生命保険の代理店業務によるサービスの提供を受けております。 資金援助　なし 設備の賃貸借　なし 役員の兼任等　なし
東北高速道路ターミナル㈱	宮城県名取市	1,082	その他 (トラックターミナル事業)	27.0 (0.4)	仙台南及び郡山の２箇所におけるトラックターミナル事業用地を賃貸しております。 資金援助　なし 役員の兼任等　なし
日本高速道路インターナショナル㈱	東京都 千代田区	49	その他 (海外事業)	29.4	海外道路に関する調査・研究業務を委託しております。 資金援助　なし 設備の賃貸借　なし 役員の兼任等　なし

(注) 1．主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2．議決権の所有割合の(　)内は、間接所有割合で内数です。

3．議決権の所有割合の[　]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっております。

4．有価証券報告書を提出しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものです。

当社グループは、「高速道路の効果を最大限発揮させることにより、地域社会の発展と暮らしの向上を支え、日本経済全体の活性化に貢献」することをグループ経営理念とし、「つなぐ」価値を創造し、あらゆるステークホルダーに貢献する企業として成長するというグループ経営ビジョンの実現を目指しています。

当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置き、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供することを使命としております。令和３年度に策定し、令和５年度末に見直した「NEXCO東日本グループ中期経営計画(令和３年度～令和７年度)」において、令和７年度までの５年間を『SDGsの達成に貢献し、新たな未来社会に向けて変革していく期間』と位置付け、６つの基本方針(「安全・安心で自動運転等のイノベーションにも対応した快適な高速道路の実現」、「老朽化や災害に対する高速道路インフラの信頼性の飛躍的向上」、「高速道路の整備・強化と４車線化の推進によるネットワーク機能の充実」、「多様なお客さまのニーズを踏まえた使いやすさの追求」、「持続可能な社会の実現に貢献できるグループ全体の経営力の強化」、「社会の変化に対応できる人材力の強化と誰もが生き生きと働ける基盤の確立」)のもと、着実に事業を実施してまいりました。

令和８年度における日本経済は、各国の通商政策、物価動向、地政学リスク等による不確実性はあるものの、雇用・所得環境の改善が進み、企業の設備投資も堅調に推移することが見込まれます。そのような経済環境の下で、当社事業に関しても高速道路事業においては交通量及び料金収入が、道路休憩所事業においてはSA・PAの売上高が前年度並みで推移することが見込まれます。ただし、中東情勢の影響による景気の下振れリスクや個人消費の抑制に結び付くような過度な物価高、特に国内ガソリン価格については、補助金を含む動向を引き続き注視していく必要があります。

当社が事業を実施するに当たっては、安全・安心・快適・便利な高速道路サービスを提供するとともに、機構に対して協定に基づく道路資産賃借料を着実に支払い、将来にわたり高速道路ネットワークの機能を維持・強化していく使命を担っています。一方で、近年は、自然災害の激甚化・頻発化、道路構造物の老朽化の進行、建設資材費・人件費の高騰、人口減少に伴う担い手不足など、当社グループを取り巻く事業環境は一層厳しさを増しています。

これらの事業環境の変化を踏まえた主な課題と対応は以下のとおりです。

(防災・減災対応力の強化)

大規模地震や線状降水帯、集中降雪等の異常気象への対応力強化は、引き続き最重要課題の一つです。橋梁や盛土の耐震補強を計画的に進めるとともに、航空レーザ測量やドローン等の新技術を活用した災害リスクの低減に取り組んでまいります。また、首都直下地震等を想定した緊急輸送路の確保など、発災後においても高速道路機能を早期に回復できる体制の構築を進めてまいります。

(高速道路ネットワーク機能の強化と円滑化)

首都圏をはじめとする高速道路の機能強化を図るため、ネットワーク整備による複数ルート化を進めてまいります。あわせて、付加車線の整備や時間帯別料金の活用、AIを用いた渋滞予測やルート案内等により、慢性的な渋滞の緩和や交通の円滑化に取り組んでまいります。

(安全水準の向上)

高速道路の安全性を一層高めるため、逆走対策や暫定２車線区間における正面衝突事故対策を着実に進めてまいります。また、４車線化の推進等を通じ、ネットワーク全体の安全性と信頼性の向上を図ってまいります。

(お客さま利便性・快適性の向上)

お客さまにより快適に高速道路をご利用いただけるよう、ドラぷらアプリや音声アプリ等を活用した情報提供の高度化に取り組んでまいります。また、SA・PAにおいては、無人決済システムの導入や施設のリニューアル等を進め、利便性の向上や地域の魅力を感じられるサービスの充実を図ってまいります。

(次世代高速道路・技術革新への対応)

自動運転車両の普及を見据え、実証実験等を通じて次世代高速道路の実現に向けた技術検証を進めてまいります。あわせて、EV急速充電器の高出力化・増設や、次世代課金方法の検討など、新たなモビリティへの対応に取り組んでまいります。

(社会課題解決・脱炭素への貢献)

地域との連携による地域共創の取組を進めるとともに、物流分野においては、休憩機能の拡充や中継輸送拠点の整備など、社会課題の解決に資する取組を推進してまいります。また、「NEXCO東日本グループカーボンニュートラル推進戦略」及び「NEXCO東日本　道路脱炭素化推進計画」に基づき、道路・施設の省エネルギー化や低炭素型資材・施工方法の活用等を通じて、環境負荷の低減に取り組んでまいります。

(高速道路リニューアルの推進)

供用から長期間が経過した道路構造物の老朽化が進行する中、高速道路を将来にわたり安全・安心にご利用いただくため、高速道路リニューアルプロジェクトを着実に推進してまいります。橋梁床版やトンネル、舗装等の大規模更新・修繕に計画的に取り組むとともに、高耐久化技術の活用等により、将来世代に引き継ぐ高速道路の健全性確保に努めてまいります。

(持続可能な事業運営基盤の確立)

労務費・材料費の高騰等による維持管理コストの増加を踏まえ、効率的な維持管理手法の導入やDXの推進により、事業運営力の強化を図ってまいります。あわせて、持続可能な道路運営の確保の観点から、将来を見据えた財源確保のあり方についても検討を進めてまいります。さらに、令和６年３月に策定したNEXCO東日本人材育成方針に基づき、人材の確保・育成や多様で柔軟な働き方の実現に取り組んでまいります。

これらの課題に対応するため、当社グループは、令和７年８月に国土交通省が取りまとめた「高速道路機構・会社の業務点検フォローアップ」の内容等を踏まえ、令和８年度から令和12年度までを対象期間とする「NEXCO東日本グループ中期経営計画(2026-2030)」(以下「中期経営計画」といいます。)を令和８年３月に策定しました。

本計画では、「安全・安心・快適・便利な社会インフラサービスをお届けするとともに、次世代高速道路の取組を推進する」「社会課題の解決に貢献し、日本と地域を支える」「事業運営力を強化し、働く人にとって誇れる企業グループとなる」の３つの基本方針を設定しています。これらの基本方針をもとに、各施策に計画的かつ総合的に取り組んでまいります。

高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで、地域社会の発展と暮らしの向上、更には広く日本経済全体の活性化に貢献してまいります。

２ 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループの社会・環境問題をはじめとするサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりです。

なお、文中の将来に事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1)ガバナンス及びリスク管理

サステナビリティを巡る課題を重要な経営課題と位置づけ、その対応について、経営会議や取締役会で審議及びモニタリングを行いながら、各種取組を推進しています。令和８年度を初年度とする新たな中期経営計画においても、これらの取組を重点計画に位置付けており、この計画は経営会議や取締役会で議論の上で策定しています。また、その実行状況については取締役会において評価・監督等を行います。加えて、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について取締役会で決議(平成18年４月27日決議、令和７年３月27日最終改定)し、コーポレート・ガバナンスに必要な社内規程等を制定する等ガバナンス体制の実効性を確保しております。

また、当社グループでは、サステナビリティ経営を推進し、高速道路を通じて社会を支える使命を持続的に果た

すため、サプライチェーンを対象に温室効果ガスの実質排出量の削減を推進するための取組及び機会を取りまとめた「NEXCO東日本グループ　カーボンニュートラル推進戦略」を令和６年６月に策定しました。本戦略を推進するため、環境委員会において継続的なモニタリングと事業環境の把握や対応について検討し、その結果を報告することとしており、また、モニタリングや事業環境の状況により本戦略の見直しが必要な場合には取締役会において変更することとしております。なお、令和７年10月１日に施行された「道路法等の一部を改正する法律」により国土交通大臣から示された道路脱炭素化基本方針に基づき、令和８年３月に「NEXCO東日本　道路脱炭素化推進計画」を策定しております。

リスク管理については、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定め、サステナビリティ関連のリスクを含む事業執行上の各種のリスクについて、それぞれの担当部署において対策を講じています。また、リスク管理推進委員会等でリスクマネジメントの現状を適宜検証し、適切に対応する体制を整えるほか、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け、リスク管理を行っております。詳細については、後記「３　事業等のリスク」に記載のとおりです。

(２)戦略

①環境関連

高速道路は安定した速度での走行が可能であり、信号待ち等を伴う一般道の利用に比べてCO2排出量が削減されます。当社管内で排出されるCO2の大半は、高速道路をご利用いただくお客さまの車両に由来しますが、高速道路の整備による一般道から高速道路への利用転換が、自動車交通全体の温室効果ガス排出削減に貢献するものと捉えております。

また、気候変動に伴う自然災害の激甚化、頻発化は、高速道路の長期通行止めをもたらす可能性があり、そのような災害が発生した場合は、経済社会への悪影響、料金収入の減少、災害復旧費用の増加、人命救助及び復興支援の遅れ等の影響が懸念されます。

当社グループは、高速道路の整備・強化と４車線化の推進によるネットワーク機能の充実、渋滞対策、のり面の樹林健全化、SA・PAへの急速充電器新設・複数口化等、災害に強く、高速道路事業の環境負荷を低減する施策を着実に進めるとともに、利用促進に取り組んでおります。

このような事業特性から、当社は環境への取組を重要な課題と位置づけ、平成19年に７月に「環境方針」及び「環境行動指針」を制定し、環境保全、技術開発、環境経営を推進しています。

〈環境方針〉

NEXCO東日本は、環境への取組を経営の重要課題と位置づけ、社会の責任ある一員として、地球環境の保全や循環型社会の形成に貢献するとともに、沿道の生活環境や自然環境の保全の取組を進めることにより、社会から信頼される企業を目指します。

〈環境行動指針〉（令和３年１月改定）
NEXCO東日本は、環境方針に基づき、以下の行動を行います。

Ⅰ．環境保全の取組

１．地球温暖化防止への貢献
・高速道路のネットワーク整備・強化や渋滞対策による交通の円滑化、のり面の樹林健全化により、二酸化炭素の削減に貢献します。
・2050年二酸化炭素実質排出ゼロを目指します。
２．循環型社会形成への貢献
・３R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進、グリーン調達を推進することにより、循環型社会形成に貢献します。
３．環境負荷の低減
・事業活動のすべての段階において法令遵守し、環境負荷の低減に努めます。
・持続可能な社会の実現に向けグリーンインフラの構築に努めます。
・生物多様性環境の保全に資するべく、自然環境に及ぼす影響の低減に努めます。
・沿道の生活環境に及ぼす影響の低減に努めます。

Ⅱ．技術開発

・持続的・効果的な地球温暖化防止、循環型社会の形成、環境負荷の低減に資するため、保有技術の活用や新たな技術開発に取り組みます。

Ⅲ．環境経営の取組

１．環境マネジメント
・環境保全の状況を毎年度分析・評価することにより、取組を持続的・効果的に実施します。
・ISO14001による環境マネジメント経営を実施します。
２．コミュニケーション
・環境マネジメントの結果を「NEXCO東日本レポート」により公表し、社会とのコミュニケーションを図ります。
・地域の方々や自治体、国等と連携した社会環境活動に取り組みます。
３．社員教育
・社員教育を通じて、環境に係る社員の意識向上、企業風土の醸成を更に高めます。

加えて、当社グループでは、前記のとおり令和６年６月に「NEXCO東日本グループ　カーボンニュートラル推進戦略」、令和８年３月に「NEXCO東日本　道路脱炭素化推進計画」を策定しました。

当社グループは一丸となって、高速道路事業を通じた道路交通の円滑化などによる温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、エネルギー消費の最小化や再生可能エネルギーの創造・活用を推進し、さらには産業界等とも連携した新たな技術の開発にも挑戦して、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献してまいります。

当戦略における災害への対応や次世代高速道路の目指す姿、EV急速充電器の整備等のサステナビリティに係る具体的な取組及び機会については、後記「４ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 １経営成績等の状況の概要 （1）財政状態及び経営成績の状況」に詳述しております。

②人的資本

当社の人的資本に係る戦略については、「第４ 提出会社の状況 ５ 従業員の状況等 (1) 人材戦略に関する基本方針等」に記載しております。

(3)指標と目標

①環境関連

当社グループは、中期経営計画に基づく渋滞緩和対策や高速道路ネットワーク整備等の施策を推進し、高速道路の利用促進に取り組むことが自動車交通全体のCO2排出削減に貢献するものと捉え、各事業を着実に進めております。

また、健全かつ効果的な環境マネジメント経営を実施するためISO14001を取得し、交通渋滞対策による渋滞多発箇所数の削減等、短期的な環境目標及び活動計画を設定し、PDCAサイクルを回すことで組織一体となった環境パフォーマンスの向上及び法令遵守を通じた目標の達成を目指しております。

・中期経営計画における各種施策

内容
〈新設区間〉 東関東自動車道(潮来インターチェンジ(以下「IC」といいます。)～鉾田IC 30.9km)等 〈４車線化〉 首都圏中央連絡自動車道(久喜白岡ジャンクション(以下「JCT」といいます。)～大栄JCT 52.5km)等 〈付加車線の設置〉 関越自動車道(坂戸西スマートインターチェンジ(以下「スマートIC」といいます。)～高坂SA 0.8km)等 〈道路(トンネル・明かり部) 照明のLED化〉 2030年度までに100%整備 〈太陽光発電の導入〉 2030年度までに10箇所程度整備

更に、地球温暖化対策が世界で喫緊の課題となる中、企業に求められる脱炭素経営を一層推進していくため、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和３年10月22日閣議決定)を踏まえ、令和５年３月に「温室効果ガス排出削減実行計画」を策定しました。本実行計画では、当社の事務部門(オフィス活動)における温室効果ガスの排出量を、2013年度(平成25年度)を基準として2030年度(令和12年度)までに50%以上削減することを目標とし、そのための方策、温室効果ガス削減に向け社員一人一人が取り組む行動ルールを定め、取組状況についても定期的に点検を行うこととしました。

加えて、令和６年６月に策定した「NEXCO東日本グループ カーボンニュートラル推進戦略」では、事業活動による排出(Scope1・Scope2)に加え、自社の事業活動に伴う間接的な排出(Scope3)を含む「サプライチェーン排出量」を対象としています。各種削減策の計画・推進によりScope1・Scope2のCO2排出量については(図表１)のとおり2050年度(令和32年度)のCO2実質排出量ゼロの達成を目指します。また、中間的目標として2030年度(令和12年度)におけるCO2排出量について2013年度(平成25年度)比50%以上の削減を目指します。Scope3については政府が掲げる2050年カーボンニュートラルの実現と2030年度(令和12年度)における目標の達成を目指すべく、CO2排出量削減に寄与する施策を推進していきます。なお、NEXCO東日本グループの事業活動による2024年度(令和６年度)のサプライチェーン排出量は(図表２)のとおりであり、基準年となる2013年度(平成25年度)のサプライチェーン排出量と比較すると約0.7%削減となっています。

（図表１）NEXCO東日本グループ カーボンニュートラル推進戦略の目標

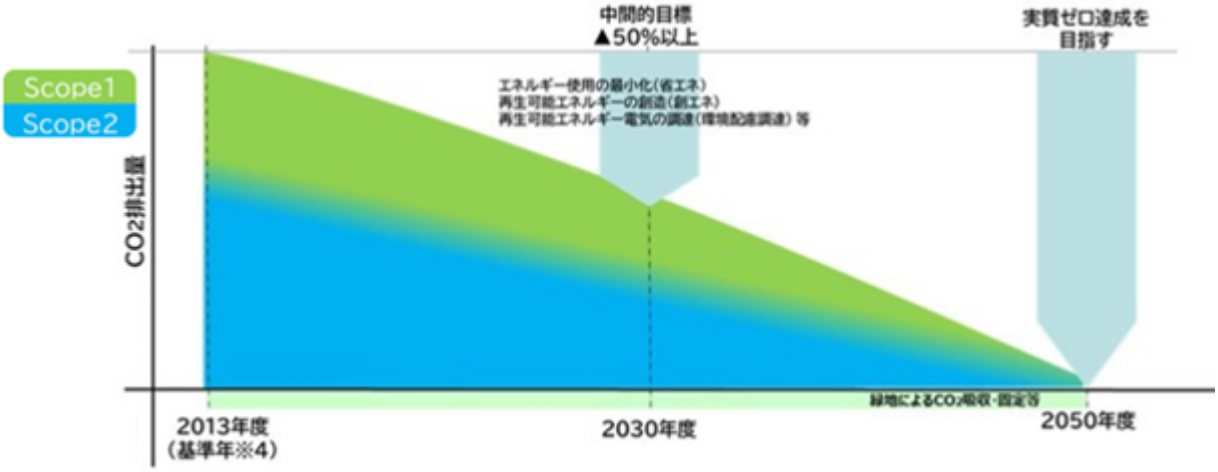

（図表２）サプライチェーン排出量

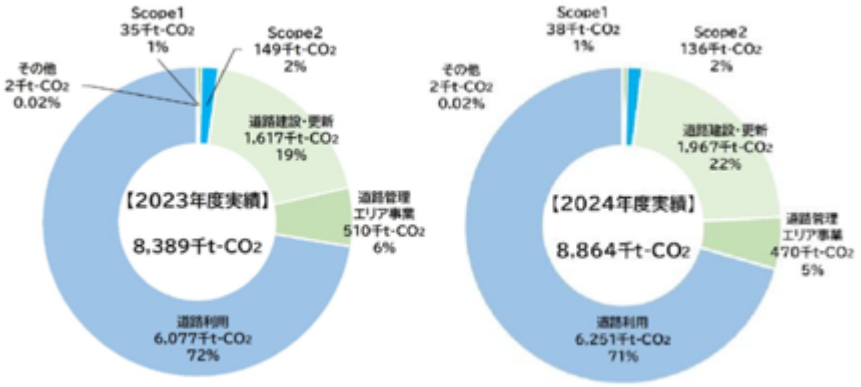

（単位：千t-CO_2）

対象年度	Scope1 燃料等の使用に伴う排出	Scope2 電気の使用に伴う排出	Scope3 工事、道路利用等に伴う排出	計
2013年度	49 (0.6%)	214 (2.4%)	8,659 (97.1%)	8,922 (100.0%)
2023年度	35 (0.4%)	149 (1.8%)	8,206 (97.8%)	8,389 (100.0%)
2013年度比削減率	(▲30.0%)	(▲30.5%)	(▲5.2%)	(▲6.0%)
2024年度	38 (0.4%)	136 (1.5%)	8,691 (98.0%)	8,864 (100.0%)
2013年度比削減率	(▲23.8%)	(▲36.5%)	(+0.4%)	(▲0.7%)

※CO2排出削減への取組や高速道路における環境対策の詳細については、当社コーポレートサイトやNEXCO東日本レポートでも紹介しております。

②人的資本

当社の人的資本に係る指標と目標については、「第４ 提出会社の状況 ５ 従業員の状況等 (1) 人材戦略に関する基本方針等」に記載しております。

3 【事業等のリスク】

(1)当社グループのリスク管理体制について

当社グループは、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業集団として、安全・安心を最優先に、事故・災害等の発生に備えて、事故・災害等の予防、応急対策及び復旧に関する規程等社内規則を定め、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、当社グループの経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け取り組んでおります。

リスク管理体制としては、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定め、リスクの発見・特定、リスクの算定・評価、リスク対策の検討・実施、対策後のモニタリング、リスクに対する認識の共有化というサイクルで当社グループ各部門でのリスクマネジメントを実施しています。また、リスク管理推進委員会を設置し、年度リスクマネジメント実施方針、最重要リスクの選定及び対策について審議するほか、当社グループ各部門で実施するリスクマネジメントの支援・助言、有効性の評価、教育・啓発を行い、その結果について取締役会に報告しております。加えて、最重要リスク等への対策についての取締役会での審議・報告の必要性をリスク管理推進委員会で判断しております。

(2)当社グループの事業その他に関するリスクについて

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下において記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、投資判断は、本項及び本有価証券報告書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、不確実性が内在しております。

１．政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法(平成17年法律第86号)(以下「会社法」といいます。)、高速道路会社法、民営化関係法施行法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第101号)(以下「整備法」といいます。)及び下記「15.高速道路関係法令等の適用」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法(昭和27年法律第180号)(以下「道路法」といいます。)、高速自動車国道法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令により、当社の高速道路事業、受託事業、道路休憩所事業、その他事業等について様々な規制が生じえます。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの活動制限や法令遵守のためのコスト増大等、事業活動に支障をきたし、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

２．税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産に係る税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりましたが、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)及び地方税法等の一部を改正する法律(令和８年法律第２号)により、令和17年度までに延長されております。かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることとなった場合には、当社グループに課せられる公租公課の額の増大により、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

３．機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第５条に掲げる事業を営むために、同法第６条第１項及び機構法第13条第１項に基づき、機構との間で協定を締結しております(後記「５ 重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を参照ください。)。協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね５年ご

とに、その事業の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、協定に係る毎年度の料金収入の金額(以下「実績収入」といいます。)が、あらかじめ協定において定められている計画収入の金額(以下「計画収入」といいます。)と比較して１%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1)道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法等を規定しております。かかる貸付料は、協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており(後記「15.高速道路関係法令等の適用　(2)道路整備特別措置法　②国土交通大臣による許可その他の規制事項　(ア)高速道路の新設又は改築(第３条)」をご参照ください。)、実績収入から管理費用を差引いた金額を支払原資としております。このため、実績収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実績収入が計画収入の１%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2)債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事(特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあっては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。)に要する費用、特定更新等工事に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、限度額を超過した分の費用が当社の負担となることによって、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

４．債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定等(下記「15.高速道路関係法令等の適用　(2)道路整備特別措置法　③その他の事項　(イ)道路資産等の帰属(第51条)」をご参照ください。)により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定等が当社の想定どおりに進まなかった場合には、期限が到来した債務の返済を当社で実施する必要が生じるため、 当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

５．他の連帯債務者の存在

当社、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱は、それぞれ、道路公団の民営化に伴い借入金及び道路債券に係る債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速

道路㈱との間に、連帯債務関係が生じております(民営化関係法施行法第16条をご参照ください。)。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けは併存的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6．外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、事業進捗の遅れや調達コストの増大により、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7．季節性

当社グループの事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏期の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。このような傾向が、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8．大規模災害の発生

地震、津波、台風、地すべり、洪水、大雪、大事故、新型コロナウイルス感染症を含むパンデミック及びテロ等の大規模災害が発生した場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの事業に関わる施設の利用の減少に伴う収入の減少並びに設備の毀損に伴う支出の増加及び資産の減価等の被害が発生し、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、防災業務計画等を策定し、通信の機能強化、高速道路の特定区間の災害予防、構造物・施設等の耐震性の確保、災害時支援エリア(災害応急対策活動の進出拠点あるいはお客さま及び地域住民の一時退避場所等)の整備、関係機関・関係高速道路会社・協力会社等との連携、災害情報・通信システムの整備、防災中枢機能(災害応急対策等の防災中枢機能を果たす施設)の確保、食料・飲料水・資機材等の備蓄、防災上必要な教育及び訓練の実施、社員の安否確認システムの導入等の対策を講じ、各種災害に備えています。ただし、全ての被害や影響を回避できるとは限らず、かかる事象の発生時には当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9．他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、道路休憩所事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況によっては、顧客が対抗輸送機関を利用すること等によって当社グループの収入が減少し、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10．品質管理

当社グループが実施する設計、工事等において、請負人の設計過誤や施工不良により、高速道路の構造等に欠陥が生じた場合には、通行障害や開通遅延による社会的信用の低下や料金収入の減少等、有形無形の損害が発生し、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11．個人情報等の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報、個人番号及び特定個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等の規定に則り、厳重に管理しておりますが、不正アクセスや業務上の過失等何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害

が発生し、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。これらのコンピューターシステムにおいては、情報セキュリティに関する各種規程を整備するとともに、安全性を確保するために適切な物理的、人的及び技術的諸対策を講じ、各種システムやデータ等の情報資産の管理・保護に努めております。しかしながら、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウイルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続の対象となる可能性があります。

将来重大な訴訟等が提起された場合には、賠償金等の支払いや社会的評価の低下等により、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、物価高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 高速道路関係法令等の適用

当社は、道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月１日の高速道路会社法、機構法、整備法及び民営化関係法施行法の施行により、機構、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。)とともに設立されており、その事業運営には以下に掲げる高速道路関係法令等の適用があります。

(1)高速道路株式会社法

① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること(第１条)を掲げるとともに、その事業の範囲(第５条)、機構との協定(第６条)等について規定しております。

② 国土交通大臣による認可その他の規制事項

(ア)株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等(第３条)

高速道路会社は、会社法第199条第１項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第１項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(イ)事業範囲外の高速道路における業務(第５条)

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

(ウ)代表取締役等の選定等(第９条)

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(エ)事業計画(第10条)

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(オ)社債及び借入金(第11条)

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換若しくは株式交付に際しての社債の発行及び弁済期限が１年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(カ)重要な財産の譲渡等(第12条)

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(キ)定款の変更等(第13条)

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(ク)会計の整理等(第14条)

毎事業年度終了後３月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

(ケ)国土交通大臣の監督・命令権限(第15条、第16条)

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社からその業務に関し報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。

③　その他の事項

(ア)政府による株式の保有(第３条)

政府(首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱にあっては、政府及び地方公共団体)は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません。

(イ)一般担保(第８条)

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(ウ)債務保証(附則第３条)

政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます。なお、当連結会計年度において保証契約の実績はなく、次期連結会計年度においてもその予定はありません。

(2)道路整備特別措置法

①　目的等

特措法は、その通行又は利用について料金(高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。)を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております(第１条)。特措法には、高速道路会社による高速道路の整備等(第３条から第９条)、道路資産(道路(道路法第２条第１項に規定する道路を意味します。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。)を意味します。)等の帰属(第51条)等、当社に関連する事項が規定されております。

②　国土交通大臣による許可その他の規制事項

(ア)高速道路の新設又は改築(第３条)

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。なお、料金の額については、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等の基準が定められております(第23条)。

(イ)法令違反等に関する監督(第46条)

国土交通大臣は、高速道路会社が新設し、若しくは改築し、又は維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路(以下「会社管理高速道路」といいます。)に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

(ウ)料金に関する監督(第47条)

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

(エ)道路の管理に関する勧告等(第48条)

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

③　その他の事項

(ア)料金徴収の対象等(第24条)

国土交通大臣は、道路の通行又は利用が災害援助、水防活動その他特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不適当であると認められる車両について、料金を徴収しない車両として定めることができます。

(イ)道路資産等の帰属(第51条)

高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。

また、高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

なお、高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(3)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております(第１条)。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容(第13条)、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等(第15条)、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等(第16条)、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準(第17条)等が規定されております。

(4)海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定について定めるとともに、高速道路会社等に海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査その他の業務を行わせる等の措置を講ずることにより、我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的としております(第１条)。同法においては、高速道路会社は基本方針に従って、道路の整備又は維持管理であって海外において行われるものに関する調査、測量、設計、試験及び研究の事業を行うこと(第10条)が規定されております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1 経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度において日本では、各国の通商政策や物価上昇等の影響により個人消費に一部足踏みがみられたものの、実質GDPが通年でプラス成長するなど、景気の緩やかな回復が続きました。

このような経営環境の中、当社グループでは、高速道路事業においては交通量及び料金収入が、道路休憩所事業においてはSA・PAの売上高が、いずれも５期連続で前連結会計年度を上回りました。交通量及びSA・PAの売上高は、過去最高となっています。

当連結会計年度の営業収益は1,284,583百万円(前期比9.6%増)、営業利益が570百万円(前期比82.1%減)、経常利益が5,923百万円(前期比13.8%減)となり、この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は6,631百万円(前期比13.7%増)となりました。

Ⅰ 高速道路事業

当連結会計年度末現在、当社が管理する高速道路の延長は計44道路3,943kmであり、当連結会計年度における通行台数は305万台/日です。安全で快適な走行環境を確保するため、道路機能の向上、清掃や点検、道路の補修等の管理を適正かつ効率的に行っています。また、高速道路ネットワークの早期整備に向け、高速道路の新設及び改築に取り組んでおります。

(災害等への対応)

近年頻発している自然災害に的確に対応し、「命の道」として災害救助や被災地域の復旧・復興支援のために交通路を確保することは、当社グループの大きな使命です。

集中降雪に対しては、「人命を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避すること」を基本的な考え方として、集中的な除雪による通行止めの早期解除を目指し、関係機関と連携した躊躇のない予防的通行止めを実施しております。当連結会計年度は、北海道、青森県、新潟県等で記録的な大雪もあり管内で計４回の予防的通行止めを実施し、大規模な車両滞留を回避しました。

予防的通行止めついては、令和７年３月に首都圏で大規模な範囲での予防的通行止めを実施した際、事前広報の効果に課題があったことを踏まえ、よりお客さまの行動変容につながる呼びかけを行いました。具体的には、テレビCM、ラジオCM、Web広告等を活用し、お客さまの理解促進に向けて積極的な広報を展開したほか、冬季レジャー利用者や物流関係者等を対象に重点的な情報発信を行うなど、効率的な情報提供に努めました。

令和７年４月に中日本高速道路㈱で発生した広域的なETCシステム障害を受けて、当社、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱で再発防止策を策定するとともに、危機対応マニュアルを整備しました。当連結会計年度に発生したETCシステム障害が疑われる事象においては、当該マニュアルに基づき的確かつ迅速に対応することで、大規模渋滞によるお客さまへの影響を回避しました。

今後も引き続き、障害発生時には、マニュアルに基づいて体制を構築し、迅速な状況把握、原因の特定及び影響範囲の確認を行うことで、お客さまへの影響を最小限に留めるよう対応してまいります。

(道路構造物の老朽化・劣化への対応)

高速道路の老朽化対策は、安全・安心を次の世代へ引き継ぐためのものです。法令に基づき、道路構造物を５年に１回、近接目視等により点検し、その結果を基に、補修・補強等の必要な措置を適切に行っております。平成27年度からは、大規模更新・修繕事業(高速道路リニューアルプロジェクト)も実施しています。当連結会計年度においては、31橋の床版取替工事等を完了しました。これに加えて、令和６年１月に策定した「高速道路の更新計画」に基づくものについても、渋滞等の社会的影響の最小化を図りながら工事を進めてまいります。

このほか、道路構造物の劣化に多大な影響を与えるだけでなく、重大な交通事故を惹起するおそれのある車両制限令違反車両の排除にも取り組んでいます。車両重量自動計測装置の整備推進等、取締りを強化する方策を講じるとともに、当該違反車両に対する大口・多頻度割引停止措置を講じています。

(耐震補強対策)

令和６年１月に策定した「高速道路の耐震補強実施計画」に基づき、大規模地震発生確率が26%以上の地域におけ

る緊急輸送道路機能を確保するため、令和12年度末までの完了を目指し、橋脚の補強工事を進めています。なお、当連結会計年度末時点で、東日本管内の大規模地震発生確率が26%以上の地域における橋梁の約８割で耐震対策を完了しています。

(スマートメンテナンスハイウェイ)

高速道路の長期的な「安全・安心」の確保に向けた重点プロジェクトである「SMHプロジェクト」では、ICTやロボティクス、AI等、最新技術を活用し、当社グループ全体のインフラ管理力の効率化・高度化を図っています。当連結会計年度では、点検支援アプリの本格導入や各種SMHツールの改良に加え、ドローンを活用した高速道路上の状況把握の実現に向け、本線上(建設区間)の自動飛行(レベル3.5)の実証実験を行いました。

(交通混雑対策)

交通需要の偏在等による混雑の緩和を図るため、令和５年７月22日から東京湾アクアライン上り線(木更津→川崎方面)で、特定の時間帯の料金を変動させる社会実験を行っています。実験開始後の交通データを分析した結果、混雑緩和に一定の効果が確認されています。一方で、依然として一部の時間帯に交通が集中しているほか、実験開始直後と比較して交通分散効果の鈍化が見られます。このため、令和７年４月１日から、料金設定の見直しを行うとともに、下り線(川崎→木更津方面)でも実験を開始し、現在まで継続しています。

東京湾アクアライン以外においても、交通容量の拡大や分散利用の促進による混雑緩和、交通の定時性・安全性の向上に取り組んでいます。当連結会計年度においては、経路分散による渋滞緩和を図るべく、令和７年11月から株式会社NTTドコモと共同で新サービス「AIルートジャッジ」の実証実験を開始しました。今後も付加車線設置等のハード対策に加え、ペースメーカーライト等によるソフト対策を行うとともに、主要渋滞箇所における渋滞原因を把握し、更なる渋滞軽減に努めてまいります。

(交通事故対策)

高速道路での逆走による重大事故ゼロを目指し、統一的な逆走防止のハード対策及び安全啓発活動等のソフト対策を継続的に実施しておりますが、令和７年４月に東北自動車道で逆走による死亡事故が発生しています。このような重大事故発生箇所や、同一施設で複数回の逆走が発生している箇所、平面交差構造となっている箇所といった計65箇所を重点対策箇所として選定し、視覚的対策の強化とともに物理的対策の実施を進める実施計画を令和７年11月に策定しました。この実施計画に基づき、令和10年度までの完了に向けて対策を進めてまいります。また、企業等を対象に公募し、令和７年６月に選定された逆走検知や警告に係る19件の技術について、令和８年度末からの実用化を目指し、順次検証を進めてまいります。

対面通行区間における突破・正面衝突事故の防止対策では、土工部・中小橋部でのワイヤロープ設置に続き、トンネル・長大橋部でのセンターパイプ・センターブロックの試行設置及び検証を進めています。令和７年11月に新たに試行設置箇所として追加した計４路線11箇所を含め、引き続き対策としての有効性、適用性の検証を進めております。

(高速道路の料金サービス)

高速道路の利便性向上に資するETC時間帯割引及びETCマイレージサービス、地域の観光振興を目的としたETC周遊割引「ドラ割」の通年販売を継続しています。当連結会計年度においては、「ドラ割」について、新たにアウトレットモールの利用と組み合わせた商品の企画等、観光関連サービスとのセット販売を拡充しました。

また、観光需要の平日への分散の観点から、平日のみの「ドラ割」の利用に対してETCマイレージポイントを追加付与(販売価格の15%分)するキャンペーンを実施しています。

さらに、混雑を避けて快適に高速道路をご利用いただくことを目的として、通行する時間帯に応じてETCマイレージポイントを追加付与する新たな商品「ずらして冬トク！関越のんびりパス」を販売しました。

一方、渋滞の激化を避ける観点から、ゴールデンウィーク、お盆、シルバーウィーク、年末年始及び３連休については、休日割引を適用しないこととしています。

福島第一原子力発電所事故による警戒区域等からの避難者を対象とした無料措置(注１)及び同事故による母子避難者等を対象とした無料措置(注２)を継続しております。

(料金管理業務の高度化・効率化)

料金管理業務の高度化・効率化を図るため、ETC専用化、料金精算機の導入及び料金所の遠隔収受化に継続して取り組んでいます。当連結会計年度においては、東京外環自動車道、首都圏中央連絡自動車道等の11料金所をそれぞれETC専用料金所として運用開始しました。

(働き方改革・人材確保に向けた対応)

トラックドライバーの休息場所の確保のため、SA・PAにおける各種取組を推進しています。当連結会計年度においては、東北自動車道安積PA(下り線)及び首都圏中央連絡自動車道菖蒲PA(内・外回り)の計３箇所で既存の駐車エリアの配置見直しや駐車スペースの拡充を行い、新たに計57台分の大型車駐車マスを整備しました。また、東北自動車道のSA・PAを中心に短時間限定駐車マスを順次導入したほか、ダブル連結トラック駐車マス整備を進めました。

さらに前連結会計年度の北関東自動車道桜川筑西ICに続き、当連結会計年度においては、常磐自動車道浪江ICにおいても、IC内側の管理用敷地を臨時駐車場とする実証実験を開始しました。

建設業においても、国内の生産年齢人口の減少により担い手不足が進む中、遠隔立会の導入や、週休２日を踏まえた適正な工期の設定等を内容とする、業務効率化・簡素化のルール「工事円滑化ガイドライン」の浸透に努めています。当連結会計年度においては、工事目的物の出来形管理を簡略化・効率化するために見直した出来形調書の様式を導入しました。

作業員の確保が課題となっている除雪作業について、準天頂衛星を活用したロータリ除雪車自動化を進めています。当連結会計年度においては、車両を１台増車するとともに運用区間を拡大し、計３台を道央自動車道岩見沢IC～深川ICの一部区間で運用しました。

(次世代高速道路の目指す姿)

当社が目指す高度なモビリティサービスを掲げた「自動運転社会の実現を加速させる次世代高速道路の目指す姿(構想)」の実現に向け、31項目の重点プロジェクトを推進しています。

当該連結会計年度においては、令和８年度下半期からの東北自動車道鹿沼IC～宇都宮IC間での次世代高速道路の実証実験に向けて、可視光・遠赤外線カメラにより高速道路上の事故や落下物等の情報をリアルタイムに収集する多機能ポールの設置を行っています。

加えて、東北自動車道佐野SA～大谷PA間における自動運転トラック等の実証実験と連携し、多機能ポールで収集・処理した先読み情報をETC2.0から自動運転トラック等に提供することで、先読み情報の有効性を検証します。

走行中給電のプロジェクトでは、実験車両を開発し、東京湾アクアライン管理事務所の敷地内で、ETCシステムを活用した停止中のEV車へのワイヤレス給電実験を行いました。

(ネットワーク整備・機能強化)

道路建設事業においては、新設では計５道路85kmの区間で、４車線化等では計11道路220kmの区間で、着実に事業を進めております。当連結会計年度においては、首都圏中央連絡自動車道(つくば牛久IC～牛久阿見IC、阿見東IC～稲敷IC、つくば中央IC～つくばJCT)の16km及び道東自動車道(トマムIC～十勝清水IC間の一部区間)の４kmが４車線になりました。

スマートIC事業においては、令和７年12月５日に、東北自動車道大玉スマートICの整備について国土交通大臣から許可を受け、計24箇所で事業を実施しています。

(東京外かく環状道路の建設)

東京外かく環状道路(関越～東名)では、国のシールドトンネル施工技術検討会がまとめた「シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン」を踏まえた再発防止対策が機能していることを確認しつつ、大泉JCT本線トンネル(南行)工事及び中央JCT Bランプシールドトンネル工事(中央自動車道及び東八道路IC(仮称)から東京外環自動車道南行きへのオンランプ工事)において掘進を行っております。令和７年３月には、東名JCT Hランプシールドトンネル工事(東京外環自動車道南行きから東名高速道路へのオフランプ工事)において掘進を完了しました。また、東名JCT地中拡幅工事（東京外環自動車道南行きと東京外環自動車道南行きから東名高速道路へのオフランプを接続させる工事）を進めております。引き続き、施工状況や周辺環境をモニタリングしながら細心の注意を

払って進めてまいります。地表面陥没・空洞事故については、地盤の補修を行うため、対象範囲の家屋等の仮移転又は事業者による土地・家屋等の買取等のご相談をさせていただいております。令和５年８月からは仮移転等が完了した箇所の地盤補修を進めております。引き続き、住民の皆さまのご意見を伺いながら、工事中の振動・騒音の軽減に努めるとともに、安全に細心の注意を払い、責任を持って実施してまいります。

当連結会計年度の高速道路事業における営業収益は1,198,483百万円(前期比9.1%増)、営業費用は1,202,554百万円(同9.3%増)となりました。以上の結果、営業損失は4,070百万円(前期は営業損失1,536百万円)となりました。

(注)１．福島第一原子力発電所事故により国として避難を指示又は勧奨している区域等から避難されている方を対象とした生活再建に向けた一時帰宅等の移動の支援を目的として実施している無料措置をいいます。この無料措置は特定のICを入口又は出口とする走行(令和５年11月１日以降は、被災時に一部の地域に住所を有していた方について、当該走行のうち事前に申請する区間の走行)に対して適用(対象車種は中型車以下。令和７年９月１日から、中型車のうちトラックタイプの車両を無料措置対象から除外)され、令和９年３月31日までの予定で継続されております。

２．福島第一原子力発電所事故により警戒区域等を除く福島県浜通り・中通り等の対象地域から避難して二重生活を強いられている母子等及び対象地域内に残る父親等を対象とした生活支援を目的として実施している無料措置をいいます。この無料措置は母子等避難先の最寄りICと父親等居住地の最寄りIC間の走行に対して適用(対象車種は中型車以下)され、令和９年３月31日までの予定で継続されております。

Ⅱ　受託事業

受託事業につきましては、高速道路会社法第５条第４項の規定に従い、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等で、経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等を推進してまいりました。

当連結会計年度の受託事業における営業収益は48,672百万円(前期比32.0%増)、営業費用は48,037百万円(同30.6%増)となりました。以上の結果、営業利益は634百万円(同826.1%増、なお前期は営業利益68百万円)となりました。

Ⅲ　道路休憩所事業

道路休憩所事業は、当社が管理する330箇所(うち、当社の商業施設があるのは191箇所) のSA・PAを、より魅力ある空間として楽しんでいただけるようにするため、グループ一体となって業務執行の効率性を追求しながら、お客さまにご満足いただけるエリアづくりに努めております。また、令和６年６月に実施したサービスエリア事業部門の再編以降、グループ会社間の連携強化、意思決定の迅速化等により、収益力の強化も図っております。

(商業施設の運営)

令和７年６月30日には、東北自動車道矢巾PA(下り線)にコンビニエンスストア「ファミリーマート」をオープンしました。12時間営業から24時間営業への移行や、岩手県企業と連携したプライベートブランド(以下「PB」といいます。)商品「酒米スナック」の販売など、サービスの充実を図りました。

令和８年１月31日には、首都圏中央連絡自動車道坂東PA(外回り)をオープンしました。新たな休憩施設の整備にあわせて商業施設を設置することで、お客さまの安全性及び利便性の向上に寄与しました。

令和８年３月17日には、東北自動車道佐野SA(上り線)をドラマチックエリアとしてリニューアルオープンしました。上下線を行き来しながら、思い思いの時間を楽しめる「佐野パークSA」の完成に加え、地域の食や特産品を提供するなど商業施設の充実を図りました。これらの商業施設の新設やリニューアルを通じて、お客さまサービスの向上及び地域の魅力発信に取り組んでいます。

また、将来的な担い手不足への対応とサービス水準の維持を目的として、省人化に向けた取組も進めています。令和７年４月11日に実施した常磐自動車道日立中央PA(上り線)における無人決済エリアの導入に続き、令和８年３月24日には、道央自動車道輪厚PA(下り線)に無人販売店舗「輪厚GO」をオープンしました。有人エリアと無人エリアを組み合わせ、さらなる利便性と省人化を両立する店舗を目指します。

このほか、高速道路をより楽しんでいただけるよう「ENJOY!よりみち」をテーマとした、地域や季節に応じたプロモーションを展開しております。具体的には、夏休み限定の企画として「たまごっちハイウェイスタンプラリー」を開催したほか、７月には岩手県や埼玉県の企業と連携し、アルコールフリーのPB商品「和みのゼロ」を販売しました。今後も、各種販促施策を通じた収益力の向上に取り組んでまいります。

(EV急速充電器の整備)

SA・PAにおける充電インフラとして、EV急速充電器の高出力化・複数口化を推進しています。当連結会計年度においては、当社管内のSA・PAに急速充電器を44口増設し、計325口の整備が完了しました。

当連結会計年度の道路休憩所事業における営業収益は35,851百万円(前期比1.6%増)、営業費用は32,096百万円(同3.6%増)となりました。以上の結果、営業利益は3,755百万円(同12.4%減)となりました。

Ⅳ　その他

その他、再生可能エネルギー事業(仙台泉太陽光発電所)、カード事業、日比谷駐車場事業、仙台南及び郡山トラックターミナルにおけるトラックターミナル事業、高速道路の高架下における占用施設活用事業、旅行事業等を行っております。

新規事業開発では、オープンイノベーションによる高速道路の新サービスの実現、地域の活性化や社会課題の解決に資する事業の創出を目的とした「ドラぷらイノベーションラボ」において、企業と実証実験等に取り組んでいます。当連結会計年度においては、新たに５件のプログラムを採択しており、前連結会計年度までに採択したプログラムも含め、採択企業と順次実証実験を行っております。

海外事業では、インド現地法人(E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED)が、ひび割れ、わだち掘れ等を的確に把握できる路面性状測定車「E-NEXCO Eye」を導入し、路面調査業務を実施しております。さらに、国内の高速道路事業で蓄積された技術とノウハウを活用し、インドやバングラデシュ等において道路の運営・維持管理に関するコンサルティング事業を行っております。

当連結会計年度のその他の事業における営業収益は3,039百万円(前期比8.1%減)、営業費用は2,799百万円(同4.6%減)となりました。以上の結果、営業利益は239百万円(同35.7%減)となりました。

当連結会計年度末の総資産は、2,458,458百万円(前期比13.9%増)、負債は、2,167,242百万円(同15.1%増)、純資産は、291,215百万円(同5.4%増)となりました。自己資本比率は、11.8%(同1.0ポイント低下)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

減価償却費40,171百万円、税金等調整前当期純利益5,301百万円、売上債権の減少額9,825百万円、支払利息関連で1,956百万円等の資金増加要因があった一方、建設工事未払等の減少等による仕入債務の減少額2,221百万円、首都圏中央連絡自動車道等の工事進捗等の仕掛道路資産の増加等による棚卸資産の増加額175,163百万円、未払又は未収消費税等の減少額6,177百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは153,468百万円の資金支出(前期比123,061百万円減)となりました。

なお、上記棚卸資産の増加額のうち175,237百万円は、特措法第51条第２項ないし第４項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものです。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

料金収受機械、ETC装置等の設備投資による固定資産の取得による支出60,377百万円等があったことから、投資活動によるキャッシュ・フローは61,009百万円の資金支出(前期比13,086百万円増)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

首都圏中央連絡自動車道等の機構への道路資産の帰属による債務引受等により、短期借入金の返済による支出939百万円、長期借入金の返済による支出55,447百万円及び道路建設関係社債償還による支出340,000百万円があった一方、道路建設事業費として道路建設関係社債の発行による収入513,876百万円及び長期借入れによる収入176,659百万円があったことから、財務活動によるキャッシュ・フローは293,548百万円の資金収入(前期比46,180百万円増)となりました。

なお、上記支出金額の合計額のうち機構法第15条第１項による債務引受額は391,387百万円です。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、180,410百万円(前期比79,073百万円の増)となりました。

（参考情報）

提出会社の当事業年度（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）における、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）（以下「高速道路事業等会計規則」といいます。）第６条の規定により作成した「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりです。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（百万円）

１．営業収益		
料金収入	854,778	
道路資産完成高	341,771	
受託業務収入	4	
その他の売上高	1,452	1,198,006
２．営業外収益		
受取利息	83	
受取配当金	2,333	
土地物件貸付料	321	
雑収入	1,461	4,199
３．特別利益		
固定資産売却益	2	2
高速道路事業営業収益等合計		1,202,208

(3) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「(1) 財政状態及び経営成績の状況」においてセグメント別の業績に関連付けて記載しております。

2　経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等の状況に重要な影響を与える要因について

①　高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、高速道路会社法第６条第１項及び機構法第13条第１項の規定により機構と平成18年３月31日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）並びに特措法第３条第１項の規定による同日付けの事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けたうえ、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入を機構への道路資産賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクに備え、積み立てることとしております。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏期の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

②　機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところですが、機構は、機構法第15条第１項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第２項ないし第４項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第１項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

特措法第51条第２項ないし第４項の規定により道路資産が機構に帰属する場合、損益計算書においては当該資産及びそれに見合う債務に相当する額が、営業収益及び営業費用に同額計上されます。そのため、当会計年度中の当該資産及びそれに見合う債務の多寡に応じて、営業収益及び営業費用の額が同額で変動いたします。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは併存的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。なお、高速道路の更新事業にかかる財政融資資金借入債務の引渡しについては、特例として利息据置期限を弁済期日とみなして取り扱います。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務（財政融資資金借入金債務を除く）について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、道路公団の民営化に伴い当社、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ、考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第５ 経理の状況　１ 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表　注記事項　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

①　仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの連結財務諸表において「仕掛

道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等の状況に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第２項ないし第４項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 重要な収益及び費用の計上基準

(高速道路事業)

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものとして、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務を充足するものとして収益を認識しております。道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

(受託事業)

主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)に基づき、進捗度を測定しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

(道路休憩所事業)

道路休憩所事業収入は、主に高速道路のSA・PA等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しております。

③ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 財政状態及び経営成績の分析

① 財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ300,724百万円増加し、2,458,458百万円となりました。仕掛道路資産が増加したことが主な要因です。

負債は、前連結会計年度末に比べ285,764百万円増加し、2,167,242百万円となりました。道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金が増加したことが主な要因です。

純資産は、前連結会計年度末に比べ14,959百万円増加し、291,215百万円となりました。利益剰余金の増加が主な要因です。

自己資本比率は、前連結会計年度に比べ1.0ポイント低下し、11.8%となりました。

② 経営成績の分析

(ア) 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で1,284,583百万円(前期比9.6%増)となりました。高速道路事業については、景気の緩やかな回復が続いたこと等から、交通量が前年度に引き続き増加し、料金収入に料金引下げ措置等に対する減収補てんを加えた額は、855,662百万円(同2.1%増)となり、特措法第51条第２項ないし第４項の規定に基づき機構に帰属した道路資産の額が341,771百万円(同31.9%増)となったこと等により1,198,483百万円(同9.1%増)となりました。受託事業については、国及び地方公共団体等の委託に基づく工事が増加したこと等により48,672百万円(同32.0%増)、道路休憩所事業については、交通量の増加等による店舗売上高の増加により35,851百万円(同1.6%増)、その他の事業については、3,039百万円(同8.1%減)となりまし

た。

（イ） 営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で1,284,013百万円（前期比9.8%増）となりました。高速道路事業については、協定に基づく機構への道路資産賃借料が597,862百万円（同2.6%増）となる一方で、特措法第51条第２項ないし第４項の規定に基づき機構に帰属した道路資産の額の増加等により道路資産完成原価が342,033百万円（同32.0%増）になったこと等により1,202,554百万円（同9.3%増）となりました。受託事業については、国及び地方公共団体等の委託に基づく工事が増加したこと等により48,037百万円（同30.6%増）、道路休憩所事業については、休憩所事業を行う子会社の売上原価・販管費の増等により32,096百万円（同3.6%増）、その他の事業については、2,799百万円（同4.6%減）となりました。

以上により、当連結会計年度における営業利益は合計で570百万円（前期比82.1%減）となりました。その内訳は、高速道路事業が営業損失4,070百万円（前期は営業損失1,536百万円）、受託事業が営業利益634百万円（同826.1%増、なお前期は営業利益68百万円）、道路休憩所事業が営業利益3,755百万円（同12.4%減）、その他の事業が営業利益239百万円（同35.7%減）です。

（ウ） 営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、持分法による投資利益1,078百万円、土地物件貸付料658百万円等の計上により5,540百万円（前期比42.5%増）、営業外費用は控除対象外消費税75百万円等の計上により187百万円（同7.0%減）となりました。

（エ） 経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は5,923百万円（前期比13.8%減）となりました。

（オ） 特別損益

特別利益は、固定資産売却益58百万円等の計上により97百万円（前期比3.3%減）となりました。

特別損失は、固定資産除却損426百万円等の計上により720百万円（同192.8%増）となりました。

（カ） 親会社株主に帰属する当期純利益

法人税等を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は6,631百万円（前期比13.7%増）となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性について

① 資本の財源

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況及び分析については、前記「１ 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、料金の収受等の営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れを通じて実施いたします。

② 資金需要の主な内容

機構との協定に基づき、お客さまからいただく高速道路料金収入から、機構が保有する債務の返済に充てる道路資産賃借料の支払い及び高速道路の維持管理を行います。

また、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れにより、特措法第51条第２項ないし第４項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産にかかる投資を行います。

（上記のうち投資事業にかかる資産及び設備の概要については後記「第３ 設備の状況」に記載しております。）

③ 資金調達について

前記②のとおり、特措法第51条第２項ないし第４項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産に係る投資については、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れにより賄っています。

資金の調達においては低利かつ安定的な調達を目指し、社債の発行及び金融機関借入金による調達バランスの最適化を図っております。

また、令和元年６月以降、ソーシャル・ファイナンスによって調達した資金を道路資産に係る投資に充当して

まいりました。令和６年６月には、既存のソーシャル・ファイナンスフレームワークに４車線化事業のうち大雪による車両の立ち往生や大雨によるのり面崩落発生時の道路ネットワーク代替性確保という気候変動への適応に資する事業を加えたサステナビリティ・ファイナンスフレームワークを策定し、第三者評価機関から国際資本市場協会(ICMA：International Capital Market Association)が定めるサステナビリティボンド・ガイドライン等に適合しているとのセカンドオピニオンを取得しました。当フレームワークに基づき、令和６年７月に当社初のサステナビリティボンドを発行しました。

5 【重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第６条第１項及び機構法第13条第１項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定を平成18年３月31日付けで締結しております(平成18年４月１日施行)。かかる協定は、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としており、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事(特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあっては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。)の内容、先行特定更新等工事及び後行特定更新等工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね５年ごとに、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、実績収入が、①計画収入の１%に相当する金額を加えた金額(以下「加算基準額」といいます。)を超えた場合には、協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、１%に相当する金額を減じた金額(以下「減算基準額」といいます。)を下回った場合には、協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、有価証券報告書提出日現在までに一部変更された協定の内容は、以下のとおりです。

協定変更日	協定一部変更の内容
平成18年９月21日	当社の所有する料金徴収施設等の耐用年数の見直しに伴い、平成18年度以降の貸付料を変更
平成19年３月22日	スマートICの本格導入に伴い、平成19年度以降の計画収入を変更
平成20年10月７日	「安心実現のための緊急総合対策(平成20年８月29日)」に基づく高速道路料金の引下げ等に伴い、平成20年度及び平成21年度の計画収入及び貸付料を変更
平成21年３月10日	「生活対策(平成20年10月30日)」及び「道路特定財源の一般財源化等について(平成20年12月８日)」に基づく高速道路料金の引下げ等に伴い、平成20年度以降の計画収入、平成20年度ないし平成29年度の貸付料並びに平成21年度の新設・改築費及び平成33年度(令和３年度)以降の修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成21年３月26日	スマートICの本格導入に伴い、平成21年度以降の計画収入を変更
平成21年８月10日	関越自動車道等の暫定２車線区間の４車線化、一般国道47号(仙台北部道路)の一部区間の有料道路事業化及び地域活性化ICの整備等に伴い、平成22年度以降の計画収入及び貸付料並びに平成21年度ないし平成26年度の新設・改築費及び平成26年度以降の修繕費に係る債務引受限度額をそれぞれ変更

協定変更日	協定一部変更の内容
平成23年３月17日	「高速道路の当面の新たな割引について(平成23年２月16日)」に基づく高速道路料金の引下げ、更には協定第16条第１項に基づくおおむね５年ごとの見直しに伴い、平成23年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費及び修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成23年６月６日	各種割引制度の変更及び一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の一部区間の有料道路事業化に伴い、平成23年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費及び修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成24年４月17日	関越自動車道新潟線(大泉JCT～中央JCT(仮称))の事業追加及び一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))の４車線化に伴い、平成24年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費、修繕費及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成25年３月21日	「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年１月11日閣議決定)で示された政府方針を受け、安全・安心向上のための緊急修繕及び渋滞対策を実施するために必要となる平成25年度以降の修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成25年６月11日	一般国道６号(仙台南部道路(仙台若林JCT～仙台南IC))の宮城県道路公社からの事業引継ぎ、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道(栄IC・JCT～藤沢IC及び大栄JCT～松尾横芝IC))の事業追加等に伴い、平成25年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費、修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成26年３月14日	「新たな高速道路料金に関する基本方針(平成25年12月20日)」を踏まえた料金水準の引き下げ、料金割引の見直し、「高速道路料金における消費税の転嫁の方法に関する基本的な考え方について(平成26年１月22日)」を踏まえた料金の変更、京葉道路の渋滞対策による料金の変更等に伴い、平成26年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費、修繕費及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成26年８月８日	道路法の改正に伴い、機構に帰属する道路資産に係る事業費の１／２以内を無利子貸付金として補助する新制度によるスマートIC事業や、新直轄区間等との接続等に伴う新たな事業を追加。また、震災により事業費が高騰した常磐自動車道等の債務引受限度額の見直し等に伴い、平成27年度以降の計画収入及び貸付料並びに平成26年度以降の新設・改築費、修繕費及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成27年３月24日	経年劣化が進む高速道路を将来にわたり健全な状態で保つことを目的として、平成27年度以降に特定更新等工事を追加。この財源を確保するため料金徴収期間を約10年延長。また、道路法施行規則の一部改正等に伴う点検の強化を踏まえた計画管理費の見直し等を実施。これらに伴い平成26年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成27年７月31日	スマートIC３箇所、常磐自動車道の追加IC２箇所及び、復興支援道路との接続となるJCTの事業化等を実施。関越自動車道新潟線(中央JCT(仮称)～大泉JCT)の事業区分見直しを実施。また平成27年税制改正による、事業法人税の外形標準課税の税率変更を反映。これらに伴い平成27年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成28年２月29日	「首都圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)(平成27年９月11日)」に基づき、平成28年度以降の首都圏の高速道路料金体系の見直しを実施。また関連する道路の渋滞対策等を実施。近年の労務単価、材料単価の高騰等を反映。関越自動車道新潟線(中央JCT(仮称)～大泉JCT)の事業区分見直しを実施。これらに伴い平成27年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更

協定変更日	協定一部変更の内容
平成28年６月６日	常磐自動車道(いわき中央IC～広野IC)他１区間及び一般国道６号(仙台東部道路)(亘理IC～岩沼IC)の４車線化、スマートIC２箇所、北海道縦貫自動車道函館名寄線の追加IC１箇所の事業化を実施。関越自動車道新潟線(中央JCT(仮称)～大泉JCT)の事業区分見直しを実施。これらに伴い平成28年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成28年12月12日	平成28年度補正予算関連事業である熊本地震を踏まえた耐震補強対策を実施。大口・多頻度割引の拡充措置等の期間延長等を反映。これらに伴い平成28年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成29年３月31日	東関東自動車道水戸線(潮来IC～鉾田IC)の有料事業化の実施。「高速道路ナンバリングの実現に向けた提言(平成28年10月24日)」及び「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正(平成29年２月14日)」に基づき標識ナンバリング対応等を実施。近年の労務単価、材料単価の高騰等を反映。これらに伴い平成28年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成29年８月４日	スマートIC４箇所の事業化を実施。これに伴い平成29年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成30年３月30日	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)について久喜白岡JCT～大栄JCTの４車線化の事業化及び大栄JCT～松尾横芝ICの有料事業費の変更等を実施。近年の労務単価、材料単価の高騰等を反映。これらに伴い平成29年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成30年８月６日	スマートIC３箇所、東北自動車道の追加IC１箇所の事業化等を実施。これらに伴い平成30年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成31年３月26日	道東自動車道(トマムIC～十勝清水IC)、秋田自動車道(湯田IC～横手IC)、磐越自動車道(三川IC～安田IC)及び一般国道127号(富津館山道路)(富津竹岡IC～富津金谷IC)の付加車線の事業化や法面・盛土緊急対策を追加。関越自動車道新潟線(中央JCT(仮称)～大泉JCT)の事業区分見直しを実施。これらに伴い平成30年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
令和元年９月20日	令和元年10月１日から消費税が10%の税率になることに伴う高速道路料金等の変更及びスマートIC５箇所の事業化等を実施。これらに伴い令和元年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
令和２年３月27日	一般国道４号東埼玉道路(草加八潮IC・JCT(仮称)～浦和野田線IC(仮称))の有料事業化の実施。道東自動車道(占冠IC～トマムIC)、常磐自動車道(浪江IC～南相馬IC)、秋田自動車道(湯田IC～横手IC)及び磐越自動車道(会津若松IC～西会津IC・西会津IC～津川IC)の４車線化等の事業化の実施。横浜環状南線(釜利谷JCT～戸塚IC(仮称))及び横浜湘南道路(栄IC・JCT(仮称)～藤沢IC)の事業区分見直し等を実施。これらに伴い令和元年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
令和２年４月28日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、休日割引の適用について変更

協定変更日	協定一部変更の内容
令和２年10月19日	関越自動車道新潟線(中央JCT(仮称)～大泉JCT)の事業内容の変更及びスマートIC７箇所の事業化等を実施。これらに伴い令和２年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額並びに料金徴収期間(約３年延長)をそれぞれ変更
令和３年３月25日	道東自動車道(トマムIC～十勝清水IC)、常磐自動車道(相馬IC～新地IC)、秋田自動車道(北上西IC～湯田IC)、磐越自動車道(会津坂下IC～西会津IC・三川IC～安田IC)及び仙台北部道路(利府しらかし台IC～富谷JCT)の４車線化等の事業化の実施。一般国道464号(北千葉道路)との接続となるJCTの事業化等を実施。これらに伴い令和２年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
令和３年７月21日	スマートIC１箇所の事業化等を実施。これらに伴い令和３年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
令和４年３月25日	道東自動車道(トマムIC～十勝清水IC)及び常磐自動車道(広野IC～ならはスマートIC)の４車線化や長野自動車道の追加IC１箇所の事業化等を実施。これらに伴い令和３年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
令和４年９月22日	スマートIC６箇所の事業化等を実施。これらに伴い令和４年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度を変更
令和５年３月24日	横浜環状南線(釜利谷JCT～戸塚IC(仮称))及び横浜湘南道路(栄IC・JCT(仮称)～藤沢IC)の事業内容の変更等を実施。これらに伴い令和４年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度を変更
令和５年９月１日	スマートIC２箇所の事業化等を実施。これらに伴い令和５年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
令和６年３月21日	平成26年度からの点検強化により、重大損傷の発見が相次ぎ、高速道路の機能を将来にわたり維持するため、後行特定更新等工事を追加。道東自動車道(追分町IC～夕張IC)、秋田自動車道(横手北スマートIC～大曲IC)、磐越自動車道(西会津IC～津川IC)、常磐自動車道(山元南スマートIC～山元IC)の４車線化等の事業化及び仙台北部道路(富谷JCT)改築事業の事業化を実施。必要な財源を確保するため料金徴収期間を約８年延長。これらに伴い令和５年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
令和６年８月28日	スマートIC２箇所の事業化等を実施。これらに伴い令和６年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
令和７年３月24日	東関東自動車道(潮来IC～鉾田IC)の事業内容の変更等を実施。近年の労務単価、材料単価の高騰等を反映。これらに伴い令和６年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事費及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
令和７年11月27日	関越自動車道新潟線(中央JCT(仮称)～大泉JCT)の事業内容の変更等を実施。近年の労務単価、材料単価の高騰等を反映。これらに伴い令和７年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更

協定変更日	協定一部変更の内容
令和８年３月23日	横浜環状南線(釜利谷JCT～戸塚IC(仮称))の事業内容の変更等を実施。近年の労務単価、材料単価の高騰等を反映。これらに伴い令和７年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
令和８年４月６日	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の追加IC1箇所の事業化を実施。これに伴い令和８年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費及び修繕費に係る債務引受限度額を変更

(2) 中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間で、３社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月１日付けで業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

当該包括協定においては、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間で、平成19年４月１日付けで上記３社の出資により設立された㈱高速道路総合技術研究所の運営に関し、個別協定を締結しております。

この個別協定においては、上記３社が研究開発及び技術協力等の業務について㈱高速道路総合技術研究所と委託契約を締結することとされており、これに基づき上記３社及び㈱高速道路総合技術研究所の４社は平成19年４月２日付けで業務委託基本協定を締結しております。業務委託基本協定の有効期間は、平成19年４月２日から平成20年３月31日までとされておりますが、満了する１ヶ月前までに上記３社及び㈱高速道路総合技術研究所のいずれからも内容の変更の申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に１年間有効とし、以後この例に従うとされており、現在令和８年３月31日まで有効となっております。

(3) 中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱及び阪神高速道路㈱との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱及び阪神高速道路㈱との間で、５社が海外事業において連携又は共同して業務を行う際に必要となる基本的事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成23年８月10日付けで海外事業の連携等に関する包括協定を締結しております。

これに基づき、上記５社の出資により、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理、その他高速道路に関する事業、国際協力及び国際交流に関する事業等の実施を目的とした日本高速道路インターナショナル㈱が平成23年９月１日付けで設立されました。

また、当該包括協定においては、業務の実施方法、費用負担等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、上記５社及び日本高速道路インターナショナル㈱の６社は、平成23年９月１日付けで、日本高速道路インターナショナル㈱の運営にあたり必要な事項を定める協定を締結し、更に、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業、国際協力及び国際交流に関する事業等に関し、上記５社又はその一部が、その業務の一部を日本高速道路インターナショナル㈱に対して業務委託する場合における方法等を定めた業務委託基本協定を同日付けで締結しております。

(4) 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約について

当社は、金融機関との間で道路建設資金の調達を目的として、以下のとおり金銭消費貸借契約を締結しています。

契約締結日	契約相手方の属性	期末残高、弁済期限及び担保の内容	特約の内容
令和元年７月25日	都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、その他	(期末残高)300億円 (弁済期限)令和11年７月25日 (担保の内容)なし	機構が本債務を引受けするまで、各決算期において本債務より弁済期限が前の債務の総額を予定債務引受額の範囲内に維持すること。
令和３年８月11日	都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、その他	(期末残高)300億円 (弁済期限)令和10年８月10日 (担保の内容)なし	同上
令和４年９月30日	都市銀行、信託銀行、その他	(期末残高)300億円 (弁済期限)令和９年９月30日 (担保の内容)なし	同上
令和５年７月28日	都市銀行、地方銀行、信託銀行、その他	(期末残高)200億円 (弁済期限)令和10年７月28日 (担保の内容)なし	同上
令和５年９月29日	都市銀行、信託銀行、その他	(期末残高)300億円 (弁済期限)令和10年９月29日 (担保の内容)なし	同上
令和５年９月29日	都市銀行	(期末残高)300億円 (弁済期限)令和10年９月29日 (担保の内容)なし	同上
令和６年８月26日	都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、その他	(期末残高)600億円 (弁済期限)令和11年８月24日 (担保の内容)なし	同上
令和６年９月30日	都市銀行、信託銀行、その他	(期末残高)300億円 (弁済期限)令和11年９月28日 (担保の内容)なし	同上

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っております。技術開発のテーマは、「災害に強く、救援につながる高速道路」、「予防保全メンテナンスの実現」、「交通事故ゼロへの技術的挑戦」、「スマート工事管理」、「スマート道路管理」、「雪氷対策の高度化」、「情報にアクセスしやすい高速道路」、「工事規制をより短く、より少なく」「203X　未来へつながる高速道路イノベーション」及び「カーボンニュートラルの実現」であり、当連結会計年度の研究開発費の総額は、1,839百万円です。

また、当社、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱の３社は、①３社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、㈱高速道路総合技術研究所に３社の調査・研究開発に関する業務を委託しております。

第３ 【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第２項ないし第４項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第３項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第３ 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、オペレーティング・リースとして処理し、当社の資産としては計上されておりません。

下記「１ 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「２ 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、後記「２ 道路資産」において併せて記載しております。

１ 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額66,135百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びETC設備等に総額54,184百万円の設備投資を行いました。

道路休憩所事業については、当連結会計年度においては主に営業用建物等に総額8,846百万円の設備投資を行いました。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、下記のとおりです。

① 提出会社

(令和８年３月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース資産	その他	合計	
川口JCT他 458箇所等 (埼玉県川口市他)	高速道路事業	料金徴収施設等	50,544	84,472	0 (391)	51	6,340	141,408	―
有珠山SA他 279箇所 (北海道伊達市他)	道路休憩所事業	休憩施設	27,087	1,171	70,674 (1,858)	―	103	99,037	―
日比谷自動車駐車場 (東京都千代田区)	その他	有料駐車場	909	5	― (―) [11]	―	6	922	―
トラックターミナル (宮城県名取市及び福島県郡山市)	その他	トラックターミナル	―	―	1,297 (114)	―	―	1,297	―
本社他16事業所及び社宅等 (東京都千代田区他)	全社 (共通)	本社、支社及び社宅等	8,840	104	7,550 (3,172) [25]	231	1,354	18,081	1,630

(注) １．帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計です。

２．土地及び建物の一部を賃借しており、年間の賃借料は2,341百万円です。なお、賃借している土地の面積については、[ ]で外書きしております。

３．休憩施設の建物等の一部27,491百万円を連結子会社である㈱ネクスコ東日本エリアトラクトに賃貸しております。また、休憩施設の土地の一部９百万円(４千㎡)を関係会社以外の者に賃貸しております。

４．日比谷自動車駐車場の土地を東京都から占用しており、年間の占用料は93百万円です。なお、占用している土地の面積については、[ ]で外書きしております。

５．トラックターミナルの土地の一部1,078百万円(101千㎡)を、東北高速道路ターミナル㈱に賃貸しております。

6．料金所及び管理事務所の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載しておりません。

7．現在休止中の主要な設備はありません。

8．上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間の賃借料は653百万円です。

9．上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

（令和８年３月31日現在）

会社名	事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数（人）
				建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地（面積千㎡）	リース資産	その他	合計	
㈱ネクスコ・トール東北	本社他（仙台市青葉区他）	高速道路事業	工具器具備品等	14	－	0 (0) [0]	－	86	101	1,552 〈162〉
㈱ネクスコ・トール関東	本社他（東京都墨田区他）	高速道路事業	工具器具備品等	124	－	－ (－) [1]	54	157	336	2,032 〈247〉
㈱ネクスコ・トール北関東	本社他（さいたま市大宮区他）	高速道路事業	工具器具備品等	9	－	－ (－) [0]	－	68	78	1,084 〈162〉
㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道	本社他（札幌市白石区他）	高速道路事業	工具器具備品等	710	－	82 (1) [1]	104	209	1,106	345
㈱ネクスコ・エンジニアリング東北	本社他（仙台市青葉区他）	高速道路事業	工具器具備品等	381	26	－ (－) [6]	664	218	1,290	627
㈱ネクスコ東日本エンジニアリング	本社他（東京都荒川区他）	高速道路事業	事業所等	2,814	151	1,234 (20) [12]	1,260	576	6,036	1,295
㈱ネクスコ・エンジニアリング新潟	本社他（新潟市中央区他）	高速道路事業	建物附属設備等	420	10	－ (－) [4]	93	136	661	352
㈱ネクスコ・メンテナンス北海道	本社他（札幌市白石区他）	高速道路事業	本社等	1,364	2	332 (8) [－]	46	90	1,838	349 〈144〉
㈱ネクスコ・メンテナンス東北	本社他（仙台市青葉区他）	高速道路事業	車両運搬具等	2,210	682	74 (2) [1]	202	353	3,523	336
㈱ネクスコ・メンテナンス関東	本社他（東京都千代田区他）	高速道路事業	事業所等	1,087	874	95 (2) [8]	131	194	2,383	359
㈱ネクスコ・メンテナンス新潟	本社他（新潟県長岡市他）	高速道路事業	本社等	776	81	110 (4) [12]	130	193	1,293	147 〈35〉
㈱ネクスコ・パトロール東北	本社他（仙台市青葉区他）	高速道路事業	車両運搬具等	4	8	－ (－) [0]	362	21	397	483
㈱ネクスコ・パトロール関東	本社他（さいたま市中央区他）	高速道路事業	車両運搬具等	55	413	－ (－) [0]	93	45	608	687
㈱ネクスコ・サポート北海道	本社他（札幌市中央区他）	高速道路事業	駐車場等	34	135	99 (0) [0]	16	89	375	1,011
㈱ネクスコ・サポート新潟	本社他（新潟市中央区他）	高速道路事業	車両運搬具等	11	134	－ (－) [0]	－	54	200	611 〈86〉

会社名	事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数(人)
				建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地(面積千㎡)	リース資産	その他	合計	
㈱ネクスコ東日本トラスティ	本社他(東京都港区他)	高速道路事業その他	建物附属設備等	1,459	0	1,038 (4) [1]	182	77	2,759	580〈73〉
㈱関東エリアクリーン	本社他(東京都千代田区他)	高速道路事業	工具器具備品等	6	―	0 (―) [―]	―	2	9	522
ネクスコ東日本エリアトラクト㈱	本社他(東京都港区他)	道路休憩所事業	SA・PAの建物等	3,617	481	6 (1) [3]	82	424	4,611	200
㈱ネクスコ東日本リテイル	本社他(東京都港区他)	道路休憩所事業	建物附属設備等	670	0	― (―) [0]	―	233	903	448 〈783〉
㈱ネクスコ東日本エリアサポート	本社他(東京都港区他)	道路休憩所事業その他	事業所等	52	―	― (―) [1]	―	15	68	191
㈱ネクスコ東日本ロジテム	本社他(千葉県習志野市他)	道路休憩所事業	建物附属設備等	24	―	61 (0) [0]	30	1	119	25〈10〉
㈱ネクスコ東日本シティフード	本社(東京都港区)	道路休憩所事業	建物附属設備等	132	0	451 (14) [0]	―	19	603	42 〈91〉
㈱ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ	本社(東京都港区)	その他	機械装置等	14	―	― (―) [―]	―	44	58	9

(注) 1．帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品及び建設仮勘定の合計です。
2．土地及び建物を賃借しており、年間の賃借料は1,745百万円です。なお、賃借している土地の面積については、[ ]で外書きしております。
3．臨時従業員数は、〈 〉で外書きし、臨時従業員数が、従業員数の100分の10未満である会社は、臨時従業員数の記載を省略しております。
4．上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間の賃借料は88百万円です。
5．現在休止中の主要な設備はありません。
6．上記金額には消費税等は含まれておりません。

③ 在外子会社

(令和８年３月31日現在)

会社名	事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数(人)
				建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地(面積千㎡)	リース資産	その他	合計	
E－NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED	本社(インド国ハリヤナ州)	その他	工具器具備品	2	176	― (―) [―]	―	4	182	9

(注) 1．帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品及び建設仮勘定の合計です。
2．現在休止中の主要な設備はありません。
3．上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 設備の新設等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備に係る重要な設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりです。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 新座料金所他	埼玉県 新座市他	高速道路事業	料金所設備等 (ETC等)	45,926	―	自己資金	令和８年 ４月	令和９年 ３月
当社 京葉市川PA (上り線) 他５箇所	千葉県 市川市他	道路休憩所事業	営業用建物	6,312	2,067	自己資金	令和２年 ４月	令和９年 ３月

2 【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)等、総額517,336百万円の道路資産の新設、改築及び修繕等を行いました。

当連結会計年度において機構に帰属し借受道路資産及び機構の建設仮勘定となった仕掛道路資産は、総額341,771百万円であり、その内訳は下記のとおりです。

路線・区間等		帰属時期 (注) 1	道路資産価額 (百万円) (注) 2
高速自動車国道常磐自動車道	いわき小名浜ＩＣ（新設）	令和７年８月	1,710
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市大字下早見から千葉県成田市吉岡まで（改築）	令和７年８月	22,196
高速自動車国道関越自動車道新潟線	東京都三鷹市北野から東京都練馬区大泉町まで（新設）	令和７年12月	32,282
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市大字下早見から千葉県成田市吉岡まで（改築）	令和８年１月	6,175
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで（新設）	令和８年１月	1,942
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市大字下早見から千葉県成田市吉岡まで（改築）	令和８年２月	14,246
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市大字下早見から茨城県猿島郡五霞町大字江川まで（新設）	令和８年３月	408
高速自動車国道常磐自動車道	三郷料金所スマートIC（新設）	令和８年３月	82
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	修繕	令和７年６月、９月、12月及び令和８年３月	183,399
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	災害復旧	令和７年９月、12月及び令和８年３月	7,884
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	特定更新等工事	令和７年６月、９月、12月及び令和８年３月	71,442
合計		－	341,771

(注) 1．仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産及び機構の建設仮勘定となった時期を記載しております。

2．道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

協定に基づき当社が機構より借り受けている道路資産の内訳は次のとおりであり、当連結会計年度において機構へ支払った道路資産賃借料は597,862百万円です。

（令和８年３月31日現在）

区分		年間賃借料（百万円）
全国路線網	高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	597,862
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線	
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内北見線	
	高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	
	高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線	
	高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線	
	高速自動車国道東北横断自動車道酒田線	
	高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	
	高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	
	高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	
	高速自動車国道関越自動車道新潟線	
	高速自動車国道関越自動車道上越線	
	高速自動車国道常磐自動車道	
	高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線	
	高速自動車国道東関東自動車道水戸線	
	高速自動車国道北関東自動車道	
	高速自動車国道中央自動車道長野線(安曇野市から千曲市まで(安曇野ICを含まない。))	
	高速自動車国道北陸自動車道(新潟市から富山県下新川郡朝日町まで(朝日ICを含まない。))	
	高速自動車国道成田国際空港線	
	一般国道１号(横浜新道)	
	一般国道６号(東水戸道路)	
	一般国道６号(仙台東部道路)	
	一般国道６号(仙台南部道路)	
	一般国道７号(秋田外環状道路)	
	一般国道７号(琴丘能代道路)	
	一般国道13号(米沢南陽道路)	
	一般国道13号(湯沢横手道路)	
	一般国道14号(京葉道路)	
	一般国道16号(横浜横須賀道路)	
	一般国道16号(横浜新道)	
	一般国道16号(京葉道路)	
	一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))	
	一般国道45号(百石道路)	
	一般国道47号(仙台北部道路)	
	一般国道126号(千葉東金道路)	
	一般国道127号(富津館山道路)	
	一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))	
	一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))	
	一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)	
	一般国道466号(第三京浜道路)	
	一般国道468号(横浜横須賀道路)	
	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(横浜市から藤沢市まで及びあきる野市から山武市まで(あきる野ICを含む。))	
	一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)	

（注）１．道路資産賃借料は、上記の全国路線網に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。

２．上記賃借料は、協定に基づき、当連結会計年度の料金収入の金額に応じ、18,978百万円が加算されております。

３．上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 道路資産の建設等の計画

当社グループの道路資産に係る重要な建設の計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりです。

なお、下記の道路資産は、特措法第51条第２項ないし第４項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注) 2	既支払額 (百万円) (注) 3	着手 (注) 4	完了 (注) 5
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	64,605	20 [63,312]	平成５年12月	令和13年３月
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線	558,908	22,819 [322,106]	昭和63年12月	令和17年３月
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び八戸線	101,613	3,070 [66,650]	平成６年９月	令和13年３月
高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線、酒田線及びいわき新潟線	290,437	7,715 [31,298]	平成５年12月	令和16年３月
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	20,274	66 [18,955]	平成５年12月	令和13年３月
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	138,812	20,129 [110,968]	平成５年12月	令和13年３月
高速自動車国道関越自動車道新潟線及び上越線	1,443,094	383,500 [201,393]	昭和62年１月	令和13年３月
高速自動車国道常磐自動車道	501,224	29,500 [326,473]	平成５年12月	令和17年３月
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線及び水戸線	1,147,377	68,075 [882,265]	平成５年12月	令和15年３月
高速自動車国道北関東自動車道	250,335	2,868 [238,631]	平成10年１月	令和11年３月
高速自動車国道北陸自動車道	14,770	553 [12,889]	平成14年４月	令和９年３月
高速自動車国道中央自動車道長野線	2,368	― [2,368]	平成18年９月	令和16年３月
一般国道13号(米沢南陽道路)	3,348	725 [243]	平成27年４月	令和９年３月
一般国道14号及び16号(京葉道路)	52,671	7,850 [15,064]	平成７年３月	令和11年３月
一般国道47号(仙台北部道路)	36,630	2,366 [6,095]	平成21年９月	令和18年３月
一般国道126号(千葉東金道路)	27,974	9,223 [262]	平成12年７月	令和16年３月
一般国道127号(富津館山道路)	1,237	― [167]	平成14年９月	令和13年３月
一般国道466号(第三京浜道路)	11,742	662 [―]	昭和63年１月	令和13年３月
一般国道16号及び468号(横浜横須賀道路)	443,671	243,807 [63,885]	平成３年12月	令和14年３月
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	809,408	336,051 [271,457]	昭和61年12月	令和14年３月
一般国道４号(東埼玉道路)	18,864	176 [―]	令和10年４月	令和17年３月

(注) １．協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
２．総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
３．当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[ ]で外書きしております。
４．当社設立が平成17年10月１日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しているものがあります。
５．道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続を経る必要があり、当該手続を終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
６．所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、当連結会計年度後の５連結会計年度において高速道路の修繕に係る工事については846,584百万円、特定更新等工事については1,195,985百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構からの無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で39,426百万円と見込んでおります。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和８年３月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和８年６月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	105,000,000	105,000,000	非上場	株主としての権利内容に何ら制限のない株式 単元株式数は、100株です。
計	105,000,000	105,000,000	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年10月１日	105,000,000	105,000,000	52,500	52,500	52,500	52,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。
なお、道路公団は、民営化関係法施行法第６条、第７条及び第９条の規定に基づき、平成17年10月１日付けで高速道路会社にその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第２項第１号の規定に基づき、政府に承継されております。１株当たりの発行価額は、1,000円です。また、資本金に組み入れない額は、500円です。

(5) 【所有者別状況】

（令和８年３月31日現在）

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	―	―	―	―	―	―	1	―
所有株式数（単元）	1,050,000	―	―	―	―	―	―	1,050,000	―
所有株式数の割合（%）	100.0	―	―	―	―	―	―	100.0	―

(6) 【大株主の状況】

（令和８年３月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目１番１号	105,000,000	100.00
計	―	105,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

（令和８年３月31日現在）

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 105,000,000	1,050,000	株主としての権利内容に何ら制限のない株式
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	105,000,000	―	―
総株主の議決権	―	1,050,000	―

② 【自己株式等】

（令和８年３月31日現在）

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
―	―	―	―	―	―
計	―	―	―	―	―

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、当面の間、財務体質を強化することを最優先課題の一つとし、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

事業から得られた利益については、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業以外の事業に係る利益につきましては、SA・PAの新築・改築・改修や新規事業等への投資に用いる予定にしております。

なお、高速道路事業において生じた利益につきましては、高速道路を利用するお客さまのサービス向上及び安全性・快適性等を確保するための施策に充てるほか、前記「第２ 事業の状況 ４ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ２ 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等の状況に重要な影響を与える要因について ① 高速道路事業の特性について」のとおり、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクに備えることとしております。

なお、当社は、剰余金の配当は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う旨を定款に定めております。

また、会社法第454条第５項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となりますが、高速道路会社法第13条に基づき、剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本方針も定めておりません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また、経営の意思決定、業務執行及び監督更にはグループの統制、情報開示等について適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

また、内部統制システムの整備に係る社内規則の制定・改廃について、取締役会で決議を行っているほか、内部統制システムに係る委員会等の各機関を組織し、各機関においてコーポレート・ガバナンスに係る各事項を審議・検討するほか、各機関の活動状況は取締役会に報告されております。

加えて、監査役、監査役会及び会計監査人による監査体制のほか、各業務執行部門から独立した内部監査の専門組織である業務監査室を設置し、グループ会社も含めた継続的な監査を実施しております。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(ア) 会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

取締役会は、有価証券報告書提出日現在、取締役８名全員で構成され、監査役が出席し、取締役会規程に則り、月１回開催を原則として必要に応じ随時開催し、経営の方針、法令で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、必要と認められる事項について報告を受け、取締役の職務の執行を監督しております。当事業年度における取締役会の開催回数は15回です。

(b) 経営会議

取締役会における審議をより適切かつ効率的に行うこと及び経営上重要な事項については十分な審議を尽くすことを目的として、経営会議を設置しております。当事業年度における経営会議の開催回数は18回です。

(c) 内部統制委員会

当社は、内部統制委員会を設置し、内部統制システムの基本方針及びその運用に関して必要な事項を審議しております。当事業年度における内部統制委員会の開催回数は１回です。

(d) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項を審議しております。委員会は有識者からなる社外委員及び社内委員で構成し、専門性と客観性の確保に努めております。当事業年度におけるコンプライアンス委員会の開催回数は２回です。

(e) リスク管理推進委員会

当社は、リスク管理推進委員会を設置し、各部門のリスクマネジメントに対するモニタリング及び助言、リスクマネジメントに係る社員への教育及び啓発活動等を行っております。当事業年度におけるリスク管理推進委員会の開催回数は１回です。

(f) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、有価証券報告書提出日現在、監査役４名のうち３名が社外監査役です。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務の執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月１回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。当事業年度における監査役会の開催回数は15回です。

(イ) 会社の内部統制システムの整備状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について取締役会で決議(平成18年４月27日決議、令和７年３月27日最終改定)しており、その内容は次のとおりです。

(a) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画するとともに、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める「善管注意義務」及び「忠実義務」に則って適切に職務を行う。

高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、倫理行動規範を定め、取締役はこれを率先して実践する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行う。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心を最優先に、事故・災害等の発生に備えて、事故・災害等の予防、応急対策及び復旧に関する規程等社内規則を定め、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えるとともに、老朽化する高速道路の確実な維持管理に向けた取組を行う。

また、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定め、事業執行上の各種のリスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、委員会等で適宜検証し、適切に対応する体制を整えるほか、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け、取り組むこととする。

(d) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、会社の重要な業務執行に係る決議、報告を行うとともに、経営会議を設置し、全社的に影響を及ぼす重要事項を十分に審議する。

また、経営の監督機能と業務執行機能の明確な役割分担のもと、役員・執行役員間の全社的な経営情報の共有を行う役員連絡会を設置し、取締役会の決議又は経営会議の審議に基づく代表取締役の定めた方針に従い業務を執行する体制を確立するとともに、組織と職務権限・責任に関する社内規則を定め、効率的執行を確保する。

(e) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が行う高速道路事業の高い公共性に鑑み、法令、定款、倫理行動規範、その他社内規則及び社会通念等を遵守した職務の執行を確保するため、法令遵守活動に関する委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図ることにより、使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整備する。

また、内部監査の専属組織を設置し、継続的な監査を実施する。

加えて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

(f) 当社並びに当社の子会社及び孫会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ⅰ)当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

必要に応じて、子会社の職務執行状況について役員連絡会における報告を義務づけるほか、子会社の経営管理に関する社内規則を定め、子会社の経営管理上重要な事項について、当社の承諾等を行う体制を整える。

(ⅱ)当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社がリスクマネジメントに関する規程等社内規則を定めるなど、子会社において事業執行上の各種のリスクについて適切に対応する体制を整える。

(ⅲ)当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ戦略会議を設置し、当社グループの事業戦略を推進かつ共有するほか、子会社に取締役会を設置し適切に運営する等、子会社の態様に応じ、効率的執行を確保する。

(ⅳ)当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人が法令、定款、その他社内規則及び社会通念等を遵守するため、当社グループ倫理行動規範を定めるほか、必要に応じて、子会社における内部統制体制について指導・支援を行うことにより、子会社の取締役及び使用人が高い倫理観を保持し行動する環境の整備に努めるとともに、子会社の内部監査を定期的に実施する。

(ⅴ)孫会社の業務の適正を確保するための体制

孫会社の業務の適正を確保するため、前各号と同等の体制を、孫会社の親会社となる子会社を通じて整える。

(g) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織を設置し、専属の使用人を配置する。

(h) 前(g)の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

前(g)の使用人については業務執行部門との兼務を行わず、監査役の職務補助専任とするとともに、その人事異動については、監査役に協議することとする。

(i) 当社の監査役への報告に関する体制

(ⅰ) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を定期的に報告することとする。

(ⅱ) 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

前(ⅰ)の体制に加え、必要に応じて、監査役と子会社の取締役及び監査役が情報共有する体制を整える。

(j) 前(i)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報に関する社内規則を定め、通報者に対する不利な取扱いを禁止する。

(k) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行に関する所要の費用等を請求するときは、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、請求に応じる。

(l) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連携に努めることとする。

③ リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として、安全・安心を最優先に、事故・災害等の発生に備えて、事故・災害等の予防、応急対策及び復旧に関する規程等社内規則を定め、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け取り組んでおります。

更に、総務・経理本部長を委員長とするリスク管理推進委員会を設置し、各部門のリスクマネジメントに対するモニタリング及び助言、リスクマネジメントに係る社員への教育及び啓発活動等の事務を所掌するとともに、毎事業年度、リスクマネジメントの現状を取締役会に報告することとしております。

④ 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

⑤ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑥　取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を15回開催しており、個々の取締役及び監査役の出席状況については次のとおりです。

役職名	氏名	当事業年度の出席回数
取締役会長	渡邉　光一郎	15回中15回
代表取締役社長	由木　文彦	15回中15回
代表取締役兼副社長執行役員	髙橋　知道	15回中15回
取締役兼常務執行役員	伊勢田　敏	15回中15回
取締役兼常務執行役員	田仲　博幸	15回中15回
取締役兼常務執行役員	吉見　秀夫	15回中15回
取締役兼常務執行役員	椎名　穣	15回中15回
取締役	宮川　暁世	15回中15回
監査役(常勤)	佐藤　隆二	15回中15回
監査役(常勤)	黒田　泰則	15回中15回
監査役(常勤)	河内　祐典	15回中15回
監査役	矢ケ﨑　紀子	15回中14回

取締役会における具体的な検討内容として、会社法に定める重要な業務執行や機構との協定等の重要な契約の決定を行うほか、会社経営に関する重要な基本方針、中期経営計画や各年度の実行計画等について審議し決定を行っています。特に当事業年度においては、機構との協定、年度事業計画、社債の発行について決定するほか、重要な組織の変更、グループ会社再編等に伴う事業計画の一部見直しやグループ会社の投資に係る承認等について審議を行い、決定しました。また、決定された計画等の進捗をモニタリングするため必要な報告事項を定め、実効性の高い監督を行っています。

加えて、内部統制システムの基本方針を決定し、基本方針に基づき関係規程等の決定を行うほか、内部統制システムが機能していることを確認するため必要な報告を行う等により、当社グループの内部統制システムを構築し適切に運用しています。

⑦　取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

また、当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。

⑧　株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営を円滑に行うことを目的とするものです。

⑨　会社法第427条第１項に規定する契約(責任限定契約)

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間に、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を、同法第425条第１項に定める最低責任限度額に限定する契約を

締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役(２名)及び監査役(４名)それぞれとの間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

・ 当該取締役又は監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・ 上記責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

⑩ 会社法第430条の３第１項に規定する契約(役員等賠償責任保険契約)

当社は、取締役、監査役及び執行役員の全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用等が填補されることとなります。

⑪ 役員区分ごとの報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額	備考
社内取締役	６名	122百万円	取締役の報酬額　年間200百万円以内 (平成17年９月21日開催の創立総会決議)
社外取締役	２名	15百万円	
監査役	４名	60百万円	監査役の報酬額　年間70百万円以内 (平成17年９月21日開催の創立総会決議)

(注)上記のほか、当事業年度において役員退職慰労引当金として14百万円(退任した役員分を含む。)を繰り入れております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性９名　女性３名　(役員のうち女性の比率　25.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長	渡 邉　光一郎	昭和28年４月16日生	昭和51年４月　第一生命保険相互会社入社 平成22年４月　第一生命保険株式会社代表取締役社長 平成28年10月　第一生命ホールディングス株式会社(現株式会社第一ライフグループ)代表取締役社長 平成28年10月　第一生命保険株式会社代表取締役社長 平成29年４月　第一生命ホールディングス株式会社(現株式会社第一ライフグループ)代表取締役会長 平成29年４月　第一生命保険株式会社代表取締役会長 令和２年６月　第一生命ホールディングス株式会社(現株式会社第一ライフグループ)取締役会長 令和２年６月　第一生命保険株式会社取締役会長 令和５年４月　第一生命ホールディングス株式会社(現株式会社第一ライフグループ)取締役 令和５年４月　第一生命保険株式会社特別顧問(現在) 令和６年６月　当社取締役会長(非常勤)(現在)	(注) 4	－
代表取締役社長	吉　岡　幹　夫	昭和38年７月14日生	昭和61年４月　建設省(現国土交通省)入省 平成30年７月　国土交通省北陸地方整備局長 令和２年８月　国土交通省道路局長 令和３年７月　技監 令和６年７月　国土交通事務次官 令和７年７月　国土交通省顧問 令和８年６月　当社代表取締役社長(現在)	(注) 4	－
代表取締役兼 専務執行役員	田　仲　博　幸	昭和38年３月30日生	昭和62年４月　日本道路公団入社 平成26年10月　当社総務・経理本部人事部部付部長 平成29年６月　株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道代表取締役社長 令和元年６月　当社執行役員経営企画本部経営企画部長 令和４年６月　当社執行役員東北支社長 令和６年６月　当社取締役兼常務執行役員管理事業本部長 令和８年６月　当社代表取締役兼専務執行役員建設事業本部長(現在)	(注) 4	－
取締役兼常務 執行役員	吉　見　秀　夫	昭和39年３月18日生	昭和62年４月　日本道路公団入社 平成28年10月　当社管理事業本部営業部長 平成30年６月　当社総務・経理本部経理財務部長 令和元年６月　当社執行役員総務・経理本部経理財務部長 令和４年６月　当社常務執行役員サービスエリア・新事業本部長 令和６年６月　当社取締役兼常務執行役員サービスエリア・新事業本部長 令和６年６月　株式会社ネクスコ東日本エリアトラクト代表取締役社長 令和８年６月　当社取締役兼常務執行役員総務・経理本部長(現在)	(注) 4	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役兼常務執行役員	松　坂　敏　博	昭和39年12月14日生	昭和63年４月　日本道路公団入社 令和２年10月　当社管理事業本部ITS推進部長 令和４年６月　当社執行役員経営企画本部経営企画部長 令和６年６月　当社常務執行役員関東支社長 令和８年６月　当社取締役兼常務執行役員管理事業本部長(現在)	(注) 4	－
取締役兼常務執行役員	小　橋　尚	昭和42年12月30日生	平成４年４月　日本道路公団入社 令和４年６月　当社総務・経理本部総務部長 令和７年６月　当社サービスエリア・新事業本部サービスエリア事業部長 令和８年６月　当社取締役兼常務執行役員サービスエリア・新事業本部長(現在)	(注) 4	－
取締役兼常務執行役員	永　山　寛　理	昭和47年４月18日生	平成７年４月　建設省(現国土交通省)入省 平成30年７月　内閣府地方創生推進室参事官併地方創生推進事務局参事官 令和２年７月　宮崎県副知事 令和５年７月　国土交通省道路局総務課長 令和６年７月　内閣府大臣官房政策評価広報課長 令和８年６月　当社取締役兼常務執行役員経営企画本部長(現在)	(注) 4	－
取締役	宮　川　暁　世	昭和49年４月19日生	平成９年４月　日本開発銀行(現株式会社日本政策投資銀行)入行 平成29年４月　株式会社日本政策投資銀行財務部課長 令和元年６月　株式会社日本政策投資銀行企業金融第６部次長 令和３年６月　株式会社日本政策投資銀行シンジケーション・クレジット業務部長 令和４年６月　当社取締役(非常勤)(現在) 令和５年６月　株式会社日本政策投資銀行地域調査部長 令和６年６月　株式会社日本政策投資銀行産業調査部長兼地域調査部担当部長 令和７年６月　株式会社日本政策投資銀行産業調査部長兼設備投資研究所担当部長兼副所長 令和８年６月　株式会社日本政策投資銀行産業・地域調査部長(現在)	(注) 4	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役(常勤)	東 山　小百合	昭和42年２月８日生	平成２年４月　日本道路公団入社 平成28年７月　当社総務・経理本部広報・CSR部お客さまセンター長 令和元年６月　ネクセリア東日本株式会社(現株式会社ネクスコ東日本エリアトラクト)監査役 令和３年６月　ネクセリア東日本株式会社(現株式会社ネクスコ東日本エリアトラクト)常務取締役 令和５年６月　当社監査役室長 令和６年６月　当社執行役員業務監査室長 令和８年６月　当社監査役(常勤)(現在)	(注) 5	－
監査役(常勤)	岡　村　貴　志	昭和39年6月29日生	昭和62年４月　東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)入社 平成26年４月　東京海上日動火災保険株式会社金融営業推進部部長 平成28年４月　東京海上ホールディングス株式会社事業戦略部部長 平成29年４月　東京海上日動火災保険株式会社企業営業開発部日系グローバル推進室グローバル営業グループ担当部長(グローバル) 平成29年10月　東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会参与 令和３年10月　東京海上日動火災保険株式会社 理事 公務第二部担当部長 令和４年４月　東京海上日動メディカルサービス株式会社代表取締役社長 令和８年４月　東京海上日動火災保険株式会社顧問(現在) 令和８年６月　当社監査役(常勤)(現在)	(注) 5	
監査役(常勤)	河　内　祐　典	昭和42年４月18日生	平成３年４月　大蔵省(現財務省)入省 平成28年７月　内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官 令和元年７月　預金保険機構国際統括室長 令和２年７月　預金保険機構調査国際部長 令和３年７月　財務省財務総合政策研究所副所長 令和４年６月　当社監査役(常勤)(現在)	(注) 5	－
監査役	矢ケ﨑　紀　子	昭和38年４月22日生	昭和62年４月　株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成元年10月　日本情報サービス株式会社(現株式会社日本総合研究所)上席主任研究員 平成20年10月　国土交通省観光庁参事官(観光経済担当) 平成26年６月　日本貨物鉄道株式会社社外取締役 平成30年４月　東洋大学国際観光学部教授 平成31年４月　東京女子大学現代教養学部教授(現在) 令和２年６月　東武鉄道株式会社社外取締役(現在) 令和３年６月　当社監査役(現在)	(注) 5	－
計					－

(注) １．取締役会長渡邉光一郎氏及び取締役宮川暁世氏は、非常勤の社外取締役です。
２．取締役宮川暁世氏の戸籍上の氏名は浅川暁世です。
３．監査役岡村貴志氏、河内祐典氏及び矢ケ﨑紀子氏は社外監査役です。
４．令和８年３月期に係る定時株主総会での選任の時(令和８年６月25日)から令和10年３月期に係る定時株主総会終結の時までです。
５．令和８年３月期に係る定時株主総会での選任の時(令和８年６月28日)から令和12年３月期に係る定時株主総会終結の時までです。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役である渡邉光一郎氏及び宮川暁世氏並びに社外監査役である岡村貴志氏、河内祐典氏及び矢ケ﨑紀子氏と当社の間において、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

(ア) 監査役監査の組織、人員及び手続

当社は監査役会設置会社であり、有価証券報告書提出日現在、監査役４名のうち３名が社外監査役で構成されております。また、当社は、監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けており、監査役室所属の使用人については、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については監査役と協議することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

監査役監査は、監査役会において定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等により厳正に実施しております。

監査役監査に当たっては、内部監査及び会計監査人による会計監査と、監査結果の意見交換等により、連携に努めております。また、監査役への報告体制については、取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告することが定められているほか、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての通報の状況を、監査役との意見交換等を通じて適時に報告することとされております。

(イ) 監査役会及び監査役の活動状況

当社は、監査役会を、原則として月１回開催するほか、必要に応じ随時開催することとしております。当事業年度においては、合計15回開催した中で、監査方針や監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の再任、会計監査人の報酬の同意等、監査に関する重要な事項について決議し、また、代表取締役及び取締役との意見交換、会計監査人からの監査の実施状況・結果の聴取、各監査役の活動状況について、報告を行っております。

当事業年度の各監査役の監査については、監査役会において決議した令和７年度監査役会監査方針及び監査計画に基づき、職務分担の下、グループ内部統制システムの深化等の重点項目を主な監査事項として取り組みました。

常勤監査役３名は、いずれも、当事業年度に開催された取締役会に出席したほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から発言を行うとともに、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しております。

また、非常勤監査役１名は、当事業年度に開催された取締役会に出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から発言を行うとともに、監査役会において常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しております。

個々の監査役の監査役会への出席状況については下表のとおりです。

このほか、監査役４名は、代表取締役との意見交換の場において有益な意見具申をしております。

役職名	氏名	当事業年度の出席回数
監査役(常勤)	佐藤　隆二	15回中15回
監査役(常勤)	黒田　泰則	15回中15回
監査役(常勤)	河内　祐典	15回中15回
監査役	矢ケ﨑　紀子	15回中15回

② 内部監査の状況

当社の内部監査につきましては、内部監査規程に基づき、代表取締役社長直轄部門の業務監査室が11名のスタッフにて、実施しております。監査においては、代表取締役社長が策定した年度監査計画に沿って、会社の事業活動の有効性と効率性、会計報告の信頼性、会社に関連する法令等の遵守等について検討・評価し、公正かつ客観的な立場で改善のための意見・助言を行っております。また、グループ経営の観点から、当社だけでなくグループ会社への監査も定期的に行っております。

業務監査室長は、内部監査結果について、代表取締役社長のほか取締役会及び監査役会に報告するとともに、各実施部門の長に通知し、改善意見に対する是正措置の報告を求めております。また、会計監査人とは、連絡会を開催し、内部監査結果及び改善状況の報告・意見交換を行う等、連携に努めております。

③ 会計監査の状況

（ア） 監査法人の名称及び業務を執行した公認会計士

当社の公認会計士監査はEY新日本有限責任監査法人を選任しており、平成17年以降継続して監査を行っております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータは全て提供し、監査し易い環境を整備しております。なお、当連結会計年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名については下記のとおりです。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員　菅田　裕之	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員　田中　友康	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員　橋本　宜幸	EY新日本有限責任監査法人

（イ） 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士９名、公認会計士試験合格者等８名、その他10名です。

（ウ） 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会において、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に関し、職務執行状況、監査体制、独立性、専門性及び報酬等を確認し、総合的に評価した上で、当社が定める会計監査人の解任又は不再任の決定の方針に規定する解任の事由等は認められなかったことから、同法人の再任が適当と判断し、第20期定時株主総会においても決議事項としておりません。

なお、上記の会計監査人の解任又は不再任の決定については、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、当社監査役会は会計監査人を解任するほか、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出することをその方針として定めております。

（エ） 監査役会による監査法人の評価

当社監査役会において、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の品質管理、監査役とのコミュニケーション等を含む職務執行状況、監査体制、独立性、専門性及び報酬等を確認した上で、同法人を総合的に評価しております。

④ 監査報酬の内容等

（ア） 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	74	7	77	10
連結子会社	18	－	18	－
計	93	7	96	10

前連結会計年度及び当連結会計年度における、当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、当社が監査法人に委託した普通社債発行に係るコンフォートレター作成業務等です。

（イ） 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（(ア)を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	－	－	－	－
連結子会社	－	1	－	1
計	－	1	－	1

当連結会計年度における、当社グループが監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、連結子会社が税理士事務所等の公認会計士や監査法人等以外の法人に委託した会計アドバイザリー業務です。

（ウ） その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

（エ） 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

（オ） 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第１項の同意をした理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、妥当であると判断をしたためです。

(4) 【役員の報酬等】

当社は、上場会社等ではありませんので、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

当社は、上場会社等ではありませんので、該当事項はありません。

５ 【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

「第２ 事業の状況 １ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社グループは「高速道路の効果を最大限発揮させることにより、地域社会の発展と暮らしの向上を支え、日本経済全体の活性化に貢献」することをグループ経営理念とし、「つなぐ」価値を創造し、あらゆるステークホルダーに貢献する企業として成長するというグループ経営ビジョンの実現を目指し、事業運営を行っています。

このような事業運営を中長期にわたり支えていくためには、その担い手となる人材の確保及び育成が不可欠であるという認識のもと、人材を最も重要な経営資源として位置付けています。

当社は、高速道路事業を持続的に営み、高品質の高速道路サービスを提供し続けるため、これまでも高速道路の専門家集団として高い志を持つ社員の育成をしていますが、高速道路を将来にわたり維持し、進化させ続けるためには、現場力の源泉である人材の確保と育成が重要であることから、経営理念、経営ビジョン、経営方針に基づき当社の目指す姿を整理し、それを実現できる人材を育成する方針として、令和６年３月にNEXCO東日本人材育成方針を策定しました。

本方針において、求める人材像・能力・スキルやキャリアパスを明示するとともに、社員のライフステージを尊重したジョブローテーションを可能にする仕組み等を盛り込みました。社員教育ではOJTを重視し、経験を積んだ社員が持つノウハウを若手社員にしっかりと伝承し、一日も早く高速道路の専門家となるため、個人の成長を積極的に支援してまいります。また、自動運転社会や脱炭素社会の実現に向けた様々な取組等、当社を取り巻く事業環境も常に変動しているところですが、時代の変化や技術の進展を的確に把握し、現状の維持にとどまらず挑戦していく人材の育成に力を入れてまいります。

少子高齢化時代において高速道路事業を維持していくためには総力を挙げ、多様な能力、スキルを集結することが必要であり、ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョンを推進し、多様な人材が活躍し、新たな価値を創造していくことを促します。

社内環境整備については、労働安全衛生活動の根本となる基本理念を制定し、社員の健康被害防止や健康の保持増進のほか、労働災害の原因分析及び再発防止に努めております。また、着実な人材育成のためには、社員が生き生きと楽しく働く職場環境作りが重要であり、充実したライフ・ワーク・バランスの実現等、社員のウェルビーイングを高めるための支援を継続してまいります。

当社グループは、今後も企業戦略と人材戦略とを一体として運用し、人的資本の充実を通じて、高速道路事業の持続的な発展と社会からの信頼確保を図ってまいります。

（従業員給与等の決定方針）

従業員の給与その他の給付の額及び内容については、当社の経営状況、当社を取り巻く情勢、労働市場の動向等に加え、人材の確保・定着等の観点も考慮しつつ、総合的に検討のうえ決定しております。

（指標と目標）

人材育成等について、連結グループにおける指標や目標等は定めていないところですが、当社は、NEXCO東日本人材育成方針において、OJTを社員育成の中核として強化するほか、研修等のOff-JTも充実させることとしました。令和７年度は年間で約160件の社員研修を設け、延べ約12,000名が受講しました。この他、社員向けの資格取得補助制度や通信教育補助制度を設け、それぞれ年間で約220件、約550件の利用実績があります（いずれも令和８年３月31日時点）。社員研修については、マネジメントや当社業務に関する既存の研修のほか、DXをテーマとした研修を実施する等、随時その内容を刷新しており、今後、社員の年次に応じた研修の充実にも取り組んでまいります。この他、国内外留学制度による社員の留学支援や学校法人先端教育機構事業構想大学院大学と共同して実施する社員研修等、引き続き積極的な人材育成に取り組んでまいります。

また、社員の一人一人が健康な生活を送り、安心し、やりがいを持って快適に働けるよう、ライフ・ワーク・バランスを推進していくことが重要であり、その一環として、社員の年次休暇取得の促進や時間外労働の削減等に取り組んでおります。当社では年次有給休暇20日、夏季特別休暇７日、時短推進特別休暇３日、設立記念特別休暇１日と年間で合計31日の休暇を設けておりますが、令和７年度の当該休暇取得実績は社員平均26.3日となっております。また、不妊治療に利用できる出生サポート特別休暇のほか、育児、介護支援のための各種休暇制度と育児・介護期における育児休業、介護休業などの各種休業制度、転勤特例制度など、ライフイベントと仕事の両立を支援する制度を整備しています。今後も、社員に対して休暇取得や時間外労働の削減を促すほか、テレワーク勤務制度や始業・就業時刻を変更できる制度

等の活用による多様で柔軟な働き方の推進等、安全かつ快適な労働環境の維持・向上に努めます。

(2) 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(令和８年３月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	14,541 [1,004]
受託事業	
道路休憩所事業	974 [888]
その他	
全社(共通)	424
計	15,939 [1,892]

(注) １．従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[ ]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

３．全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

(令和８年３月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
2,643	40.3	16.5	8,308,522	5.62

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	2,169
受託事業	
道路休憩所事業	50
その他	
全社(共通)	424
計	2,643

(注) １．従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

２．平均勤続年数は、道路公団における勤続年数を含んでおります。

３．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

４．高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

５．全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、東日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。

(4) 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当社の高速道路事業を持続させるためには、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進により、多様な人材が活躍し、新たな価値を創造していくことが不可欠であり、女性労働者の活躍推進もその一環として取り組んでいく必要があります。当社では、令和８年３月末時点で女性労働者比率は18.4%であるところ、今後も積極的に女性労働者の採用を行い、女性労働者比率及び女性管理職比率の更なる向上を図ってまいります。また、男性労働者の育児休業取得促進のための施策等、社員のライフステージにあった多様な働き方に資する制度を導入しております。今後も社員の声を聞きながら、一人一人が活躍できる職場環境の実現に向けて、更なる取組に努めてまいります。

①提出会社

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%)	男性労働者の育児休業取得率(%)	労働者の男女の賃金の額の差異(%)		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うち 非正規雇用労働者
1.7	81.3	70.5	70.8	59.3

(注) １．管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金の額の差異は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)(以下「女性活躍推進法」といいます。)の規定に基づき算出したものです。

２．当社の管理職は、事務所においては所長及び副所長、支社においては課長以上、本社においては課長代理以上の社員を対象としております。

３．当社発足以降、女性総合職の採用に力を入れており、総合職の女性労働者が増えております。総合職として採用された社員の平均年齢・平均勤続年数は、それぞれ男性40.2歳・17.1年、女性30.1歳・7.3年となっており、総合職の女性労働者は、総合職の男性労働者に対して相対的に若年層が多くなっております。

<総合職として採用された社員の年齢別男女比>

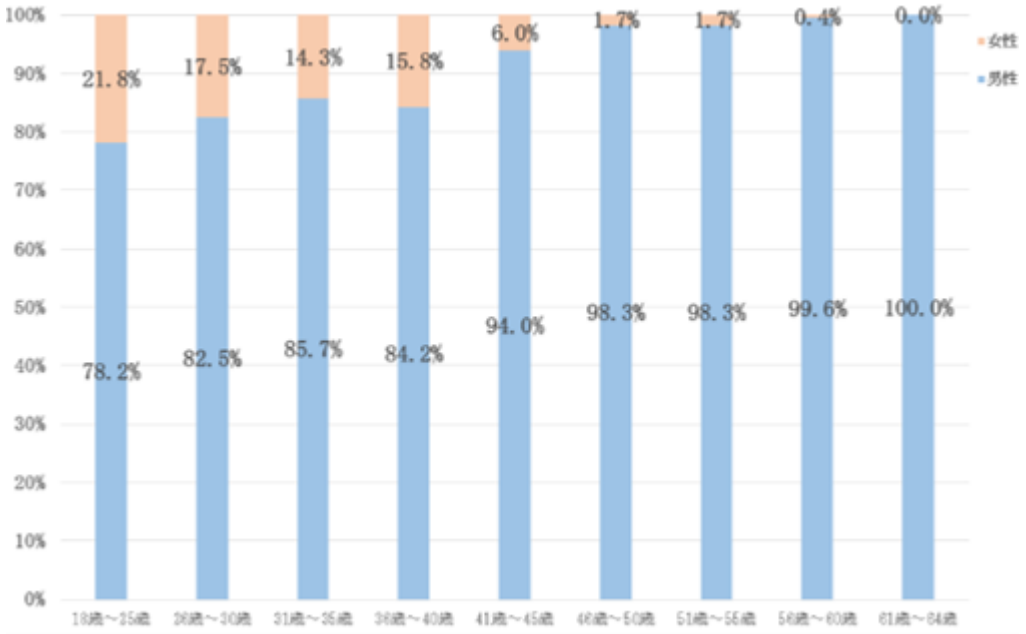

４．男性労働者の育児休業取得率は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成３年法律第76号)(以下「育児・介護休業法」といいます。)第22条の２の規定に基づき、同法施行規則(平成３年労働省令第25号)(以下「育児・介護休業法施行規則」といいます。)第71条の６第１号に定める育児休業等の取得割合を算出したものです。

５．当社は育児・介護休業法に基づく育児休業のほか、育児を目的とする休暇制度を設けておりますが、育児休業のほか、当事業年度の男性労働者の当該育児目的休暇の取得率は81.3%となっております。

６．賃金は、本給、時間外勤務手当、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除きます。正規雇用労働者は、社外から当社への出向者のうち当社が給与を支給している者を含み、当社から社外への出向者を除きます。また、非正規雇用労働者は、定年退職後の再雇用社員及びパートタイム社員であり、嘱託社員及び派遣社員を除きます。なお、労働者の男女の賃金の額の差異は、男女の

平均年齢及び平均勤続年数の差が生じていることのほか、職種(事務補助職を含む)の違いによるものです。

②連結子会社

当事業年度					
名称	管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%)	男性労働者の育児休業取得率(%)	労働者の男女の賃金の額の差異(%)		
			全労働者	うち正規雇用労働者	うち非正規雇用労働者
㈱ネクスコ・トール東北	7.4	100.0	100.0	95.8	109.7
㈱ネクスコ・トール関東	8.6	25.0	95.0	96.0	73.8
㈱ネクスコ・トール北関東	22.9	80.0	88.5	99.0	53.8
㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道	―	55.6	78.2	78.1	―
㈱ネクスコ・エンジニアリング東北	―	111.8	77.7	77.6	39.9
㈱ネクスコ東日本エンジニアリング	2.1	70.8	74.0	76.1	91.9
㈱ネクスコ・エンジニアリング新潟	―	108.3	86.7	85.0	112.5
㈱ネクスコ・メンテナンス北海道	―	20.0	76.9	41.3	59.5
㈱ネクスコ・メンテナンス東北	―	100.0	77.5	77.4	75.9
㈱ネクスコ・メンテナンス関東	―	45.5	99.8	73.5	154.7
㈱ネクスコ・パトロール東北	―	73.3	68.9	86.7	62.5
㈱ネクスコ・パトロール関東	0.0	50.0	63.9	83.3	―
㈱ネクスコ・サポート北海道	―	73.0	83.0	80.0	79.7
㈱ネクスコ・サポート新潟	3.4	88.0	87.8	81.6	109.9
㈱ネクスコ東日本トラスティ	―	100.0	37.4	84.2	45.6
㈱関東エリアクリーン	―	―	101.3	82.5	102.1
㈱ネクスコ東日本エリアトラクト	3.2	100.0	73.3	70.7	97.6
㈱ネクスコ東日本リテイル	7.6	―	65.6	87.8	94.1

(注) 1．管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金の額の差異は、女性活躍推進法の規定に基づき算出したものです。なお、「－」は該当が無い、または公表対象外のものを表します。

2．男性労働者の育児休業取得率は、育児・介護休業法の規定に基づき、育児・介護休業法施行規則第71条の６第１号における育児休業等の取得割合を算出したものです。なお、「－」は該当が無い、または公表対象外のものを表します。

第５ 【経理の状況】

１　連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)第２条の規定に基づき、同規則及び高速道路事業等会計規則により作成しております。

２　監査証明について

当社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度(令和７年４月１日から令和８年３月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(令和７年４月１日から令和８年３月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

３　連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構やEY新日本有限責任監査法人が実施するセミナー等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （令和７年３月31日）	当連結会計年度 （令和８年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	71,453	65,577
高速道路事業営業未収入金	111,989	100,313
未収入金	※4 5,435	※4 13,116
有価証券	30,083	114,942
仕掛道路資産	1,350,200	1,525,437
その他の棚卸資産	※2 6,595	※2 6,649
受託業務前払金	22,006	21,505
仮払消費税等	114,444	126,948
その他	※4 52,487	※4 60,902
貸倒引当金	△12	△22
流動資産合計	1,764,683	2,035,371
固定資産		
有形固定資産		
建物	91,626	95,939
減価償却累計額	△42,947	△46,124
建物（純額）	48,678	49,815
構築物	76,415	82,743
減価償却累計額	△27,363	△29,193
構築物（純額）	49,052	53,550
機械及び装置	185,212	211,722
減価償却累計額	△123,960	△132,154
機械及び装置（純額）	61,251	79,567
車両運搬具	73,198	73,693
減価償却累計額	△61,134	△65,234
車両運搬具（純額）	12,063	8,459
工具、器具及び備品	31,635	33,878
減価償却累計額	△20,911	△22,854
工具、器具及び備品（純額）	10,724	11,024
土地	83,530	83,263
リース資産	10,423	9,886
減価償却累計額	△6,371	△6,146
リース資産（純額）	4,052	3,740
建設仮勘定	13,903	12,570
有形固定資産合計	283,256	301,991
無形固定資産	43,793	50,894

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （令和７年３月31日）	当連結会計年度 （令和８年３月31日）
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 40,067	※3 41,156
長期前払費用	3,121	3,085
退職給付に係る資産	2,065	7,005
繰延税金資産	13,865	10,866
その他	5,009	5,985
貸倒引当金	△55	△58
投資その他の資産合計	64,073	68,041
固定資産合計	391,124	420,927
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	1,926	2,159
繰延資産合計	1,926	2,159
資産合計	※1 2,157,733	※1 2,458,458
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	156,236	152,369
1年内返済予定の長期借入金	5,447	10,000
リース債務	1,608	1,281
未払金	51,039	57,097
未払法人税等	1,768	1,402
預り金	2,289	2,600
前受金	228	541
賞与引当金	8,042	8,498
その他	※5 46,475	※5 43,161
流動負債合計	273,136	276,953
固定負債		
道路建設関係社債	※1 1,235,000	※1 1,409,900
道路建設関係長期借入金	261,680	388,339
長期借入金	45,000	35,000
リース債務	2,957	2,886
受入保証金	10,509	10,662
その他の引当金	112	146
退職給付に係る負債	50,700	42,223
負ののれん	843	525
その他	1,537	605
固定負債合計	1,608,341	1,890,289
負債合計	1,881,477	2,167,242

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （令和７年３月31日）	当連結会計年度 （令和８年３月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金	58,793	58,793
利益剰余金	153,402	160,033
株主資本合計	264,696	271,327
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	319	388
為替換算調整勘定	△17	△27
退職給付に係る調整累計額	11,257	19,527
その他の包括利益累計額合計	11,559	19,888
純資産合計	276,256	291,215
負債純資産合計	2,157,733	2,458,458

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 令和６年４月１日 至 令和７年３月31日）	当連結会計年度 （自 令和７年４月１日 至 令和８年３月31日）
営業収益	※1 1,171,883	※1 1,284,583
営業費用		
道路資産賃借料	582,236	597,862
高速道路等事業管理費及び売上原価	529,979	627,467
販売費及び一般管理費	※3 56,474	※3 58,683
営業費用合計	※2 1,168,690	※2 1,284,013
営業利益	3,193	570
営業外収益		
受取利息	592	1,647
持分法による投資利益	1,294	1,078
土地物件貸付料	641	658
違約金及び損害賠償金収入	12	1,058
その他	1,345	1,098
営業外収益合計	3,886	5,540
営業外費用		
支払利息	16	16
損害賠償金	89	71
控除対象外消費税	67	75
その他	28	24
営業外費用合計	201	187
経常利益	6,877	5,923
特別利益		
固定資産売却益	※4 79	※4 58
受取保険金	6	29
その他	15	10
特別利益合計	101	97
特別損失		
固定資産売却損	※5 3	※5 180
固定資産除却損	※6 222	※6 426
その他	19	113
特別損失合計	245	720
税金等調整前当期純利益	6,733	5,301
法人税、住民税及び事業税	1,247	733
法人税等調整額	△343	△2,063
法人税等合計	903	△1,330
当期純利益	5,829	6,631
非支配株主に帰属する当期純利益	―	―
親会社株主に帰属する当期純利益	5,829	6,631

【連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当連結会計年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
当期純利益	5,829	6,631
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△11	28
繰延ヘッジ損益	△0	－
為替換算調整勘定	△17	△10
退職給付に係る調整額	13,505	8,073
持分法適用会社に対する持分相当額	200	236
その他の包括利益合計	※1 13,676	※1 8,328
包括利益	19,506	14,959
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	19,506	14,959
非支配株主に係る包括利益	－	－

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 令和６年４月１日 至 令和７年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	52,500	58,793	147,573	258,867	363	0	△0	△2,481	△2,117	256,749
当期変動額										
親会社株主に帰属する当期純利益			5,829	5,829						5,829
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△43	△0	△17	13,738	13,676	13,676
当期変動額合計	－	－	5,829	5,829	△43	△0	△17	13,738	13,676	19,506
当期末残高	52,500	58,793	153,402	264,696	319	－	△17	11,257	11,559	276,256

当連結会計年度(自 令和７年４月１日 至 令和８年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	52,500	58,793	153,402	264,696	319	－	△17	11,257	11,559	276,256
当期変動額										
親会社株主に帰属する当期純利益			6,631	6,631						6,631
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					68	－	△10	8,269	8,328	8,328
当期変動額合計	－	－	6,631	6,631	68	－	△10	8,269	8,328	14,959
当期末残高	52,500	58,793	160,033	271,327	388	－	△27	19,527	19,888	291,215

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 令和６年４月１日 至 令和７年３月31日）	当連結会計年度 （自 令和７年４月１日 至 令和８年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,733	5,301
減価償却費	41,118	40,171
持分法による投資損益（△は益）	△1,294	△1,078
賞与引当金の増減額（△は減少）	470	455
貸倒引当金の増減額（△は減少）	12	12
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△1,025	△1,264
受取利息及び受取配当金	△607	△1,663
支払利息	5,724	11,309
固定資産売却損益（△は益）	△75	122
固定資産除却損	1,179	1,169
売上債権の増減額（△は増加）	9,386	9,825
棚卸資産の増減額（△は増加）	※2 △240,204	※2 △175,163
仕入債務の増減額（△は減少）	△62,817	△2,221
未払又は未収消費税等の増減額	8,777	△6,177
仮払消費税等の増減額（△は増加）	△24,095	△12,504
その他	△13,921	△13,182
小計	△270,640	△144,888
利息及び配当金の受取額	786	1,730
利息の支払額	△4,862	△9,353
法人税等の還付額	702	360
法人税等の支払額	△2,515	△1,316
営業活動によるキャッシュ・フロー	△276,530	△153,468
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△48,060	△60,377
固定資産の売却による収入	139	100
有価証券の取得による支出	△120,000	―
有価証券の償還による収入	120,000	90
投資有価証券の取得による支出	△101	―
投資有価証券の売却及び減資による収入	141	165
その他	△41	△989
投資活動によるキャッシュ・フロー	△47,923	△61,009
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,802	939
短期借入金の返済による支出	※2 △1,802	※2 △939
長期借入れによる収入	146,134	176,659
長期借入金の返済による支出	※2 △96,293	※2 △55,447
道路建設関係社債発行による収入	394,370	513,876
道路建設関係社債償還による支出	※2 △195,000	※2 △340,000
その他	△1,844	△1,539
財務活動によるキャッシュ・フロー	247,367	293,548
現金及び現金同等物に係る換算差額	△6	3
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△77,092	79,073
現金及び現金同等物の期首残高	178,429	101,336
現金及び現金同等物の期末残高	※1 101,336	※1 180,410

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1　連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数　　24社

連結子会社の名称

㈱ネクスコ・トール東北
㈱ネクスコ・トール関東
㈱ネクスコ・トール北関東
㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道
㈱ネクスコ・エンジニアリング東北
㈱ネクスコ東日本エンジニアリング
㈱ネクスコ・エンジニアリング新潟
㈱ネクスコ・メンテナンス北海道
㈱ネクスコ・メンテナンス東北
㈱ネクスコ・メンテナンス関東
㈱ネクスコ・メンテナンス新潟
㈱ネクスコ・パトロール東北
㈱ネクスコ・パトロール関東
㈱ネクスコ・サポート北海道
㈱ネクスコ・サポート新潟
㈱ネクスコ東日本トラスティ
㈱関東エリアクリーン
㈱ネクスコ東日本エリアトラクト
㈱ネクスコ東日本リテイル
㈱ネクスコ東日本エリアサポート
㈱ネクスコ東日本ロジテム
㈱ネクスコ東日本シティフード
㈱ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ
E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED

2　持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用しております。

持分法適用の関連会社数　　7社

会社等の名称

東京湾横断道路㈱
㈱NEXCOシステムソリューションズ
㈱高速道路総合技術研究所
高速道路トールテクノロジー㈱
㈱NEXCO保険サービス
東北高速道路ターミナル㈱
日本高速道路インターナショナル㈱

3　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、３月31日であり、連結決算日と一致しております。

4　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	７～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	５～17年

なお、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

① 道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は次のとおりです。

① 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものとして、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務を充足するものとして収益を認識しております。

道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

② 受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っております。主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

③ 道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。道路休憩所事業収入は、主に高速道路のSA等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建有価証券(その他有価証券)は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計算しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

一部の連結子会社は内規に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

振当処理を採用している為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で均等償却し、金額が僅少なものについては、原因分析を行わず発生年度に全額償却しております。

なお、平成22年３月31日以前に発生した負ののれんについては、発生年度より実質的判断による見積年数で均等償却しております。

(10) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

1　繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （令和７年３月31日）	当連結会計年度 （令和８年３月31日）
繰延税金資産(純額)	12,531	10,500

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、スケジューリングによる将来加算一時差異との相殺見込額及び将来の収益力に基づく課税所得見積額に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

課税所得の見積りにあたっては、過去の実績や現下の状況等を勘案し、見積りを行っております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得の見積りにおける前提条件が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　令和６年９月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　令和６年９月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

令和10年３月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

（表示方法の変更）

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「違約金及び損害賠償金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた1,357百万円は、「違約金及び損害賠償金収入」12百万円、「その他」1,345百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めておりました「受取保険金」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた22百万円は、「受取保険金」6百万円、「その他」15百万円として組み替えております。

（連結貸借対照表関係）

※１　担保資産及び担保付債務

前連結会計年度（令和７年３月31日）

高速道路会社法第８条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債1,235,000百万円（額面）及び機構法第15条の規定により機構に引き渡した社債735,000百万円（額面）の担保に供しております。

当連結会計年度（令和８年３月31日）

高速道路会社法第８条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債1,409,900百万円（額面）及び機構法第15条の規定により機構に引き渡した社債800,000百万円（額面）の担保に供しております。

※２　その他の棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 （令和７年３月31日）	当連結会計年度 （令和８年３月31日）
商品	488百万円	520百万円
未成工事支出金	2,797百万円	2,849百万円
原材料及び貯蔵品	3,309百万円	3,280百万円
合計	6,595百万円	6,649百万円

※３　関連会社に対するものは、次のとおりです。

	前連結会計年度 （令和７年３月31日）	当連結会計年度 （令和８年３月31日）
投資有価証券（株式）	39,218百万円	40,465百万円
（うち、共同支配企業に対する投資の金額）	（7,228百万円）	（7,860百万円）

※４　未収入金及びその他のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）３．(1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※５　その他のうち、契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）３．(1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

6　偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおりとなっております。

(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (令和７年３月31日)	当連結会計年度 (令和８年３月31日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	120,000百万円	120,000百万円
中日本高速道路㈱	－百万円	－百万円
西日本高速道路㈱	－百万円	－百万円
合計	120,000百万円	120,000百万円

(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金(財政融資資金借入金を除く)については、機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (令和７年３月31日)	当連結会計年度 (令和８年３月31日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	970,000百万円	1,005,000百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が340,000百万円(額面)、道路建設関係長期借入金が50,000百万円それぞれ減少しております。

（連結損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) １．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　研究開発費の総額は、次のとおりです。

前連結会計年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当連結会計年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
2,162百万円	1,839百万円

※３　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当連結会計年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
給与手当	12,029百万円	13,147百万円
賞与引当金繰入額	1,576百万円	1,771百万円
退職給付費用	1,014百万円	1,090百万円
その他の引当金繰入額	60百万円	61百万円
利用促進費	11,705百万円	12,051百万円

※４　固定資産売却益の内容は、次のとおりです。

	前連結会計年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当連結会計年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
機械及び装置	25百万円	0百万円
車両運搬具	44百万円	55百万円
その他	8百万円	2百万円
合計	79百万円	58百万円

※５　固定資産売却損の内容は、次のとおりです。

	前連結会計年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当連結会計年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
建物	3百万円	2百万円
機械及び装置	―百万円	33百万円
車両運搬具	0百万円	0百万円
土地	―百万円	143百万円
その他	―百万円	0百万円
合計	3百万円	180百万円

※６　固定資産除却損の内容は、次のとおりです。

	前連結会計年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当連結会計年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
建物	140百万円	115百万円
建設仮勘定	23百万円	2百万円
その他	38百万円	45百万円
撤去費用	20百万円	263百万円
合計	222百万円	426百万円

（連結包括利益計算書関係）

※１　その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当連結会計年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	5百万円	50百万円
組替調整額	△18百万円	△6百万円
法人税等及び税効果調整前	△12百万円	43百万円
法人税等及び税効果額	1百万円	△15百万円
その他有価証券評価差額金	△11百万円	28百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△0百万円	―百万円
組替調整額	―百万円	―百万円
法人税等及び税効果調整前	△0百万円	―百万円
法人税等及び税効果額	0百万円	―百万円
繰延ヘッジ損益	△0百万円	―百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	△17百万円	△10百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	12,331百万円	11,722百万円
組替調整額	1,307百万円	430百万円
法人税等及び税効果調整前	13,639百万円	12,153百万円
法人税等及び税効果額	△133百万円	△4,079百万円
退職給付に係る調整額	13,505百万円	8,073百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	200百万円	236百万円
その他の包括利益合計	13,676百万円	8,328百万円

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
普通株式	105,000	―	―	105,000

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
普通株式	105,000	―	―	105,000

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当連結会計年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
現金及び預金勘定	71,453百万円	65,577百万円
預入期間が３か月を超える定期預金	△110百万円	△110百万円
取得日から３か月以内に満期の到来するコマーシャル・ペーパー、合同運用指定金銭信託、譲渡性預金（有価証券）	29,993百万円	114,942百万円
現金及び現金同等物	101,336百万円	180,410百万円

※２　前連結会計年度（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、短期借入金の返済による支出△1,802百万円、長期借入金の返済による支出△96,293百万円及び道路建設関係社債償還による支出△195,000百万円は、機構法第15条第１項の規定により機構が行った債務引受けの額△293,095百万円です。

以上の債務引受けの主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、棚卸資産の増減額（△は増加）△240,204百万円には、特措法第51条第２項から第４項までの規定により機構に帰属した棚卸資産の額259,010百万円が含まれております。

当連結会計年度（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、短期借入金の返済による支出△939百万円、長期借入金の返済による支出の一部である△50,447百万円及び道路建設関係社債償還による支出△340,000百万円は、機構法第15条第１項の規定により機構が行った債務引受けの額△391,387百万円です。

以上の債務引受けの主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、棚卸資産の増減額（△は増加）△175,163百万円には、特措法第51条第２項から第４項までの規定により機構に帰属した棚卸資産の額341,771百万円が含まれております。

（リース取引関係）

1　オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （令和７年３月31日）	当連結会計年度 （令和８年３月31日）
１年内	578,884	567,663
１年超	19,874,920	19,988,687
合計	20,453,805	20,556,350

（注）１．当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね５年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

２．道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （令和７年３月31日）	当連結会計年度 （令和８年３月31日）
１年内	868	1,253
１年超	875	2,739
合計	1,743	3,992

（金融商品関係）

1　金融商品の状況に関する事項

前連結会計年度（令和７年３月31日）

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、特措法第51条第２項ないし第４項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる高速道路資産（以下単に「高速道路資産」といいます。）に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達しております。また、短期的な運転資金を短期社債及び金融機関からの借入により調達しております。

なお、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社においては、運転資金等をその使途とする短期の資金調達及び高速道路資産の建設等をその使途とする長期の資金調達を行っております。

長期の資金調達においては、固定金利による調達の比率を高め、その余を変動金利による調達とし、金利変動リスクを最小限にとどめております。

変動金利による調達については金利変動リスクがありますが、市中における金利環境及び調達した資金の弁済までの期間を考慮の上、金利変動リスクを認識したものについて、条件決定時に金利スワップ取引を行うことで当該リスクを回避しております。外貨建による調達については為替変動リスクに晒されるため、条件決定時に通貨スワップ取引を行うことで当該リスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利による長期借入金は、金利変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引を利用して特例処理を行うことがあります。

外貨建長期借入金及び外貨建社債は、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用して特例処理、振当処理を行っております。

② デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社の社内規定に基づき、リスク回避目的以外のものを禁止しており、特例処理、振当処理の要件を満たしている取引についてはそれぞれの処理を採用しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合もあります。

当連結会計年度(令和８年３月31日)

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、特措法第51条第２項ないし第４項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる高速道路資産(以下単に「高速道路資産」といいます。)に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達しております。また、短期的な運転資金を短期社債及び金融機関からの借入により調達しております。

なお、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社においては、運転資金等をその使途とする短期の資金調達及び高速道路資産の建設等をその使途とする長期の資金調達を行っております。

長期の資金調達においては、固定金利による調達の比率を高め、その余を変動金利による調達とし、金利変動リスクを最小限にとどめております。

変動金利による調達については金利変動リスクがありますが、市中における金利環境及び調達した資金の弁済までの期間を考慮の上、金利変動リスクを認識したものについて、条件決定時に金利スワップ取引を行うことで当該リスクを回避しております。外貨建による調達については為替変動リスクに晒されるため、条件決定時に通貨スワップ取引を行うことで当該リスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

変動金利による長期借入金は、金利変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引を利用して特例処理を行うことがあります。

外貨建長期借入金及び外貨建社債は、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用して特例処理、振当処理を行っております。

② デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社の社内規定に基づき、リスク回避目的以外のものを禁止しており、特例処理、振当処理の要件を満たしている取引についてはそれぞれの処理を採用しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合もあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。「現金及び預金」「高速道路事業営業未収入金」「未収入金」「コマーシャル・ペーパー」「合同運用指定金銭信託」「譲渡性預金」「高速道路事業営業未払金」「未払金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度(令和７年３月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時　価 (百万円)	差　額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	90	90	△0
② その他有価証券	221	221	―
資産計	311	311	△0
(1) 道路建設関係社債	1,235,000	1,179,084	△55,915
(2) 道路建設関係長期借入金(１年内返済予定の長期借入金を含む)	262,127	262,127	―
(3) 長期借入金(１年内返済予定の長期借入金を含む)	50,000	48,424	△1,575
負債計	1,547,127	1,489,637	△57,490

(注)１．市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	39,846

当連結会計年度(令和８年３月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時　価 (百万円)	差　額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	―	―	―
② その他有価証券	277	277	―
資産計	277	277	―
(1) 道路建設関係社債	1,409,900	1,325,179	△84,720
(2) 道路建設関係長期借入金(１年内返済予定の長期借入金を含む)	388,339	388,300	△39
(3) 長期借入金(１年内返済予定の長期借入金を含む)	45,000	43,452	△1,547
負債計	1,843,239	1,756,932	△86,307

(注)１．市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	40,878

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(令和７年３月31日)

	１年以内 (百万円)	１年超 ５年以内 (百万円)	５年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	70,111	―	―	―
高速道路事業営業未収入金	111,989	―	―	―
未収入金	5,435	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	90	―	―	―
満期保有目的の債券(その他)	30,000	―	―	―
その他の有価証券のうち満期があるもの(その他)	―	100	―	―
合計	217,627	100	―	―

当連結会計年度(令和８年３月31日)

	１年以内 (百万円)	１年超 ５年以内 (百万円)	５年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	64,267	―	―	―
高速道路事業営業未収入金	100,313	―	―	―
未収入金	13,116	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	―	―	―	―
満期保有目的の債券(その他)	115,000	―	―	―
その他の有価証券のうち満期があるもの(その他)	―	100	―	―
合計	292,697	100	―	―

(注2) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(令和７年３月31日)

区分	１年以内 (百万円)	１年超２年以内 (百万円)	２年超３年以内 (百万円)	３年超４年以内 (百万円)	４年超５年以内 (百万円)	５年超 (百万円)
社債	―	―	120,000	200,000	351,000	564,000
長期借入金	5,447	10,936	40,439	120,113	130,029	5,160
合計	5,447	10,936	160,439	320,113	481,029	569,160

当連結会計年度(令和８年３月31日)

区分	１年以内 (百万円)	１年超２年以内 (百万円)	２年超３年以内 (百万円)	３年超４年以内 (百万円)	４年超５年以内 (百万円)	５年超 (百万円)
社債	―	―	80,000	469,000	380,000	480,900
長期借入金	10,000	12,517	100,266	130,091	135,216	45,247
合計	10,000	12,517	180,266	599,091	515,216	526,147

3　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(令和７年３月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	119	―	―	119
外国債券	―	101	―	101
資産計	119	101	―	221

当連結会計年度(令和８年３月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	177	―	―	177
外国債券	―	100	―	100
資産計	177	100	―	277

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(令和７年３月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	90	―	―	90
資産計	90	―	―	90
道路建設関係社債	―	1,179,084	―	1,179,084
道路建設関係長期借入金(１年内返済予定の長期借入金を含む)	―	262,127	―	262,127
長期借入金(１年内返済予定の長期借入金を含む)	―	48,424	―	48,424
負債計	―	1,489,637	―	1,489,637

当連結会計年度(令和８年３月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	―	―	―	―
資産計	―	―	―	―
道路建設関係社債	―	1,325,179	―	1,325,179
道路建設関係長期借入金(１年内返済予定の長期借入金を含む)	―	388,300	―	388,300
長期借入金(１年内返済予定の長期借入金を含む)	―	43,452	―	43,452
負債計	―	1,756,932	―	1,756,932

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、社債及び外国債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で社債及び外国債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

道路建設関係長期借入金、長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引き計算する方法によっております。また、変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1　満期保有目的の債券

前連結会計年度（令和７年３月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
国債・地方債等	―	―	―
社債	―	―	―
その他	―	―	―
小計	―	―	―
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
国債・地方債等	90	90	△0
社債	―	―	―
その他	29,993	29,993	△0
小計	30,083	30,083	△0
合計	30,083	30,083	△0

当連結会計年度（令和８年３月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
国債・地方債等	―	―	―
社債	―	―	―
その他	39,981	39,983	1
小計	39,981	39,983	1
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
国債・地方債等	―	―	―
社債	―	―	―
その他	74,961	74,958	△2
小計	74,961	74,958	△2
合計	114,942	114,941	△1

2　その他有価証券

前連結会計年度(令和７年３月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	119	33	85
債券			
国債・地方債等	―	―	―
社債	―	―	―
その他	101	100	1
その他	―	―	―
小計	221	134	86
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	―	―	―
小計	―	―	―
合計	221	134	86

(注) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額627百万円）については、市場価格のない株式であることから、上表には含めておりません。

当連結会計年度(令和８年３月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	177	34	142
債券			
国債・地方債等	―	―	―
社債	―	―	―
その他	―	―	―
その他	―	―	―
小計	177	34	142
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	100	100	△0
その他	―	―	―
小計	100	100	△0
合計	277	134	142

(注) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額413百万円）については、市場価格のない株式であることから、上表には含めておりません。

3　当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	16	5	―
債券	―	―	―
その他	―	―	―
小計	16	5	―

当連結会計年度(自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	51	8	―
債券	―	―	―
その他	―	―	―
小計	51	8	―

4　減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他の有価証券の株式について50百万円の減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（令和７年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（令和８年３月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1　採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、主に確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

一部の連結子会社が有する退職一時金制度及び確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

一部の連結子会社は複数事業主制度の確定給付企業年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理をしております。

2　確定給付制度

以下の注記には、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができる複数事業主制度の企業年金基金制度を含みます。

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられたものを除く)

（百万円）

	前連結会計年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当連結会計年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
退職給付債務の期首残高	111,313	97,352
勤務費用	4,725	3,819
利息費用	819	1,966
数理計算上の差異の当期発生額	△15,249	△10,486
退職給付の支払額	△4,531	△3,758
従業員からの拠出額	275	291
その他	―	△34
退職給付債務の期末残高	97,352	89,150

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられたものを除く)

（百万円）

	前連結会計年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当連結会計年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
年金資産の期首残高	50,540	51,461
期待運用収益	1,790	1,583
数理計算上の差異の当期発生額	△2,918	1,201
事業主からの拠出額	3,300	3,507
従業員からの拠出額	275	291
退職給付の支払額	△1,527	△1,111
年金資産の期末残高	51,461	56,934

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日)	当連結会計年度 (自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	2,527	2,744
退職給付費用	574	537
退職給付の支払額	△173	△264
制度への拠出額	△184	△15
退職給付に係る負債と資産の純額	2,744	3,001

(4) 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (令和７年３月31日)	当連結会計年度 (令和８年３月31日)
積立型制度の退職給付債務	57,038	50,932
年金資産	△52,283	△57,773
	4,755	△6,841
非積立型制度の退職給付債務	43,879	42,058
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	48,635	35,217
退職給付に係る負債	50,700	42,223
退職給付に係る資産	△2,065	△7,005
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	48,635	35,217

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日)	当連結会計年度 (自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日)
勤務費用	4,725	3,819
利息費用	819	1,966
期待運用収益	△1,790	△1,583
数理計算上の差異の費用処理額	1,232	352
過去勤務費用の費用処理額	74	77
簡便法で計算した退職給付費用	574	537
その他	△171	△166
確定給付制度に係る退職給付費用	5,465	5,003

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりです。

(百万円)

	前連結会計年度 (自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日)	当連結会計年度 (自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日)
過去勤務費用	74	77
数理計算上の差異	13,564	12,075
合計	13,639	12,153

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりです。

(百万円)

	前連結会計年度 (令和７年３月31日)	当連結会計年度 (令和８年３月31日)
未認識過去勤務費用	404	327
未認識数理計算上の差異	△11,224	△23,299
合計	△10,819	△22,972

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (令和７年３月31日)	当連結会計年度 (令和８年３月31日)
株式	34%	34%
債券	29%	28%
生命保険一般勘定	11%	11%
オルタナティブ	17%	18%
その他	8%	10%
合計	100%	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日)	当連結会計年度 (自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日)
割引率	0.0%～　2.5%	1.7%～　3.5%
長期期待運用収益率	1.0%～　7.2%	1.0%～　5.6%
予想昇給率	0.3%～　7.1%	0.3%～　7.1%

3　確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度(確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の確定給付企業年金基金制度を含む。)への要拠出額は、前連結会計年度839百万円、当連結会計年度1,011百万円となりました。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は以下のとおりです。

(全国建設企業年金基金)

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

(百万円)

	前連結会計年度 (令和７年３月31日)	当連結会計年度 (令和８年３月31日)
年金資産の額	24,859	24,458
年金財政計算上の数理債務の額	19,739	19,375
差引額	5,120	5,082

(注) 上記については入手可能な直近時点(前連結会計年度：令和６年３月31日現在、当連結会計年度：令和７年３月31日現在)の情報に基づき作成しております。

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度　12.89%(自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日)

当連結会計年度　13.64%(自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日)

(注) 上記については入手可能な直近時点(前連結会計年度：令和６年３月31日現在、当連結会計年度：令和７年３月31日現在)の情報に基づき作成しております。

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、別途積立金(前連結会計年度1,197百万円、当連結会計年度1,197百万円)、財政悪化リスク相当額(前連結会計年度5,096百万円、当連結会計年度5,096百万円)、追加拠出可能額現価(前連結会計年度△1,174百万円、当連結会計年度△1,211百万円)です。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

（税効果会計関係）

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （令和７年３月31日）	当連結会計年度 （令和８年３月31日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）３	3,478百万円	4,318百万円
賞与引当金	2,630百万円	2,848百万円
退職給付に係る負債	15,779百万円	11,394百万円
ETCマイレージサービス契約負債	2,764百万円	2,977百万円
その他	9,386百万円	7,884百万円
繰延税金資産小計	34,038百万円	29,423百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）３	△3,423百万円	△3,491百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△16,749百万円	△11,759百万円
評価性引当額小計（注）１	△20,173百万円	△15,250百万円
繰延税金資産合計	13,865百万円	14,173百万円
繰延税金負債		
持分法適用関連会社の留保利益	△874百万円	△931百万円
その他	△460百万円	△2,741百万円
繰延税金負債合計	△1,334百万円	△3,672百万円
繰延税金資産の純額（注）２	12,531百万円	10,500百万円

（注）１．評価性引当額が4,922百万円減少しております。この減少の主な内容は、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が減少したことによるものです。

（注）２．前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産額の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 （令和７年３月31日）	当連結会計年度 （令和８年３月31日）
固定資産－繰延税金資産	13,865百万円	10,866百万円
固定負債－その他	△1,334百万円	△365百万円

（注）３．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度（令和７年３月31日）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金（※１）	12	36	―	28	26	3,373	3,478百万円
評価性引当額	△12	△36	―	△26	△24	△3,322	△3,423百万円
繰延税金資産	―	―	―	1	1	50	（※２）54百万円

（※１）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（※２）当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

当連結会計年度（令和８年３月31日）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金（※１）	36	―	26	25	1,040	3,188	4,318百万円
評価性引当額	△36	―	△25	△23	△327	△3,078	△3,491百万円
繰延税金資産	―	―	1	2	713	110	（※２）827百万円

（※１）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（※２）当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 （令和７年３月31日）	当連結会計年度 （令和８年３月31日）
法定実効税率	30.5%	30.5%
（調整）		
評価性引当額	△7.3%	△42.3%
持分法による投資利益	△5.9%	△6.2%
関連会社留保利益	△0.6%	△1.1%
負ののれん償却額	△1.4%	△1.8%
税率変更による影響額	△3.2%	△12.3%
住民税均等割	2.6%	3.2%
繰越欠損金	△0.2%	5.9%
その他	△1.1%	△1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.4%	△25.1%

（表示方法の変更）

前連結会計年度において、「その他」に含めておりました「負ののれん償却額」、「税率変更による影響額」、「住民税均等割」、及び「繰越欠損金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の「その他」に表示していた△3.3%は、「負ののれん償却額」△1.4%、「税率変更による影響額」△3.2%、「住民税均等割」2.6%、「繰越欠損金」△0.2%、「その他」△1.1%として組み替えております。

3　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　令和３年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（賃貸等不動産関係）

当社及び一部の連結子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設(土地を含む)等を有しております。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものです。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりです。

（単位：百万円）

			前連結会計年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当連結会計年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	3,784	3,772
		期中増減額	△11	△80
		期末残高	3,772	3,692
	期末時価		3,772	3,692
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	90,323	90,203
		期中増減額	△119	646
		期末残高	90,203	90,849
	期末時価		87,143	89,242

(注) １．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
２．各連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)です。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりです。

（単位：百万円）

		前連結会計年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当連結会計年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
賃貸等不動産	賃貸収益	521	521
	賃貸費用	290	301
	差額	230	220
	その他(売却損益等)	―	―
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	賃貸収益	18,585	19,227
	賃貸費用	15,643	16,250
	差額	2,942	2,976
	その他(売却損益等)	59	320

（収益認識関係）

1　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日)

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	高速道路	受託	道路休憩所	計		
料金収入	836,947	－	－	836,947	－	836,947
道路資産完成高	259,010	－	－	259,010	－	259,010
その他	1,865	36,848	34,529	73,243	2,681	75,925
顧客との契約から生じる収益	1,097,823	36,848	34,401	1,169,073	1,500	1,170,573
その他の収益(*)	－	－	127	127	1,181	1,309
外部顧客への営業収益	1,097,823	36,848	34,529	1,169,201	2,681	1,171,883

(*)「その他の収益」は収益認識会計基準の適用対象外の収益であり、不動産賃貸収入及びリース収入等を含んでおります。

当連結会計年度(自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日)

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	高速道路	受託	道路休憩所	計		
料金収入	854,778	－	－	854,778	－	854,778
道路資産完成高	341,771	－	－	341,771	－	341,771
その他	1,873	48,672	35,070	85,616	2,417	88,033
顧客との契約から生じる収益	1,198,423	48,672	34,890	1,281,986	1,244	1,283,230
その他の収益(*)	－	－	180	180	1,173	1,353
外部顧客への営業収益	1,198,423	48,672	35,070	1,282,166	2,417	1,284,583

(*)「その他の収益」は収益認識に関する会計基準の適用対象外の収益であり、不動産賃貸収入及びリース収入等を含んでおります。

2　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) ４．会計方針に関する事項(6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	前連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	126,390	116,939
契約資産	32,546	39,322
契約負債	37,519	39,065

契約資産は、受託事業における工事契約について、当社が請求を行っていない工事の進捗に係る対価です。
契約負債は、主に受託事業における工事契約について、顧客から受け取った前受金です。
前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額に重要性はありません。
なお、契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。また、前連結会計年度において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

（単位：百万円）

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	116,939	107,608
契約資産	39,322	48,828
契約負債	39,065	34,500

契約資産は、受託事業における工事契約について、当社が請求を行っていない工事の進捗に係る対価です。
契約負債は、主に受託事業における工事契約について、顧客から受け取った前受金です。
当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額に重要性はありません。
なお、契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

前連結会計年度末において、受託事業における工事契約に係る未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は458,659百万円です。当社は、当該残存履行義務について、工事の完成または工事の進捗により履行義務を充足するにつれ、収益を認識することを見込んでおります。

当連結会計年度末において、受託事業における工事契約に係る未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は478,735百万円です。当社は、当該残存履行義務について、工事の完成または工事の進捗により履行義務を充足するにつれ、収益を認識することを見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1　報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは「高速道路」、「受託」及び「道路休憩所」を報告セグメントとしております。なお、報告セグメントに含まれない事業は「その他」の区分に集約しております。

各報告セグメント及び「その他」の区分の主な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	主要内容
高速道路	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他	駐車場事業、トラックターミナル事業等

2　報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。

セグメント間の内部収益及び振替高は一般の取引条件と同様に決定しております。

3　報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日)

	報告セグメント				その他(百万円)(注)1	合計(百万円)	調整額(百万円)(注)2	連結財務諸表計上額(百万円)(注)3
	高速道路(百万円)	受託(百万円)	道路休憩所(百万円)	計(百万円)				
営業収益								
外部顧客への営業収益	1,097,823	36,848	34,529	1,169,201	2,681	1,171,883	—	1,171,883
セグメント間の内部営業収益又は振替高	60	—	736	797	626	1,423	△1,423	—
計	1,097,883	36,848	35,265	1,169,998	3,308	1,173,306	△1,423	1,171,883
セグメント利益又は損失(△)	△1,536	68	4,290	2,821	373	3,194	△1	3,193
セグメント資産	1,790,387	79,427	114,285	1,984,100	9,576	1,993,677	164,056	2,157,733
その他の項目								
減価償却費	29,841	—	4,060	33,901	224	34,125	6,992	41,118
持分法適用会社への投資	36,933	—	—	36,933	2,284	39,218	—	39,218
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	39,123	—	4,686	43,809	136	43,946	7,935	51,882

(注) 1．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。

2．(1)セグメント利益又は損失の調整額△1百万円は、セグメント間取引消去です。

(2)セグメント資産の調整額164,056百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産182,975百万円及びセグメント間消去△18,918百万円が含まれております。

(3)減価償却費の調整額6,992百万円は、全社資産の減価償却費です。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額7,935百万円は、全社資産の増加額です。

3．セグメント利益又は損失は連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

当連結会計年度(自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日)

	報告セグメント				その他(百万円)(注)1	合計(百万円)	調整額(百万円)(注)2	連結財務諸表計上額(百万円)(注)3
	高速道路(百万円)	受託(百万円)	道路休憩所(百万円)	計(百万円)				
営業収益								
外部顧客への営業収益	1,198,423	48,672	35,070	1,282,166	2,417	1,284,583	—	1,284,583
セグメント間の内部営業収益又は振替高	60	—	780	841	622	1,463	△1,463	—
計	1,198,483	48,672	35,851	1,283,007	3,039	1,286,047	△1,463	1,284,583
セグメント利益又は損失(△)	△4,070	634	3,755	318	239	558	11	570
セグメント資産	1,995,558	92,418	117,030	2,205,007	9,283	2,214,290	244,167	2,458,458
その他の項目								
減価償却費	29,057	—	3,555	32,613	248	32,861	7,309	40,171
持分法適用会社への投資	38,025	—	—	38,025	2,440	40,465	—	40,465
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	55,290	—	4,867	60,157	115	60,272	7,303	67,576

(注) 1．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。

2．(1)セグメント利益又は損失の調整額11百万円は、セグメント間取引消去です。

(2)セグメント資産の調整額244,167百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産261,930百万円及びセグメント間消去△17,762百万円が含まれております。

(3)減価償却費の調整額7,309百万円は、全社資産の減価償却費です。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額7,303百万円は、全社資産の増加額です。

3．セグメント利益又は損失は連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
(独)日本高速道路 保有・債務返済機構	259,165	高速道路

当連結会計年度(自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
(独)日本高速道路 保有・債務返済機構	341,946	高速道路

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
当期償却額	259	―	58	318	―	―	318
当期末残高	609	―	234	843	―	―	843

(注)当期償却額及び当期末残高は全て負ののれん償却額と負ののれん期末残高となっております。

当連結会計年度(自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
当期償却額	259	―	58	318	―	―	318
当期末残高	349	―	175	525	―	―	525

(注)当期償却額及び当期末残高は全て負ののれん償却額と負ののれん期末残高となっております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1　関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等

前連結会計年度(自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省(財務大臣)	千代田区	―	財務行政	被所有直接100.0	財政融資資金借入	財政融資資金借入	―	長期借入金	45,000
									1年内返済予定の長期借入金	5,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 借入利率は財政融資資金貸付金利が適用されております。なお、担保は提供しておりません。

当連結会計年度(自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省(財務大臣)	千代田区	―	財務行政	被所有直接100.0	財政融資資金借入	財政融資資金借入	―	長期借入金	35,000
									1年内返済予定の長期借入金	10,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 借入利率は財政融資資金貸付金利が適用されております。なお、担保は提供しておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注４)	科目	期末残高(百万円)(注４)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	横浜市西区	5,651,733	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	582,236	高速道路事業営業未払金	94,459
						道路資産及び債務の引渡等	道路資産完成高	259,010	高速道路事業営業未収入金	32,706
							債務の引渡及び債務保証(注１)	290,000	―	―
						借入金等の連帯債務	債務保証(注２)	120,000	―	―
							債務保証(注３)	680,000	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）．機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務(財政融資資金借入金債務を除く)について機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

（注２）．民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

（注３）．機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、機構に前連結会計年度までに引き渡した額(財政融資資金借入金債務を除く)について、当社は機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

（注４）．取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当連結会計年度(自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注４)	科目	期末残高(百万円)(注４)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	横浜市西区	5,651,791	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	597,862	高速道路事業営業未払金	73,940
						道路資産及び債務の引渡等	道路資産完成高	341,771	高速道路事業営業未収入金	17,155
							債務の引渡及び債務保証(注１)	390,000	―	―
						借入金等の連帯債務	債務保証(注２)	120,000	―	―
							債務保証(注３)	615,000	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）．機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務(財政融資資金借入金債務を除く)について機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

（注２）．民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

（注３）．機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、機構に前連結会計年度までに引き渡した額(財政融資資金借入金債務を除く)について、当社は機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

（注４）．取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2　重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社である東京湾横断道路㈱を含む、すべての持分法適用関連会社（７社）の要約財務情報は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当連結会計年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
流動資産合計	246,651	192,169
固定資産合計	18,495	19,580
流動負債合計	84,534	80,940
固定負債合計	61,424	10,054
純資産合計	119,187	120,754
営業収益	64,493	71,830
税引前当期純利益金額	1,039	2,309
当期純利益金額	686	1,644

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当連結会計年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
１株当たり純資産額	2,631.00円	2,773.48円
１株当たり当期純利益	55.51円	63.15円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当連結会計年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,829	6,631
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,829	6,631
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

３．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 （令和７年３月31日）	当連結会計年度 （令和８年３月31日）
純資産の部の合計額(百万円)	276,256	291,215
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	―	―
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	276,256	291,215
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	105,000	105,000

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	利率（%）	担保	償還期限
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第58回社債	平成31年４月26日	30,000	30,000	0.210	有	令和11年４月26日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第61回社債	令和元年７月31日	40,000	40,000	0.140	有	令和11年７月31日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第64回社債	令和元年11月29日	40,000	40,000	0.140	有	令和11年11月29日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第67回社債	令和２年１月31日	60,000	60,000	0.220	有	令和12年１月31日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第69回社債	令和２年４月24日	70,000	70,000	0.225	有	令和12年４月24日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第73回社債	令和２年７月17日	50,000	50,000	0.210	有	令和12年７月17日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第75回社債	令和２年11月30日	20,000	―	0.110	有	令和９年12月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第76回社債	令和２年11月30日	50,000	50,000	0.190	有	令和12年11月29日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第77回社債	令和３年１月29日	20,000	―	0.110	有	令和９年12月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第78回社債	令和３年１月29日	40,000	40,000	0.185	有	令和13年１月29日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第80回社債	令和３年４月23日	20,000	―	0.130	有	令和10年６月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第81回社債	令和３年４月23日	50,000	50,000	0.230	有	令和13年４月23日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第84回社債	令和３年７月15日	20,000	―	0.090	有	令和10年６月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第85回社債	令和３年７月15日	70,000	70,000	0.140	有	令和13年７月15日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第６回地域連携型社債	令和３年11月８日	10,000	10,000	0.090	有	令和10年11月８日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第87回社債	令和３年11月30日	20,000	20,000	0.100	有	令和10年12月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第88回社債	令和３年11月30日	30,000	30,000	0.185	有	令和13年11月28日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第90回社債	令和４年１月31日	20,000	20,000	0.120	有	令和10年12月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第91回社債	令和４年１月31日	30,000	30,000	0.244	有	令和14年１月30日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第94回社債	令和４年４月28日	20,000	20,000	0.334	有	令和14年４月28日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第96回社債	令和４年７月29日	15,000	15,000	0.359	有	令和11年６月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第97回社債	令和４年７月29日	24,000	24,000	0.434	有	令和14年７月29日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第98回社債	令和４年11月30日	60,000	―	0.320	有	令和９年９月17日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第99回社債	令和４年11月30日	16,000	16,000	0.374	有	令和11年12月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第100回社債	令和４年11月30日	20,000	20,000	0.499	有	令和14年11月30日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第101回社債	令和５年１月31日	20,000	―	0.677	有	令和９年12月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第103回社債	令和５年４月28日	80,000	―	0.434	有	令和10年４月28日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第104回社債	令和５年４月28日	25,000	25,000	0.790	有	令和15年４月28日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第106回社債	令和５年７月31日	30,000	30,000	0.380	有	令和10年７月31日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第107回社債	令和５年７月31日	10,000	10,000	0.528	有	令和12年７月31日

東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第108回社債	令和５年７月31日	25,000	25,000	0.698	有	令和15年７月29日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第111回社債	令和６年４月25日	100,000	100,000	0.607	有	令和11年４月25日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第112回社債	令和６年４月25日	14,000	14,000	0.905	有	令和16年４月25日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第114回社債	令和６年７月25日	50,000	50,000	0.758	有	令和11年７月25日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第115回社債	令和６年７月25日	26,000	26,000	1.190	有	令和16年７月25日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第118回社債	令和６年11月29日	10,000	10,000	1.211	有	令和16年11月29日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第120回社債	令和７年４月30日	―	118,000	1.066	有	令和12年３月19日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第121回社債	令和７年４月30日	―	25,100	1.475	有	令和17年４月27日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第123回社債	令和７年７月31日	―	150,000	1.263	有	令和12年７月31日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第124回社債	令和７年７月31日	―	35,000	1.770	有	令和17年７月31日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第125回社債	令和７年９月25日	―	21,800	1.815	有	令和17年９月25日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第126回社債	令和７年11月28日	―	10,000	1.414	有	令和12年11月28日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第127回社債	令和７年11月28日	―	25,000	1.896	有	令和17年11月28日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路株式会社第128回社債	令和８年１月30日	―	30,000	2.351	有	令和18年１月30日
合計	―	―	1,235,000	1,409,900	―	―	―

（注）１．機構が債務引受けを実施した金額の合計額は340,000百万円（額面）です。

２．連結決算日後５年内の償還予定額は以下のとおりです。

１年以内（百万円）	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）
―	―	80,000	469,000	380,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	平均利率 （％）	返済期限
短期借入金	―	―	―	―
１年以内に返済予定の長期借入金	5,447	10,000	0.02	―
１年以内に返済予定のリース債務	1,608	1,281	―	―
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	306,680	423,339	1.28	令和９年９月～ 令和18年２月
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	2,957	2,886	―	令和10年５月～ 令和20年12月
その他有利子負債	―	―	―	―
合計	316,693	437,507	―	―

（注）１．「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．リース債務は、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率を記載しておりません。
３．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）のうち、388,339百万円は道路建設関係長期借入金です。

４．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）及びリース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後５年内の返済予定額は以下のとおりです。

区分	１年超２年以内 （百万円）	２年超３年以内 （百万円）	３年超４年以内 （百万円）	４年超５年以内 （百万円）
長期借入金	12,517	100,266	130,091	135,216
リース債務	982	696	489	267

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （令和７年３月31日）	当事業年度 （令和８年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	67,827	61,783
高速道路事業営業未収入金	111,993	100,313
未収入金	5,782	13,949
リース投資資産	566	642
有価証券	29,993	114,942
仕掛道路資産	1,356,268	1,531,571
商品	－	0
原材料	362	356
貯蔵品	779	773
受託業務前払金	22,006	21,505
前払金	7,862	6,785
前払費用	709	531
仮払金	114,444	126,948
その他の流動資産	※3 50,814	※3 59,115
貸倒引当金	△12	△22
流動資産合計	1,769,397	2,039,196
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	2,554	3,230
減価償却累計額	△1,441	△1,529
建物（純額）	1,113	1,700
構築物	64,262	69,986
減価償却累計額	△19,710	△21,142
構築物（純額）	44,552	48,843
機械及び装置	179,271	205,428
減価償却累計額	△119,510	△127,515
機械及び装置（純額）	59,760	77,913
車両運搬具	64,715	64,941
減価償却累計額	△54,736	△58,382
車両運搬具（純額）	9,979	6,559
工具、器具及び備品	16,466	17,771
減価償却累計額	△10,081	△11,431
工具、器具及び備品（純額）	6,385	6,340
土地	0	0
リース資産	180	167
減価償却累計額	△76	△115
リース資産（純額）	104	51
建設仮勘定	12,534	11,086
有形固定資産合計	134,429	152,494
無形固定資産	20,895	28,045
高速道路事業固定資産合計	155,325	180,540

（単位：百万円）

	前事業年度 （令和７年３月31日）	当事業年度 （令和８年３月31日）
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	50,335	52,688
減価償却累計額	△26,426	△28,048
建物（純額）	23,909	24,639
構築物	10,551	10,976
減価償却累計額	△6,726	△7,066
構築物（純額）	3,824	3,909
機械及び装置	5,782	6,037
減価償却累計額	△4,426	△4,710
機械及び装置（純額）	1,355	1,327
工具、器具及び備品	830	853
減価償却累計額	△612	△659
工具、器具及び備品（純額）	217	193
土地	72,530	72,226
建設仮勘定	1,039	1,056
有形固定資産合計	102,877	103,354
無形固定資産	34	27
関連事業固定資産合計	102,912	103,382
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	14,198	14,240
減価償却累計額	△5,378	△5,847
建物（純額）	8,820	8,392
構築物	962	955
減価償却累計額	△508	△508
構築物（純額）	454	447
機械及び装置	306	306
減価償却累計額	△186	△214
機械及び装置（純額）	120	91
車両運搬具	147	160
減価償却累計額	△147	△148
車両運搬具（純額）	0	12
工具、器具及び備品	3,476	4,045
減価償却累計額	△2,464	△2,691
工具、器具及び備品（純額）	1,011	1,354
土地	7,550	7,550
リース資産	900	342
減価償却累計額	△727	△111
リース資産（純額）	173	231
建設仮勘定	120	243
有形固定資産合計	18,250	18,324
無形固定資産	21,458	21,502
各事業共用固定資産合計	39,709	39,826

（単位：百万円）

	前事業年度 （令和７年３月31日）	当事業年度 （令和８年３月31日）
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	2	2
有形固定資産合計	2	2
その他の固定資産合計	2	2
投資その他の資産		
関係会社株式	15,917	15,917
投資有価証券	397	226
長期貸付金	531	1,386
長期前払費用	3,003	2,897
繰延税金資産	7,194	8,897
その他の投資等	2,467	2,552
貸倒引当金	△55	△58
投資その他の資産合計	29,456	31,818
固定資産合計	327,405	355,570
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	1,926	2,159
繰延資産合計	1,926	2,159
資産合計	※1 2,098,728	※1 2,396,926
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	190,046	182,826
1年以内返済予定長期借入金	5,447	10,000
リース債務	161	109
未払金	35,375	42,582
未払費用	2,329	4,166
未払法人税等	1,207	1,117
預り連絡料金	1,135	1,256
預り金	21,284	22,855
前受金	222	538
前受収益	1	1
賞与引当金	3,175	3,409
その他の流動負債	41,385	36,321
流動負債合計	301,771	305,186

（単位：百万円）

	前事業年度 （令和７年３月31日）	当事業年度 （令和８年３月31日）
固定負債		
道路建設関係社債	※1 1,235,000	※1 1,409,900
道路建設関係長期借入金	261,680	388,339
その他の長期借入金	45,000	35,000
リース債務	135	196
受入保証金	7,468	7,709
退職給付引当金	46,637	45,689
役員退職慰労引当金	36	50
資産除去債務	123	125
その他の固定負債	19	48
固定負債合計	1,596,101	1,887,059
負債合計	1,897,873	2,192,245
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	52,500
その他資本剰余金	6,293	6,293
資本剰余金合計	58,793	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
安全対策・サービス高度化積立金	17,705	17,705
道路脱炭素化加速積立金	－	11,285
別途積立金	41,203	29,706
繰越利益剰余金	30,610	34,655
利益剰余金合計	89,519	93,353
株主資本合計	200,813	204,647
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	42	33
評価・換算差額等合計	42	33
純資産合計	200,855	204,680
負債・純資産合計	2,098,728	2,396,926

② 【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 令和６年４月１日 至 令和７年３月31日）	当事業年度 （自 令和７年４月１日 至 令和８年３月31日）
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	836,986	854,778
道路資産完成高	259,010	341,771
受託業務収入	5	4
その他の売上高	1,390	1,452
営業収益合計	1,097,392	1,198,006
営業費用		
道路資産賃借料	582,236	597,862
道路資産完成原価	259,010	342,033
管理費用	261,456	265,161
受託業務費用	5	4
営業費用合計	1,102,709	1,205,061
高速道路事業営業損失（△）	△5,316	△7,054
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	36,848	48,672
休憩所等事業収入	10,436	10,760
その他の事業収入	1,095	1,078
営業収益合計	48,380	60,511
営業費用		
受託業務費用	36,775	47,902
休憩所等事業費	9,500	9,955
その他の事業費用	1,135	1,206
営業費用合計	47,412	59,063
関連事業営業利益	968	1,447
全事業営業損失（△）	△4,347	△5,607
営業外収益		
受取利息	186	533
有価証券利息	444	1,166
受取配当金	※1 4,597	※1 3,510
土地物件貸付料	348	343
違約金及び損害賠償金収入	26	1,036
雑収入	688	490
営業外収益合計	6,291	7,080
営業外費用		
支払利息	※1 17	※1 62
損害賠償金	86	61
控除対象外消費税	65	72
雑損失	4	4
営業外費用合計	174	200
経常利益	1,769	1,273

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当事業年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
特別利益		
固定資産売却益	※2　27	※2　2
特別利益合計	27	2
特別損失		
固定資産売却損	－	※3　180
固定資産除却損	※4　65	※4　335
その他特別損失	12	67
特別損失合計	77	582
税引前当期純利益	1,719	693
法人税、住民税及び事業税	△1,462	△1,442
法人税等調整額	114	△1,698
法人税等合計	△1,347	△3,140
当期純利益	3,067	3,833

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

区分	注記番号	前事業年度（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）			当事業年度（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）		
		金額(百万円)			金額(百万円)		
Ⅰ 高速道路事業営業費用							
1 道路資産賃借料			582,236			597,862	
2 道路資産完成原価			259,010			342,033	
3 管理費用							
(1) 維持修繕費		143,963			144,751		
(2) 管理業務費		84,311			86,070		
(3) 一般管理費		33,182			34,339		
計			261,456			265,161	
4 受託業務費用							
(1) 受託事業費		1			1		
(2) 一般管理費		3			2		
計			5			4	
高速道路事業営業費用合計				1,102,709			1,205,061
Ⅱ 関連事業営業費用							
1 受託業務事業費							
(1) 受託事業費		36,257			47,273		
(2) 一般管理費		517			628		
計			36,775			47,902	
2 休憩所等事業費							
(1) 休憩所等事業管理費		8,843			9,269		
(2) 一般管理費		657			685		
計			9,500			9,955	
3 その他の事業費用							
(1) その他の事業費		773			838		
(2) 一般管理費		362			367		
計			1,135			1,206	
関連事業営業費用合計				47,412			59,063
全事業営業費用合計				1,150,121			1,264,125

(2) 科目明細書

① 高速道路事業原価明細書

区分	注記番号	前事業年度（自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）			当事業年度（自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）		
		金額(百万円)			金額(百万円)		
Ⅰ 営業費用							
1 道路資産賃借料				582,236			597,862
2 道路資産完成原価							
用地費							
土地代		300			701		
労務費		23			42		
外注費		122			52		
経費		75			89		
金利等		6			22		
一般管理費人件費		23			44		
一般管理費経費		86	638		176	1,129	
建設費							
材料費		17			0		
労務費		4,252			5,248		
外注費		226,060			303,400		
経費		3,699			3,910		
金利等		1,017			2,202		
一般管理費人件費		3,726			4,594		
一般管理費経費		5,734	244,507		8,013	327,370	
除却工事費用その他							
労務費		248			245		
外注費		12,854			12,409		
経費		188			215		
金利等		51			66		
一般管理費人件費		223			216		
一般管理費経費		297	13,864	259,010	379	13,532	342,033

区分	注記番号	前事業年度（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）			当事業年度（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）		
		金額(百万円)			金額(百万円)		
３ 管理費用							
維持修繕費							
人件費		4,697			5,195		
経費		139,266	143,963		139,555	144,751	
管理業務費							
人件費		1,709			1,838		
経費		82,601	84,311		84,231	86,070	
一般管理費							
人件費		7,517			8,158		
経費		25,664	33,182	261,456	26,181	34,339	265,161
４ 受託業務費用				5			4
Ⅱ 営業外費用							
支払利息			6			23	
雑損失			154	161		135	158
Ⅲ 特別損失							
固定資産売却損			－	－		34	34
高速道路事業営業費用等合計				1,102,870			1,205,254
Ⅳ 法人税、住民税及び事業税			△1,117			△ 881	
Ⅴ 法人税等調整額			70	△1,046		△ 961	△ 1,842
高速道路事業総費用合計				1,101,823			1,203,412

（注）１．財務諸表等規則第78条第２項第６号の規定により、高速道路事業等会計規則に定める「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」を、高速道路事業に係る原価明細書として表示しております。
２．原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

② 受託事業費

区分	注記番号	前事業年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日） 金額（百万円）	構成比（%）	当事業年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日） 金額（百万円）	構成比（%）
Ⅰ　労務費		582	1.4	617	1.3
Ⅱ　経費	※１	40,321	98.5	46,146	98.7
Ⅲ　一般管理費		11	0.0	8	0.0
当期総製造費用		40,916	100	46,772	100
期首受託業務前払金		17,347		22,006	
合計		58,263		68,778	
期末受託業務前払金		22,006		21,505	
受託事業費		36,257		47,273	

（注）※１　主な内訳は、次のとおりです。

項目	前事業年度（百万円）	当事業年度（百万円）
外注費	38,047	42,119
施工管理委託費	1,638	1,941

（原価計算の方法）

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③ 休憩所等事業管理費

区分	注記番号	前事業年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日） 金額（百万円）	構成比（%）	当事業年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日） 金額（百万円）	構成比（%）
Ⅰ　材料費		32	0.4	31	0.3
Ⅱ　労務費		206	2.3	195	2.1
Ⅲ　経費	※１	8,603	97.3	9,042	97.6
休憩所等事業管理費		8,843	100.0	9,269	100.0

（注）※１　主な内訳は、次のとおりです。

項目	前事業年度（百万円）	当事業年度（百万円）
業務委託費	3,520	3,724
減価償却費	2,705	2,677

④ その他の事業費

区分	注記番号	前事業年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日） 金額（百万円）	構成比（%）	当事業年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日） 金額（百万円）	構成比（%）
Ⅰ　労務費		31	4.1	35	4.2
Ⅱ　経費	※１	741	95.9	803	95.8
その他の事業費		773	100.0	838	100.0

（注）※１　主な内訳は、次のとおりです。

項目	前事業年度（百万円）	当事業年度（百万円）
減価償却費	211	210
租税公課	198	216

⑤ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は前事業年度34,723百万円、当事業年度36,025百万円であり、このうち主なものは次のとおりです。

項目	前事業年度（百万円）	当事業年度（百万円）
利用促進費	11,351	11,669
給与手当	4,825	5,370
業務委託費	3,710	3,634
減価償却費	2,942	3,169
広告宣伝費	2,581	2,666

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 令和６年４月１日　至 令和７年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
当期変動額				
道路脱炭素化加速積立金の積立	－	－	－	－
別途積立金の取崩				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	52,500	52,500	6,293	58,793

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金					株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金				利益剰余金合計				
	安全対策・サービス高度化積立金	道路脱炭素化加速積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	17,705		41,354	27,392	86,452	197,746	70	70	197,817
当期変動額									
道路脱炭素化加速積立金の積立	－	－	－	－	－	－	－	－	－
別途積立金の取崩			△150	150	－	－			－
当期純利益				3,067	3,067	3,067			3,067
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							△28	△28	△28
当期変動額合計	－		△150	3,217	3,067	3,067	△28	△28	3,038
当期末残高	17,705		41,203	30,610	89,519	200,813	42	42	200,855

当事業年度(自 令和７年４月１日　至 令和８年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
当期変動額				
道路脱炭素化加速積立金の積立				
別途積立金の取崩				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	52,500	52,500	6,293	58,793

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金					株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金				利益剰余金合計				
	安全対策・サービス高度化積立金	道路脱炭素化加速積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	17,705	－	41,203	30,610	89,519	200,813	42	42	200,855
当期変動額									
道路脱炭素化加速積立金の積立		11,285	△11,285		－	－			－
別途積立金の取崩			△211	211	－	－			－
当期純利益				3,833	3,833	3,833			3,833
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							△8	△8	△8
当期変動額合計	－	11,285	△11,497	4,045	3,833	3,833	△8	△8	3,824
当期末残高	17,705	11,285	29,706	34,655	93,353	204,647	33	33	204,680

【注記事項】

（重要な会計方針）

1　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

③ その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 商品・原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

2　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3　繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

4　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、外貨建有価証券(その他有価証券)は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

5　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

6　収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は次のとおりです。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものとして、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務を充足するものとして収益を認識しております。

道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

(2) 受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っております。主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

(3) 道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。道路休憩所事業収入は、主に高速道路のSA等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しております。

7　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めておりました「違約金及び損害賠償金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた714百万円は、「違約金及び損害賠償金収入」26百万円、「雑収入」688百万円として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「関係会社株式評価損」は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他特別損失」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「特別損失」の「関係会社株式評価損」に表示していた12百万円は、「その他特別損失」12百万円として組み替えております。

（貸借対照表関係）

※１　担保資産及び担保付債務

前事業年度(令和７年３月31日)

高速道路会社法第８条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債1,235,000百万円(額面)及び機構法第15条の規定により機構に引き渡した社債735,000百万円(額面)の担保に供しております。

当事業年度(令和８年３月31日)

高速道路会社法第８条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債1,409,900百万円(額面)及び機構法第15条の規定により機構に引き渡した社債800,000百万円(額面)の担保に供しております。

２　偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおりとなっております。

(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (令和７年３月31日)	当事業年度 (令和８年３月31日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	120,000百万円	120,000百万円
中日本高速道路㈱	―百万円	―百万円
西日本高速道路㈱	―百万円	―百万円
合計	120,000百万円	120,000百万円

(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金(財政融資資金借入金を除く)については、機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (令和７年３月31日)	当事業年度 (令和８年３月31日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	970,000百万円	1,005,000百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が340,000百万円(額面)、道路建設関係長期借入金が50,000百万円それぞれ減少しております。

※３　貸出コミットメント契約

当社は子会社との間でCMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。これら契約に係る貸出未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (令和７年３月31日)	当事業年度 (令和８年３月31日)
貸出コミットメントの総額	27,200百万円	28,370百万円
貸出実行残高	10,233百万円	8,565百万円
差引額	16,966百万円	19,804百万円

（損益計算書関係）

※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりです。

	前事業年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当事業年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
受取配当金	4,597百万円	3,510百万円
支払利息	17百万円	62百万円

※２　固定資産売却益の内容は、次のとおりです。

	前事業年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当事業年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
土地	―百万円	2百万円
機械及び装置	25百万円	0百万円
車両運搬具	1百万円	0百万円
合計	27百万円	2百万円

※３　固定資産売却損の内容は、次のとおりです。

	前事業年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当事業年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
機械及び装置	―百万円	33百万円
土地	―百万円	143百万円
その他	―百万円	3百万円
合計	―百万円	180百万円

※４　固定資産除却損の内容は、次のとおりです。

	前事業年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当事業年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
建物	13百万円	60百万円
建設仮勘定	23百万円	―百万円
その他	8百万円	8百万円
撤去費用	20百万円	265百万円
合計	65百万円	335百万円

（有価証券関係）

前事業年度（令和７年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （令和７年３月31日）
子会社株式	3,324
関連会社株式	12,593
計	15,917

当事業年度（令和８年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区分	当事業年度 （令和８年３月31日）
子会社株式	3,324
関連会社株式	12,593
計	15,917

（税効果会計関係）

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （令和７年３月31日）	当事業年度 （令和８年３月31日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	3,232百万円	4,135百万円
賞与引当金	972百万円	1,074百万円
退職給付引当金	14,660百万円	14,401百万円
ETCマイレージサービス契約負債	2,764百万円	2,977百万円
その他	5,141百万円	3,758百万円
繰延税金資産小計	26,771百万円	26,347百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,232百万円	△4,135百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△16,173百万円	△13,147百万円
評価性引当額小計	△19,405百万円	△17,283百万円
繰延税金資産合計	7,365百万円	9,063百万円
繰延税金負債		
その他	△170百万円	△166百万円
繰延税金負債合計	△170百万円	△166百万円
繰延税金資産の純額	7,194百万円	8,897百万円

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （令和７年３月31日）	当事業年度 （令和８年３月31日）
法定実効税率	30.5%	30.5%
（調整）		
受取配当金	△79.9%	△152.7%
評価性引当額	△21.6%	△299.7%
住民税均等割	3.8%	8.9%
税率変更による影響額	△1.5%	△87.7%
繰越欠損金	△0.2%	48.3%
その他	△9.5%	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△78.4%	△453.0%

（表示方法の変更）

前事業年度において、「その他」に含めておりました「住民税均等割」、「税率変更による影響額」及び「繰越欠損金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「その他」に表示していた△7.4%は、「住民税均等割」 3.8%、「税率変更による影響額」△1.5%、「繰越欠損金」△0.2%、「その他」△9.5%として組み替えております。

3　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　令和３年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

「顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」については、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当事業年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
１株当たり純資産額	1,912.91円	1,949.33円
１株当たり当期純利益	29.21円	36.51円

（注）１．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前事業年度 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	当事業年度 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
当期純利益(百万円)	3,067	3,833
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―	―
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,067	3,833
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

２．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前事業年度 （令和７年３月31日）	当事業年度 （令和８年３月31日）
純資産の部の合計額(百万円)	200,855	204,680
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	―	―
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	200,855	204,680
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	105,000	105,000

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券	その他有価証券	Pune Sholapur Road Development Co.Ltd	16,000,000	0
		Japan Highways International B.V.	1,096,701	175
		その他（2銘柄）	12,216	50
計			17,108,917	226

【債券】

銘柄			券面総額（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）
有価証券	満期保有目的の債券	ソフトバンクＧ　０ＺＺＢ　ＣＰ	5,000	4,996
		ＮＴＴファイナ　３３ＥＢ　ＣＰ	5,000	4,996
		ソフトバンクＧ　０ＺＹＢ　ＣＰ	20,000	19,992
		みずほリース　ＣＲＹＢ　ＣＰ	10,000	9,996
		ＪＡ三井リース 5CHB CP	10,000	9,991
		ＪＡ三井リース 5CJB CP	15,000	14,993
		オリコプロダクト OPBB CP	15,000	14,993
		ソフトバンクＧ　１００Ｂ　ＣＰ	10,000	9,992
		ソフトバンクＧ　１０１Ｂ　ＣＰ	10,000	9,995
		ＪＡ三井リース　５ＣＫＢ　ＣＰ	15,000	14,993
計			115,000	114,942

【有形固定資産等明細表】

区分		資産の種類	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	減価償却累計額（百万円）	当期償却費（百万円）	差引当期末簿価（百万円）
高速道路事業	有形固定資産	建物	2,554	694	18	3,230	1,529	102	1,700
		構築物	64,262	6,075	351	69,986	21,142	1,611	48,843
		機械及び装置	179,271	31,607	5,450	205,428	127,515	12,863	77,913
		車両運搬具	64,715	1,489	1,263	64,941	58,382	4,904	6,559
		工具、器具及び備品	16,466	1,746	442	17,771	11,431	1,771	6,340
		土地	0	0	0	0	－	－	0
		リース資産	180	－	13	167	115	52	51
		建設仮勘定	12,534	51,404	52,853	11,086	－	－	11,086
		計	339,986	93,017	60,393	372,611	220,116	21,305	152,494
	無形固定資産		51,196	11,468	1,491	61,173	33,127	4,263	28,045
	合　計		391,183	104,486	61,884	433,784	253,244	25,568	180,540
関連事業	有形固定資産	建物	50,335	2,751	398	52,688	28,048	1,956	24,639
		構築物	10,551	1,134	710	10,976	7,066	388	3,909
		機械及び装置	5,782	264	9	6,037	4,710	290	1,327
		工具、器具及び備品	830	29	6	853	659	53	193
		土地	72,530	7	310	72,226	－	－	72,226
		建設仮勘定	1,039	4,146	4,129	1,056	－	－	1,056
		計	141,070	8,334	5,565	143,839	40,485	2,688	103,354
	無形固定資産		138	－	0	138	110	6	27
	合　計		141,209	8,334	5,566	143,977	40,595	2,694	103,382
各事業共用	有形固定資産	建物	14,198	195	152	14,240	5,847	560	8,392
		構築物	962	26	34	955	508	32	447
		機械及び装置	306	－	－	306	214	28	91
		車両運搬具	147	12	－	160	148	0	12
		工具、器具及び備品	3,476	618	49	4,045	2,691	271	1,354
		土地	7,550	－	－	7,550	－	－	7,550
		リース資産	900	159	716	342	111	100	231
		建設仮勘定	120	7,107	6,984	243	－	－	243
		計	27,663	8,120	7,937	27,846	9,522	(597) 993	(11,034) 18,324
	無形固定資産		(26,741) 45,730	6,554	1,645	(30,579) 50,639	29,137	6,301	21,502
	合　計		73,394	14,675	9,583	78,486	38,659	7,294	39,826
その他の固定資産	有形固定資産	土地	2	－	－	2	－	－	2
		計	2	－	－	2	－	－	2
投資その他の資産		長期前払費用	10,137	863	393	10,607	7,710	707	2,897
繰延資産		道路建設関係社債発行費	3,181	1,023	642	3,562	1,402	790	2,159

(注) 1．(　)内は、高速道路事業配賦分を表示しております。
2．配賦基準は勤務時間比によっております。
3．各事業共用固定資産の主なものは工事事務所及び社宅並びにソフトウエアです。
4．高速道路事業有形固定資産(機械及び装置並びに建設仮勘定)の当期増加額の主なものは、料金収受機械及びETC設備の取得によるものです。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （目的使用） （百万円）	当期減少額 （その他） （百万円）	当期末残高 （百万円）
貸倒引当金	68	34	20	0	80
賞与引当金	3,175	3,409	3,175	－	3,409
役員退職慰労引当金	36	14	－	－	50

（注）貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収等によるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	４月１日から３月31日まで
定時株主総会	６月中
基準日	３月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	９月30日、３月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 東京都千代田区霞が関三丁目３番２号　東日本高速道路株式会社本社 － － 無料 新たに発行する株券に係る印紙税相当額
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 － － － －
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 当社は、株券発行会社ですが、全ての株主から株券不所持の申出を受け、株券不発行となっております。

第７ 【提出会社の参考情報】

１ 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条の７第１項の適用はありません。

２ 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書及びその添付書類	(事業年度 (第20期)	自 令和６年４月１日 至 令和７年３月31日)	令和７年６月27日 関東財務局長に提出
(2)	半期報告書	(事業年度 (第21期中)	自 令和７年４月１日 至 令和７年９月30日)	令和７年12月24日 関東財務局長に提出
(3)	発行登録書(普通社債)及びその添付書類			令和８年２月20日 関東財務局長に提出
(4)	発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類			令和８年４月16日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第１ 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第２ 【保証会社以外の会社の情報】

１ 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した下表に記載する社債(いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(以下これらを総称して「当社債」といいます。)には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第１項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注１)に係る道路資産(注２)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第７号)(以下「特措法」といいます。)第51条第２項ないし第４項の規定により機構に帰属する時(注３)において、機構法第14条第１項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により併存的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

なお、第63回、第66回、第68回、第72回、第75回、第77回、第80回、第84回、第86回、第89回、第93回、第95回、第98回、第101回、第103回、第113回、第116回、第117回、第119回及び第122回社債は、機構により併存的に債務引受けされております。

また、債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第２ 事業の状況 ４ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ２ 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等の状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」を併せてご参照ください。

(注) １．高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第２条第２項に規定する高速道路をいいます。
２．道路(道路法(昭和27年法律第180号)第２条第１項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。
３．当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は、特措法第51条第２項に定める機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

＜対象となる社債＞ (有価証券報告書提出日現在)

銘 柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第58回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成31年４月26日	30,000	非上場・非登録

銘　柄	発行年月日	償還金額の総額 （百万円）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第61回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	令和元年７月31日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第63回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（注）１	令和元年11月29日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第64回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	令和元年11月29日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第66回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（注）２	令和２年１月31日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第67回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	令和２年１月31日	60,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第68回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）（注）２	令和２年４月24日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第69回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	令和２年４月24日	70,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第72回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）（注）２	令和２年７月17日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第73回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	令和２年７月17日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第75回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）（注）５	令和２年11月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第76回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	令和２年11月30日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第77回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）（注）５	令和３年１月29日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第78回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	令和３年１月29日	40,000	非上場・非登録

銘　柄	発行年月日	償還金額の総額 （百万円）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第80回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)（注）６	令和３年４月23日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第81回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和３年４月23日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第84回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)（注）６	令和３年７月15日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第85回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和３年７月15日	70,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第６回地域連携型社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付及び分割制限付少人数私募)	令和３年11月８日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第86回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)（注）２	令和３年11月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第87回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和３年11月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第88回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和３年11月30日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第89回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)（注）２	令和４年１月31日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第90回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和４年１月31日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第91回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和４年１月31日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第93回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)（注）２	令和４年４月28日	50,000	非上場・非登録

銘　柄	発行年月日	償還金額の総額 （百万円）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第94回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和４年４月28日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第95回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)（注）２	令和４年７月29日	60,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第96回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和４年７月29日	15,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第97回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和４年７月29日	24,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第98回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)（注）５	令和４年11月30日	60,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第99回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和４年11月30日	16,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第100回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和４年11月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第101回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)（注）６	令和５年１月31日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第103回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)（注）６	令和５年４月28日	80,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第104回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和５年４月28日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第106回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和５年７月31日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第107回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和５年７月31日	10,000	非上場・非登録

銘　柄	発行年月日	償還金額の総額 （百万円）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第108回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	令和５年７月31日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第111回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	令和６年４月25日	100,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第112回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	令和６年４月25日	14,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第113回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）（注）３	令和６年７月25日	60,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第114回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	令和６年７月25日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第115回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	令和６年７月25日	26,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第116回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）（注）３	令和６年９月25日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第117回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）（注）３	令和６年11月29日	33,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第118回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	令和６年11月29日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第119回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）（注）４	令和７年４月30日	80,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第120回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	令和７年４月30日	118,000	非上場・非登録

銘　柄	発行年月日	償還金額の総額 （百万円）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第121回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和７年４月30日	25,100	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第122回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)（注）４	令和７年７月31日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第123回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和７年７月31日	150,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第124回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和７年７月31日	35,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第125回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和７年９月25日	21,800	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第126回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和７年11月28日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第127回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和７年11月28日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第128回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和８年１月30日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第129回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和８年４月23日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第130回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和８年４月23日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第131回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和８年４月23日	45,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第132回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和８年４月23日	70,000	非上場・非登録

（注）１．令和４年12月28日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。
２．令和５年３月31日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。
３．令和７年３月31日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。
４．令和７年９月30日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。
５．令和７年12月26日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。
６．令和８年３月31日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

２　【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月１日に設立された独立行政法人です。

当有価証券報告書提出日現在の機構の概要は下記のとおりです。

① 名称　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

② 設立根拠法　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

③ 主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市西区高島一丁目１番２号

子会社及び関連会社はありません（令和８年３月31日現在）。

④ 役員

機構法第７条第１項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事２人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第２項の規定により、役員として理事３人以内を置くことができるとされており、３名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、役員の任期は以下のとおりです。

理事長・・・令和12年３月31日まで(中期目標の期間の末日まで)

理　事・・・令和９年９月30日まで(２年)

監　事・・・令和７年度の財務諸表承認日まで(中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで)

⑤ 資本金及び資本構成

令和７年３月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

Ⅰ 資本金	5,651,791百万円
政府出資金	4,120,270百万円
地方公共団体出資金	1,531,520百万円
Ⅱ 資本剰余金	838,956百万円
資本剰余金	2,526百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
その他行政コスト累計額	△14,502百万円
減価償却相当累計額(△)	△12,349百万円
減損損失相当累計額(△)	△2,061百万円
除売却差額相当累計額(△)	△91百万円
Ⅲ 利益剰余金	9,523,042百万円
純資産合計	16,013,789百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第４項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第５号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥　事業の内容

(a) 目的　　高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること

(b) 業務の範囲

(1)高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け

(2)承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)

(3)協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)

(4)政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け

(5)国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け

(6)国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け

(7)国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する自動車駐車場（高速道路に附属する道路の附属物であるものに限ります。）の整備（高速道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設の整備と一体的に行うものに限ります。）に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け

(8)政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け

(9)高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成

(10)高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務

(11)本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務

(12)本州と四国を連絡する鉄道施設の管理

(13)(12)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。

(ⅰ)機構法

(ⅱ)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)

(ⅲ)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)

(ⅳ)通則法

(ⅴ)日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)

(ⅵ)高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第１項により、別に法律で定めるところにより令和97年９月30日までに解散すること、また同条第２項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)附則第２条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年７月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検結果」をとりまとめております。更に、令和７年８月には、国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検フォローアップ検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検フォローアップ」をとりまとめております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報　第２ 事業の状況　３ 事業等のリスク （２）当社グループの事業その他に関するリスクについて　15. 高速道路関係法令等の適用」を、また協定については「第一部 企業情報　第２ 事業の状況　５ 重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照ください。

第３ 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和８年６月19日

東日本高速道路株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅　田　裕　之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田　中　友　康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋　本　宜　幸

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の令和７年４月１日から令和８年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の令和８年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

料金収入の正確性	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、収益認識関係の注記に記載のとおり、当連結会計年度の料金収入として854,778百万円を計上している。当該金額は連結損益計算書の営業収益1,284,583百万円の約66%を占め、金額的重要性が高い。 高速道路事業は、国の重要なインフラ施策を担う公共性の高い事業であり、利用者より収受する料金は利潤を含まないことが前提とされている。会社は、道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から借り受けたうえで、収受した料金収入を道路資産賃借料及び維持管理費用に充て、原則として損益を均衡させる方針としている。 料金収入の個々の金額は全体に比べて少額であるが、処理される取引件数は膨大であることに加え、入口と出口の料金所を異なる法人が管轄している場合もあるため、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社等との料金精算という独自の処理も行っている。 これらの取引を処理するために、料金収入の計上プロセスはITシステムによって自動で計算・集計され、会計システムに連携される仕組みとなっている。 このように、料金収入は、高い公共性を有する高速道路事業において道路資産賃借料及び維持管理費用に充てられるという性質を有しており、その計上額の正確性は連結財務諸表において特に重要であるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、料金収入の正確性を検討するにあたり以下の監査手続を実施した。 (内部統制の評価) 料金収入を計上するためのITシステムの信頼性を確かめるため、料金収入の計上プロセスを把握した。また、IT専門家を利用し、関連するITシステムのIT全般統制の整備・運用状況を評価するとともに、以下のとおり情報処理統制の整備・運用状況を評価した。 ・走行料金収入の算出 サンプルデータについて、道路種別ごとの距離、車種、割引種別等を踏まえて通行料金を計算し、自動計算された料金と照合した。 ・料金精算 精算額の大部分を占める中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社との料金精算のサンプルデータについて、路線毎の走行距離に単価を乗じた各法人への精算額を計算し、ITシステムにより自動計算された精算結果と照合した。 (料金収入の正確性の検討) ・料金収入額及び料金精算の入金取引のうち当監査法人がリスクを勘案して設定した一定の基準値を上回るものについて、入金証憑と照合した。 ・料金収入にかかる未収入金のうち、当監査法人がリスクを勘案して設定した一定の基準値を上回る相手先に対して、残高確認を実施した。

費用の事業区分の妥当性	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、セグメント情報の注記に記載の通り、当連結会計年度の高速道路セグメント損失として4,070百万円、受託セグメント利益として634百万円、道路休憩所セグメント利益として3,755百万円、その他セグメント利益として239百万円を計上している。 高速道路事業は、国の重要なインフラ施策を担う公共性の高い事業であり、利用者より収受する料金は利潤を含まないことが前提とされている。会社は、国土交通大臣の事業許可及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)との協定に基づき建設した道路資産を、建設にあたり負担した債務とともに機構に引渡し、道路資産を機構から借り受けたうえで、収受した料金収入を道路資産賃借料及び維持管理費用に充て、原則として損益を均衡させる方針としている。 一方で関連事業については、サービスエリア・パーキングエリアの運営管理を行う休憩所事業等、主として営利を目的とした事業を実施している。 このように、公共性の高い事業と営利目的事業が併存するため、高速道路事業と休憩所事業等の関連事業との区分表示が高速道路事業等会計規則において規定されており、費用が正しい事業区分に計上されることが特に重要であるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、費用の事業区分の妥当性を検討するにあたり以下の監査手続を実施した。 (内部統制の評価) 費用計上に際して事業区分の妥当性を確保するための内部統制の整備・運用状況を評価した。 (費用の事業区分の妥当性の検討) ・当監査法人がリスクを勘案して設定した一定の基準により抽出した費用の計上取引について、正しい事業区分に計上されていることを確かめるため、担当部署等への質問及び原始証憑等の根拠資料との照合を実施した。 ・当監査法人がリスクを勘案して設定した一定の基準により抽出した高速道路事業の費用と関連事業の費用との間の振替仕訳について、事業間での振替の妥当性を確かめるため、担当部署等への質問及び原始証憑等の根拠資料との照合を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている

場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※1　上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和８年６月19日

東日本高速道路株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅　田　裕　之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田　中　友　康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋　本　宜　幸

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の令和７年４月１日から令和８年３月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の令和８年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

料金収入の正確性
会社は、当事業年度の料金収入として854,778百万円を計上している。当該金額は損益計算書の営業収益1,198,006百万円の約71%を占め、金額的重要性が高い。 当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

費用の事業区分の妥当性
会社は、損益計算書に記載のとおり、当事業年度の高速道路事業営業損失として7,054百万円、関連事業営業利益として1,447百万円を計上している。 当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※1　上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
　2　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。